# 令和3年度

# 包括外部監査の結果報告書

自然環境に係る財務事務の執行について

令和4年3月

宫城県包括外部監査人 公認会計士 福士直和

# 目 次

第1	外	ト部監査の概要	1
	1	外部監査の種類	1
	2	選定した特定の事件	1
	3	特定の事件を選定した理由	1
	4	外部監査の対象期間	2
	5	外部監査の方法	2
		(1) 監査着眼点	2
		(2) 実施した主な監査手続	2
	6	外部監査の実施期間	2
	7	包括外部監査人補助者の資格及び氏名	2
	8	利害関係	2
第2	臣台	<u>に</u> 査対象の概要	2
<del>为</del> 4		1.且内 家の似安 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	1		
	2	歳出決算額の推移	b
第3	外	<b>ト部監査の結果及び意見</b>	6
I	個別	検出事項	6
	1	行政評価	10
		(1) 事業成果の開示不足	
		(2) 不明確な評価対象事業の範囲	
		(3) 人件費の未考慮	
		(4) 行政コストの未考慮	
		(5) 事業目的と成果指標の不整合	14
		(6) 単位当たりコストの未考慮	15
		(7)大規模事業評価の未実施	17
		(8) 内部統制基本方針とリスク評価の不整合	19
	2	契約	21
		(1) PFI 優先検討の未実施	22
		(2) 無利子貸付	23
		(3) 不十分な委託管理	26
		(4) 不自然な指定管理者の実績報告	28

	3	補助金
		(1) 必要性に乏しい補助32
		(2) 1 者応募
		(3) 事業効果の検証不足34
	4	公社等36
		(1) 代替性評価の未実施38
		(2) 経営課題の開示不足40
		(3) 経営改善の進行状況の開示不足41
		(4) 引当金の開示もれ43
П	行政	評価機能の実効性確保と県民への説明責任45
	1	現状の問題認識45
	2	みやぎ環境税の成果47
	3	県が取り組むべき課題49
		(1) 行政活動を目的化せず、効果(成果)の検証を49
		(2) 内部統制システムによる全庁的取組の最適化50
添付	資料	1. 政策評価・施策評価51
添付	資料	2. 施策評価シート
添付	資料	3. 内部統制基本方針
添付	資料	4. 内部統制評価報告書70
添付	資料	5. イノシシの市町村別捕獲数と被害額の推移71
添付	資料	6. 公社等の経営評価72
添付	資料	7. 改善支援団体の取組状況80

報告書中の表は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合等があります。また、金額の注記がないものについては、税込額を記載しています。

## 包括外部監査の結果報告書

「自然環境に係る財務事務の執行について」

## 宮城県包括外部監査人 公認会計士 福士直和

## 第1 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号。以下同じ。)第252条の37第1項に基づく包括外部監査

## 2 選定した特定の事件

自然環境に係る財務事務の執行について

監査対象機関は、以下のとおりである。

環境生活部環境政策課

再生可能エネルギー室

自然保護課

循環型社会推進課

水產林政部林業振興課

森林整備課

公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団(以下「伊豆沼財団」という。)

公益財団法人宮城県環境事業公社(以下「環境公社」という。)

公益財団法人みやぎ林業活性化基金(以下「林業基金」という。)

一般社団法人宮城県林業公社(以下「林業公社」という。)

#### 3 特定の事件を選定した理由

宮城県(以下「県」という。)では、宮城の将来ビジョンの「政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」「政策12 豊かな自然環境、生活環境の保全」の政策推進のもと、様々な環境施策を展開しており、これらは、新・宮城の将来ビジョンの「政策7 自然と人間が共存共栄する社会をつくる」の政策推進として引き継がれている。また、県は平成23年度から個人及び法人の県民税均等割の超過課税である「みやぎ環境税」を導入し、喫緊の環境問題に対応する施策に充当する財源としてきた。

一方、地球温暖化対策の国際的関心の高まりや国が掲げる「グリーン社会の実現」に向けた施策 等の外部環境変化を踏まえ、県の環境施策事業の見直しが必要になることが考えられる。

よって、自然環境に係る財務事務の執行について、包括外部監査人の立場から検討を加えることは、今後の行政運営にとって有意義と認識し、本年度の包括外部監査の特定の事件として選定した。

## 4 外部監査の対象期間

令和2年度とするが、必要に応じて過年度及び令和3年度の一部についても監査対象に含めている。

### 5 外部監査の方法

## (1)監査着眼点

- ① 行政評価は適切か
- ② 委託等の契約は適切か
- ③ 補助金等の事務手続は適切か
- ④ 公社等外郭団体(以下「公社等」という。)の管理は適切か

### (2)実施した主な監査手続

実施した主な監査手続は次のとおりである。なお、監査手続の適用に当たっては効率的な監査 を実施するという観点から、重要と判断したものに限定し、原則として試査<sup>1</sup>により行った。

#### ① 予備調査

• 監査対象業務の関連資料を入手し、分析・質問することにより、当該業務の現状と課題を 把握した。

#### ② 本監査

• 予備調査の結果に基づき、「(1)監査着眼点」について経済性、効率性及び有効性(3 E)並びに合規性の観点から検討を行った。検討に際しては、関連資料を閲覧し、必要に応じて関係部署に対する質問を行った。

## 6 外部監査の実施期間

令和3年4月8日から令和4年3月24日まで

## 7 包括外部監査人補助者の資格及び氏名

公認会計士 井口立和

公認会計士 水野由貴

#### 8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害 関係はない。

 $<sup>^{1}</sup>$  試査とは、特定の監査手続の実施に際して監査対象となる母集団からその一部の項目を抽出し、それに対して監査手続を実施することをいう。

# 第2 監査対象の概要

## 1 組織

監査対象は、環境生活部の4課室及び水産林政部の2課とした。分掌事務と現員は以下のとおりである。

部	課室	分掌事務	現員(名)
環境生活部	環境政策課	(1)環境行政の総合的な企画及び調整に関すること。 (2)環境美化の促進に関すること。 (3)環境基本計画に関すること。 (4)特定製品に係るフロン類の充填、回収等に関すること。 (5)地球温暖化対策に関すること。 (6)環境に関する知識の普及及び学習の促進に関すること。 (7)環境産業の振興に関すること。 (8)資源・エネルギー行政の総合調整に関すること。	18
	再生可能工 ネルギー室	<ul><li>(1)再生可能エネルギー等の導入に関すること。</li><li>(2)省エネルギーに関すること。</li></ul>	14
	自然保護課	(1) 自然環境保全行政の総合的な企画及び調整に関すること。 (2) 県自然環境保全地域等の指定及び保全に関すること。 (3) 野生生物の保護及び管理に関すること。 (4) 狩猟に関すること。 (5) 自然公園の指定及び保護に関すること。 (6) 林地開発の規制に関すること。 (7) 環境緑化に関すること。 (8) 森林の機能強化等に係る基金に関すること。 (9) 伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター、蔵王野鳥の森自然観察センター、クレー射撃場、県民の森、昭和万葉の森及びこもれびの森に関すること。	23
	循環型社会 推進課	(1)循環型社会の形成の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (2)廃棄物等の発生の抑制及び循環資源の再使用、リサイクル等の促進に関すること。 (3)廃棄物の処理及び清掃に関すること(竹の内産廃処分場対策室及び放射性物質汚染廃棄物対策室の所管に属するものを除く。)。 (4)浄化槽に関すること。 (5)土砂等の埋立て等の規制に関すること。	29
水産林政部	林業振興課	(1) 林業振興施策の企画及び調整に関すること。 (2) 木材産業振興施策の企画及び調整に関すること。 (3) 森林計画及び市町村森林整備計画に関すること。 (4) 森林経営計画に関すること。 (5) 森林経営管理に関すること。 (6) 林業技術の改良普及に関すること。 (7) 林業経営の改善普及に関すること。 (8) 国有林野の調整に関すること。 (9) 流域林業の推進に関すること。 (10) 県産材の生産及び供給の体制の整備並びに流通に関すること。 (11) 林業金融に関すること。 (12) 林業労働力対策に関すること。 (13) 林業・木材産業構造改革に関すること。 (14) 入会林野等に関すること。 (15) 林道に関すること。	23

部	課室	分掌事務	現員(名)
		<ul><li>(16) 林業の後継者及び担い手の育成に関すること。</li><li>(17) 特用林産物の生産及び流通に関すること。</li><li>(18) 公益財団法人みやぎ林業活性化基金(平成四年九月十四日に財団法人みやぎ林業活性化基金という名称で設立された法人をいう。)に関すること。</li><li>(19) 林業技術総合センターに関すること。</li></ul>	
	森林整備課	(1)森林整備(林道に関することを除く。)及び林業種苗に関すること。 (2)森林の保全に関すること。 (3)森林の保護及び病害虫等の防除に関すること。 (4)県有林に関すること。 (5)治山事業(防災林に係るものを含む。)に関すること。 (6)地すべりの防止に関すること(林野保全に係るものに限る。)。 (7)保安林に関すること。 (8)一般社団法人宮城県林業公社(昭和四十一年六月二十三日に社団法人宮城県林業公社という名称で設立された法人をいう。)に関すること。	28

出所:分掌事務は行政組織規則(宮城県規則第76号)、現員は各課室作成資料

(注) 現員は令和3年3月31日現在を表す。

## 2 歳出決算額の推移

今回の包括外部監査の対象である環境生活部 4 課室に係る歳出決算額の推移は以下のとおりである。

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	監査対象	備考
報酬	96, 414	113, 391	93, 930		
給料	371, 775	358, 733	370, 895		環境生活部(監査対
職員手当等	254, 748	266, 736	258, 547		象外の課室を含む)
共済費	145, 469	143, 015	142, 755		に係るもの
賃金	5, 365	5, 532			
報償費	4, 745	4, 773	3, 361		
旅費	13, 624	12, 522	13, 467		
需用費	56, 106	63, 170	66, 194		
役務費	7, 335	5, 570	4,660		
委託料	730, 666	633, 958	570, 504	•	
使用料及び賃借料	11, 495	12, 645	13, 946		
工事請負費	55, 169	297, 426	321, 934		
備品購入費	7, 243	22, 309	29, 545		
負担金、補助金及び交付金	1, 248, 162	1, 305, 914	1, 410, 736	•	
償還金、利子及び割引料	311, 394	129, 199	5, 528		
投資及出資金	13, 044				
積立金	4, 204, 160	2, 139, 783	2, 427, 930	•	基金への積立(主に 環境創造基金)
公課費	184, 215	148	266		
計	7, 537, 106	5, 514, 830	5, 734, 205		

出所:監査対象各課室作成資料をもとに包括外部監査人が作成

また、宮城の将来ビジョンの「政策 11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」「政策 12 豊かな自然環境、生活環境の保全」に関連する以下の事業(環境生活部 4 課室を除く)を監査対象とした。

施策	事業番号	事業名	担当課室名	令和2年度 決算額 (千円)	事業概要
27	16	県産木材利用 拡大促進事業	林業振興課	259, 725	・被災者の住宅再建など、県産材利用住宅への支援を通じて、県産木材の利用拡大を図るとともに、地球温暖化防止対策を推進する。
27	20	森林育成事業	森林整備課	663, 861	・森林の多面的機能の発揮,県産木材の安定供給の確保,放 射性物質を含む土砂の流出防止等を図るため間伐等の森林整 備を推進するほか,松くい虫被害木の伐倒処理を実施する。
27	22	温暖化防止森 林づくり推進 事業	森林整備課	269, 584	・森林が有する二酸化炭素吸収機能を発揮させるため、植栽 や保育間伐、利用間伐への支援に取り組むほか、ナラ枯れ被 害木の拡大を防ぐため、被害木の駆除に対して支援する。
29	8	森林病害虫等 防除事業	森林整 備課	161, 976	・松くい虫被害の拡大防止のため、被害木の伐倒処理や薬剤 の予防散布を実施する。

出所:宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画 成果と評価(令和3年9月宮城県)

# 第3 外部監査の結果及び意見

# I 個別検出事項

今回の監査の過程で発見された個別検出事項については、「指摘」と「意見」に分けており、以下の判断基準によって区分したものである。

区分	根拠規定	監査上の判断基準
指摘	監査の結果(地方自治法第 252 条の 37 第 5 項)	違法(法令、条例、規則等の違反) 不当(違法ではないが、①行為の目的が、その法令等の 予定するものとは別のものである ②法令等の運用の仕 方が不十分である、又は不適切である ③社会通念上、 適切でないもの)
意見	監査の結果に添えて提出する意 見(地方自治法第 252 条の 38 第 2 項)	違法または不当なもの以外で、包括外部監査人が個別検 出事項として記載することが適当と判断したもの

個別検出事項を監査着眼点に基づく監査上の論点ごとに整理して記載したのは、今回の監査対象 の範囲外においても県が財務事務の点検を行う場合の参考になると判断したことによる。

## <指摘及び意見の要約一覧表>

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
1 行政評価				
(1) 事業成果の 開示不足	10	意見	施策評価シートにおいて県が示している「令和2年度の実施状況・成果」は個別事業に係る事業成果の記載内容に乏しい事業が散見される。個別事業に係る成果指標(目標、実績)を示すことなく、施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性が確保されているとは考え難い。	を明確に区分し、成果指標の目標と実績を比較検証する等、目
(2) 不明確な評価対象事業の範囲	11	指摘	「環境創造基金市町村支援事業交付金事業は宮城の将来ビジョンを構成する事業に含まれないため、施策評価対象外である」とする県の説明の合理的根拠は希薄である。	事業費に金額的重要性が認められる事業については施策評価の対象とする。 なお、県の説明によると、令和3年度からは環境創造基金市町村支援事業交付金も施策評価の対象となる、とのことである。
(3) 人件費の未 考慮	13	意見	県の説明によると、職員人件費は一般 行政経費であり、施策評価の対象に馴染 まないため、施策評価の対象事業費に含 めていない、とのことであるが、職員人 件費を考慮せず、評価対象事業に係る効 率性や有効性評価が実施可能とは考え 難い。	件費を含む)のうち、当該重要

	項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
(4)	行政コスト の未考慮	14	意見	施設整備事業である森林公園等県有施設機能拡充事業について、行政コストや成果指標(例:施設利用者数)を考慮せず、単年度の施設整備費を基礎に、施策評価の目的である施策の成果の評価、課題等の検証が可能といえるか疑問である。	施設整備費に係る効率性・有 効性評価は、行政コストを考慮 のうえ実施する。
(5)	事業目的と 成果指標の 不整合	14	意見	以下の事業に係る成果指標は事業目的と整合したものといえるか疑問である。 ■県産木材利用拡大促進事業 地球温暖化防止対策の観点では、持続可能な森林・林業経営を確立するため、採算性向上が重要な要素と考えられる。よって、木材産出の採算性向上に係る指標が成果指標として合理的である。 ■野生鳥獣保護・適正管理事業 事業計画(第二期宮城県ニホンジカ管理計画、第三期宮城県イノシシ管理計画)の策定目的が個体数の適正化や被害軽減と考えられるため、個体数や被害軽減が成果指標として合理的である。	標(目標、実績)を設定し、目標と実績の比較検討により事業効果を検証する。
(6)	単位当たりコストの未考慮	15	意	単位当たりコストが未考慮の事業が検出された。単位当たりコストを考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能といえるか疑問である。 ■燃料電池自動車普及推進事業本件事業に係る単位当たりコストの実績は示されているが、目標設定が行われていない。計画普及台数、将来コスト、トン当たり CO2 削減コストが不明確であるため、本件事業に係る中期的事業見通し体が欠如していると考えられる。中期的な事業見通しが不明確なまま、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能とは考え難い。	有効性の評価の実効性を確保するため、単位当たりコストを考慮のうえ成果目標を設定する。地球温暖化対策関係の事業については、国の行政事業レビュー同様、「1トン当たり CO2削減コスト」を単位当たりコストの横断的な指標とすることが合理的と考える。また、中期的な事業見通しが不明確な事業については、当該
(7)	大規模事業 評価の未実 施	17	意見	県の説明によると、次期最終処分場整備事業は大規模事業評価の対象外である、とのことである。事業実施の可否について評価を行い、その結果を県行政に反映させる、という大規模事業評価の制度趣旨を鑑みれば、県が事業主体を選定している事業に対する事業推進の妥当性の検証について今後検討の余地があると考えられる。	県の現行ルール上、大規模事業 評価の対象外であっても、県が 事業主体や事業方式を選定する 事業の場合、大規模事業評価に

	項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
(8)	内部統制基 本方針とリ スク評価の 不整合	19	意見	県の説明によると、効率性・有効性に 乏しい予算執行が継続されるリスクに 係る内部統制については特段の対応、評 価は実施していない、とのことであるが、 県の内部統制基本方針とリスク評価に 不整合が生じているため、内部統制評価 が適切に行われていたといえるか疑問で ある。	県の内部統制基本方針においては、業務の効率的かつ効果的な遂行に係る内部統制として、
2	契約				
(1)	PFI 優先検 討の未実施	22	意見	県の説明によると、次期最終処分場整備事業はPFI優先検討の対象外である、とのことである。公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP・PFI手法の導入が適切かどうかを従来型手法に優先して検討する、というPFI優先検討の趣旨を鑑みれば、県が事業主体を選定している事業に対するPFI優先検討について今後検討の余地があると考えられる。	県の現行ルール上、PFI 優先検 討の対象外であっても、県が事 業主体や事業方式を選定する事 業の場合、PFI 優先検討に準じ
(2)	無利子貸付	23	意見	林業公社に対する貸付を全て無利子 とする公益上の必要性が認められるか 疑問である。	無利子貸付とする公益上の必 要性に乏しい場合、適正な利率 による貸付条件とする。
(3)	不十分な委 託管理	26	意見	指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ) 捕獲等業務委託について、県全体の被害 額の軽減効果が明らかでないため、効果 的な委託管理が行われているといえるか 疑問である。	適正化や被害軽減にあることを 念頭に、県全体の捕獲数のみな
(4)	不自然な指 定管理者の 事績報告	28	意見	宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターに係る指定管理者の実績報告について、指定管理料が実績精算払いでないにも関わらず指定管理者の事業収支実績がゼロなのは明らかに不自然であり、このような実績報告が十分に許容される内容といえるか疑問である。	において、指定管理者の実績報
3	補助金				
(1)	必要性に乏しい補助	32	意見	LED化に対する補助に係るトン当たりCO2削減コストは高く、効率性に乏しい事業と考えられる。 実際、LED購入補助を制限している補助事業もあることから、LED化に対する補助の必要性が認められるか疑問である。	囲を決定する。 LED 化に対する補助について は効率性・有効性に乏しいと考

項目	ページ	区分	現状の問題点	解決の方向性
(2)1 者応募	33	意見	スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金の補助事業者への応募が1 者である。短い募集期間が1者応募の背景にあったと認められるため、競争性が確保された公募スケジュールであったといえるか疑問である。	公募による競争性を確保する ため、個別事業の性質を踏まえ た募集時期、募集期間を設定す る。
(3) 事業効果の 検証不足	34	意見	防災拠点再生可能エネルギー導入促 進事業について、計画の成果目標と実績 の比較分析の内容が明らかでなく、事業 効果の検証が十分といえるか疑問であ る。	計画の成果目標と実績の乖離が大きい事項については、実績データの正確性を含めて十分に確認のうえ、事業効果を検証する。
4 公社等				
(1) 代替性評価 の未実施	38	意見	個別検出事項「2(1)PFI優先検討の未実施」は、結果的に環境公社の代替性評価も未実施であったことと同義と考えられる。環境公社の経営評価において、代替性評価が行われていたとは認められない。	多様なPPP/PFI手法導入が増えている点に留意し、公社等の代替性評価の見直し要否を継続的に検討し、公社等の経営評価の実効性を確保する。
(2) 経営課題の 開示不足	40	意見	伊豆沼財団の人員体制は小規模であり、限られた人員体制の中での持続可能な組織運営は伊豆沼財団の重要テーマと考えられるが、経営評価上、関連する記載がない。顕在化した問題のみに着目した経営評価のみで十分といえるか疑問であり、経営課題の開示不足が懸念される。	中期的な視点で法人運営上 の重要なリスクと考えられる事 項についても、経営評価におい て情報開示する。
(3) 経営改善の 進行状況の 開示不足	41	意見	公表されている林業公社に係る「改善 支援団体の取組状況」において、経営改善の進行管理状況の開示が十分とは考え難い。	
(4) 引当金の開示もれ	43	指摘	環境公社は特定災害防止準備金、維持管理積立金、埋立維持管理積立金を会計上の引当金と整理しているにも関わらず、財務諸表の注記(引当金の計上基準)や引当金の明細(附属明細書)の記載がなされていないため、引当金としての必要な開示がもれている。	細(公益法人会計基準第6 2

## 1 行政評価

県が実施している行政評価は、評価対象(政策、施策、事業)、評価時点(事前、事中、事後) に応じ、以下の4つの個別評価で構成される。

名称	主たる目的	対象	自然環境に係るもの (令和2年度)
政策評価	政策の成果の 評価、課題等 の検証	「宮城の将来ビジョン」,「宮城県震災復興計画」及び「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」で定めた政策及び同政策を構成する施策	添付資料1. 政策評価・施策評価
施策評価	施策の成果の 評価、課題等 の検証	「宮城の将来ビジョン」,「宮城県震災復興計画」及び「宮城の将来ビジョン・震災復興・地方創生実施計画」で定めた施策及び同施策を構成する事業	添付資料1. 政策評価・施策評価 添付資料2. 施策評価シート
大規模 事業評価	大規模事業の 事業推進の妥 当性の判定	事業費 100 億円以上の公共事業 事業費 30 億円以上の施設整備事業 (老朽化に伴う改築事業等であって一 定の要件を満たすものを除く。)	該当なし
公共事 業再評 価	実施中の公共 事業の継続の 妥当性の判定	着手から一定期間を経過した公共事業	該当なし

## (1)事業成果の開示不足

個別事業に係る「令和2年度の実施状況・成果」については「添付資料2.施策評価シート」を参照されたいが、個別事業ごとの主な成果に関する県の説明は以下のとおりである。

事業番号	事業名	主な成果に関する県の説明
27-6	エコタウン形成促進事業	延べ 4, 253 件の補助を実施
27-16	県産木材利用拡大促進事業	住宅支援 514 件、県産材使用量約 8,342 ㎡
27-20	森林育成事業	森林整備面積(年間)2,130ha
27-22	温暖化防止森林づくり推進事業	間伐面積(年間)560ha 作業道整備(年間)35,439m 植栽面積(年間)56ha
27-24	クリーンエネルギーみやぎ創造事業	省エネルギー設備等の導入補助件数 51 件
27-28	燃料電池自動車普及推進事業	FCV の導入補助 商用水素ステーション整備支援
28-2	産業廃棄物 3R 等推進事業	関連設備導入の補助件数 14 件
29-2	野生鳥獣保護・適正管理事業	捕獲実績(イノシシ 3, 194 頭、ニホンジカ 611 頭)
29-8	森林病害虫等防除事業	松くい虫被害による枯損木量 10,151 ㎡ (目標 12,550 ㎡)

出所:政策評価・施策評価及び施策評価シートをもとに包括外部監査人が作成(令和2年度決算額50,000千円以上の事業)

## 【現状の問題点(意見)】

施策評価シートにおいて県が示している「令和2年度の実施状況・成果」は個別事業に係る事業成果の記載内容に乏しい事業が散見される。個別事業に係る成果指標(目標、実績)を示すことなく、施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性が確保されているとは考え難い。

## 【解決の方向性】

個別事業の活動内容(アウトプット)と成果(アウトカム)を明確に区分し、成果指標の目標 と実績を比較検証する等、目的と整合する施策評価を実施する。

### (2)不明確な評価対象事業の範囲

施策評価の評価対象事業費と歳出決算額を比較した結果は以下のとおりである。

		金額 (千円)
施策評価	西対象事業費 (合計額)	1, 306, 323
歳出決算	章額	5, 734, 205
	差異	4, 427, 882
差異の	職員人件費	772, 197
内訳	積立金	2, 427, 930
	環境創造基金市町村支援事業交付金	325, 629
	その他	902, 126

出所:各室課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

施策評価の範囲については以下の規定や解釈がなされている。

#### (政策評価及び施策評価の範囲)

- 第4条 政策評価は、政策を構成する施策のうち政策評価指標が設定されているもの(次項において「指標設定施策」という。)について行うものとする。
- 2 施策評価は、指標設定施策を構成する事業について行うものとする。

#### 趣旨

政策評価及び施策評価の範囲を定めたものである。

○ 解釈及び運用

### 第1項

「指標設定施策について行う」とは、指標設定施策そのもののみならず、政策でその構成 施策の中に指標設定施策を含むものも包含して実施することをいう。

「政策評価指標が設定されている」とは、評価を行う年度において政策評価指標が設定されていることをいう。これは、評価の対象が条例第4条第1項第1号において前年度の政策、施策、事業と規定されているものの、評価結果を翌年度の企画立案等に円滑に反映させ

るために、評価で用いる施策体系と指標は、評価を行う年度のものを用いるためである。

ただし、評価を行う年度に新たに指標を設定した施策に係るものであっても、評価の対象 となる前年度において、当該施策を構成する事業の実績がない場合については、評価を行う 実益がなく、評価を実施する必要がないと考えられる。

#### 第2項

「指標設定施策を構成する事業について行う」とは、指標設定施策を構成する事業のみならず指標設定施策そのものも包含して実施することをいう。

出所: 行政活動の評価に関する条例及び同施行規則等の解説(令和3年4月宮城県企画部総合 政策課)

## 【現状の問題点(指摘)】

環境創造基金市町村支援事業交付金が施策評価の対象外となっているため、その適否が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- ▶ 宮城の将来ビジョンに掲げている政策・施策と関連性の深い事業を「宮城の将来ビジョン 推進事業」としており、当該ビジョン推進事業を施策評価対象事業としている。
- ▶ 環境創造基金市町村支援事業交付金事業は宮城の将来ビジョンではビジョン推進事業を構成していなかったため施策評価対象外であったが、新・宮城の将来ビジョンではビジョン推進事業を構成するため、令和3年度から施策評価対象となる。

しかし、以下のように、新・宮城県の将来ビジョンと比較し、宮城の将来ビジョンとの差異が明らかでないため、「環境創造基金市町村支援事業交付金事業は宮城の将来ビジョンを構成する事業に含まれないため、施策評価対象外である」とする県の説明の合理的根拠は希薄である。

	宮城の将来ビジョン	新・宮城の将来ビジョン実施計画(前期)	
策定時期	平成19年3月(平成29年3月改定)	令和3年3月	
対象年度	平成 19 年度~令和 2 年度	令和 3~6 年度	
関連施策・ 取組	施策番号 27「環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」		
目標指標 (KPI)·目 標値	<ul> <li>再生可能エネルギーの導入量(熱量換算) 25,891TJ</li> <li>県内の温室効果ガス排出量20,679千t-C02)</li> <li>間伐による二酸化炭素吸収量(民有林) 557千トン</li> </ul>	<ul> <li>環境に配慮されたマークのある商品を選ぶことを意識する人の割合 60%</li> <li>森林整備面積 5,950ha/年</li> <li>再生可能エネルギー等の導入量(熱量換算) 29,922TJ</li> <li>一般廃棄物リサイクル率 27.7%</li> <li>産業廃棄物リサイクル率 35%</li> <li>県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量 946g/人・日</li> <li>産業廃棄物排出量 10,481 千 t</li> </ul>	

## 【解決の方向性】

事業費に金額的重要性が認められる事業については施策評価の対象とする。

なお、県の説明によると、令和3年度からは環境創造基金市町村支援事業交付金も施策評価の 対象となる、とのことである。

### (3)人件費の未考慮

個別検出事項「1 (2) 不明確な評価対象事業の範囲」に記載のとおり、施策評価の対象事業費に職員人件費が含まれていない。循環型社会推進課を対象に、評価対象事業費と職員人件費の関係を整理すると以下のとおりである。

(単位:千円)

事業名	R2 決算	循環型社	会推進課の	の職員人件費(注)
	額	職員数	金額	決算額に含まれ
		(人)		る職員人件費
低炭素型水ライフスタイル導入支援事業	7, 062			無
循環型社会構築のための 3R 推進事業	35, 039			無
産業廃棄物の適正処理推進事業	19, 688			無
(評価対象事業費に含まれない職員人件費)		37	260, 082	
合計	61, 789	37	260, 082	

出所:循環型社会推進課作成資料をもとに包括外部監査人が作成

(注)1課2室(循環型社会推進課、竹の内産廃処分場対策室、放射性物質汚染廃棄物対策室) の職員数、職員人件費を表す。

#### 【現状の問題点(意見)】

職員人件費が施策評価の対象に含まれていないため、その妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、職員人件費は一般行政経費であり、施策評価の対象に馴染まないため、施策評価の対象事業費に含めていない、とのことである。

しかし、職員人件費を考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性評価が実施可能とは考え難い。

## 【解決の方向性】

現行の施策評価の対象外になっている重要な経費(職員人件費を含む)のうち、当該重要な経費の占める割合が大きい事業については、これを考慮のうえ評価対象事業に係る効率性や有効性評価を行う。

## (4)行政コストの未考慮

森林公園等県有施設機能拡充事業に係る施設運営の状況(令和2年度)は以下のとおりである。

	計算式	単位	県民の森	昭和万葉の	蔵王野鳥の	こもれびの
				森	森	森
指定管理料	а	千円	33, 149	12, 029	24, 143	8, 134
減価償却費	b	千円	12, 394	1	11, 683	1, 123
行政コスト	c (a+b)	千円	45, 546	12, 029	35, 826	9, 257
利用者数	d	人	257, 441	45, 243	5, 942	3, 626
利用者 1 人当た	c/d	円	177	266	6, 029	2, 553
り行政コスト						

出所:自然保護課提出資料をもとに包括外部監査人が作成

(注) 便宜上、表中の「減価償却費」のみ令和元年度を表す。

一方、森林公園等県有施設機能拡充事業に係る施策評価については「添付資料 2. 施策評価シート」を参照されたいが、「令和 2 年度の実施状況・成果」は行政活動の内容にとどまっている。

## 【現状の問題点(意見)】

当該事業は施設整備事業であるが、行政コストや成果指標(例:施設利用者数)を考慮せず、 単年度の施設整備費を基礎に、施策評価の目的である施策の成果の評価、課題等の検証が可能と いえるか疑問である。

## 【解決の方向性】

施設整備費に係る効率性・有効性評価は、行政コストを考慮のうえ実施する。

#### (5)事業目的と成果指標の不整合

今回監査対象とした事業のうち、4事業を例に成果指標を示すと以下のとおりである。

	事業名	成果指標(県の説明)
27-16	県産木材利用拡大促進事業	素材生産量 林業(木材)産出額 木材・木製品出荷額 木材利用による CO2 削減量
27-26	防災拠点再生可能エネルギー 導入促進事業	再生可能エネルギーによる発電導入量・発電量 CO2 削減量 防災拠点における導入率(再生可能エネルギー 設備、蓄電池)
27-28	燃料電池自動車普及推進事業	CO2 削減量
29-2	野生鳥獣保護・適正管理事業	捕獲頭数 (イノシシ・ニホンジカ)

出所:各課作成資料

## 【現状の問題点(意見)】

施策評価の目的は施策の成果や施策を推進する上での課題と対応方針を検討することにある ため、評価対象事業の事業目的と整合する成果指標を設定することが重要と考えられる。

この点につき、以下の事業に係る成果指標は事業目的と整合したものといえるか疑問である。

#### ■県産木材利用拡大促進事業

地球温暖化防止対策の観点では、持続可能な森林・林業経営を確立するため、採算性向上 が重要な要素と考えられる。よって、木材産出の採算性向上に係る指標が成果指標として合 理的である。

## ■野生鳥獣保護·適正管理事業

事業計画(第二期宮城県ニホンジカ管理計画、第三期宮城県イノシシ管理計画)の策定目的が個体数の適正化や被害軽減と考えられるため、個体数や被害軽減が成果指標として合理的である。

## 【解決の方向性】

事業目的と整合する成果指標(目標、実績)を設定し、目標と実績の比較検討により事業効果 を検証する。

#### (6)単位当たりコストの未考慮

評価対象事業の効率性・有効性を評価するためには、単位当たりコスト、すなわち、アウトプットまたはアウトカムを生み出すためにどれだけのインプットを必要とするか、を考慮することが 重要と考えられる。

	インプット	アウトプット	アウトカム
内容	経営資源 (ヒト、 モノ、カネ)	行政活動	事業効果 (成果)
県の行政評価におけ る関連項目	事業費(予算額、 決算額等)	目標指標	

今回の監査対象事業のうち、燃料電池自動車普及推進事業を例に単位当たりコストの状況を示すと以下のとおりである。

	事業名	R2 決算額	単位当たりコストの状況
		(千円)	
27- 28	燃料電池自動車普及推 進事業	95, 395	トン当たり CO2 削減コスト 3,974 千円 (令和 2 年度実績)

出所:再生可能エネルギー室作成資料

平成 29 年度包括外部監査では、燃料電池自動車普及推進事業について以下の意見が示されている。

#### (3) 補助金の効果の測定等(意見)

世界的に強化されている環境規制に対応すべく、ガソリン車からハイブリッド車(HV)、電気自動車(EV)、燃料電池車(FCV)への移行が世界的に急速に進んでおり、これらの自動車が将来的に普及していくことは間違いない。現時点では FCV よりも E V の方が世界的にも我が国においても自動車メーカーが開発・生産・販売に注力している状況となっているが、物流の主役であるトラックなどは航続距離が長く重量も重いことから E V よりも FCV が向いていると言われており、FCV の必要性も一定程度期待できるものである。日本においても、経済産業省や環境省が国家戦略の中核に据え、補助金により東京、名古屋、大阪を中心に商用水素ステーション(水素 S T )の設置誘導を行っている。このような国策を反映し、都道府県別の水素 S T 設置数(平成 29 年 12 月現在)と燃料電池車保有台数(平成 29 年 3 月現在)は以下のようになっている。

#### (中略)

今回補助対象となった水素 ST を有効活用するためには、水素 ST の追加設置が不可欠であるが、今回の補助対象事業者は国に提出した採算計画のなかで、水素 ST 1 ヶ所当りの FCV 台数が 2,000 台以上にならなければ営業利益をプラスにすることはできないと試算しており、FCV 台数が大きく増加することが見込まれなければ追加設置はあり得ない。にもかかわらず、県は今回整備した水素 ST がどの程度利用されるかの試算を行っておらず、FCV の普及台数の目標も設定していない。FCV の普及台数の目標も設定していない。FCV の普及台数の目標も設定しないまま、本県が単独で1ヶ所のみ水素 ST を設置するために 4 億円近い補助金を交付したことに疑念を抱かざるを得ない。少なくとも東北地区6 県が足並みを揃えて一斉に水素 ST を設置するような状況を作りだしてから補助すべきであったと思えてならない。とはいえ、設置したことを前提に考えれば、利便性を高めて FCV 台数を増やすべく、東北各地に水素 ST を増加させていくことが必須であり、東北 他県に水素 ST 設置機運を盛り上げるためのより一層の働きかけが県には期待される。

また、県によると、今回の水素 ST の設置が県の水素エネルギー利活用推進ビジョンの一環で経済波及効果を期待したものであり、将来を見据えた先行投資とのことであるが、そうであるならば補助金交付により期待した効果の達成度合いを検証する必要があり、費用対効果を検証する尺度として、県は FCV 普及台数の数値目標を設定し、効果を測定すべきであると考える。

出所:平成29年度包括外部監査の結果報告書(平成30年3月宮城県包括外部監査人)

#### 【現状の問題点(意見)】

単位当たりコストが未考慮の事業が検出された。単位当たりコストを考慮せず、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能といえるか疑問である。

#### ■燃料電池自動車普及推進事業

本件事業に係る単位当たりコストの実績は示されているが、目標設定が行われていない。 この点につき、県の説明によると、県内に商用水素ステーションが整備されたものの、FCV の供給体制が不透明であり、精度の高い中長期的な数値目標を立てることは困難である、と のことである。

しかし、計画普及台数、将来コスト、トン当たり CO2 削減コストが不明確であるため、本件事業に係る中期的事業見通し自体が欠如していると考えられる。中期的な事業見通しが不明確なまま、評価対象事業に係る効率性や有効性の評価が可能とは考え難い。

## 【解決の方向性】

評価対象事業に係る効率性・有効性の評価の実効性を確保するため、単位当たりコストを考慮のうえ成果目標を設定する。地球温暖化対策関係の事業については、国の行政事業レビュー同様、「1トン当たり CO2 削減コスト」を単位当たりコストの横断的な指標とすることが合理的と考える。

また、中期的な事業見通しが不明確な事業については、当該事業に係る効率性や有効性の評価が困難であることを踏まえ、事業のあり方やその展望について検討する。

## (7)大規模事業評価の未実施

県では「宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針(令和元年 11 月宮城県)」(以下、「最 終処分場整備基本方針」という。)を策定し、次期最終処分場整備に向けた検討を進めている。

#### 1 背景・趣旨

本県では、地元産業界や市町村等からの設置要望を受け、県が関与して昭和 52 年 4 月に 財団法人宮城県廃棄物処理公社(平成 24 年 4 月から公益財団法人宮城県環境事業公社(以下「公社」という。)に移行)を設立し、昭和 54 年 7 月から産業廃棄物管理型最終処分場「小鶴沢処理場」(平成 26 年 4 月からクリーンプラザみやぎ)の供用を開始した。

クリーンプラザみやぎは、供用開始から約 40 年が経過し、これまで県内の産業活動を下支 えしてきたが、当処分場の残余容量は残りわずかとなりつつある。また、この期間に県内では 民間による産業廃棄物最終処分場も整備されてきたが、これらの処分場の残余容量も減少して きている。

そのため、今後も県内において産業廃棄物の処理を安定的に行い、環境負荷の少ない経済活動を持続させるために、望ましい産業廃棄物最終処分場の在り方について、学識経験者、最終処分場利用者、経済団体関係者及び市町村関係者などから構成する「今後の産業廃棄物最終処分場の在り方検討懇話会」(以下「懇話会」という。)を開催し検討を行った。

本基本方針は、当懇話会において各委員から出された意見及び関係者からのニーズや期待などを参考に、公共関与による処分場を整備する必要性や、産業廃棄物排出量などの将来推計を基にした新たな処分場の施設規模及び求められる機能などについて整理したものである。

今後、県ではこの基本方針に基づいて公共関与による最終処分場整備を進めるものとする。

出所:最終処分場整備基本方針

大規模事業評価は県が事業主体である事業を対象とする(行政活動の評価に関する条例施行規 則第15条第1項)が、「県が事業主体である事業」について以下の解釈がなされている。

#### ○ 解釈及び運用

#### 第1項

1 「県が事業主体である事業」とは、法令(要綱・要領を含む。)により、県が事業の実施 主体と定められているもの(規定文言としては、「事業主体」のほか「実施主体」「県が行 う」「県が施行する」等)をいう。従って、県が出資者となって第3セクターが実施する事 業等は、たとえ県の費用負担が多額の事業であっても、対象にはならない。

また、事業実施の可否について評価を行い、その結果を県行政に反映させる制度趣旨からは、可否の意思決定を県が単独で行い得る場合のみを対象とすることが適当であり、県が単独で事業主体である事業に限る。

PPP・PFI手法を用いた事業(以下「PPP・PFI事業」という。)については、大規模事業評価との関係においては、事業方式・類型を問わず、県が事業主体である事業に該当する。

なお、大規模事業評価制度は、県が多大な財政負担をすることの適否を判定するものであるが、PPP・PFI事業の類型のうち、県の財政負担を伴わない「独立採算型」の場合でも、利用者(県民等)の料金負担により行政サービスが提供される仕組みであることから、評価の対象とすべきものと考える。

出所: 行政活動の評価に関する条例及び同施行規則等の解説(令和3年4月 宮城県企画部総合 政策課)

#### 【現状の問題点(意見)】

次期最終処分場整備事業は大規模事業評価を実施していないが、県の説明によると、当該事業の事業主体が県ではなく環境公社であるため、県の行政活動の評価に関する条例第4条第1項第2号イ及び同条例施行規則第15条第1項により、大規模事業評価の対象外である、とのことである。

しかし、事業主体が県ではないとはいえ、最終処分場整備基本方針は県が策定し、県が事業主体を選定している。事業実施の可否について評価を行い、その結果を県行政に反映させる、という大規模事業評価の制度趣旨を鑑みれば、このような事業に対する事業推進の妥当性の検証について今後検討の余地があると考えられる。

#### 【解決の方向性】

今後発生する事業に関して、県の現行ルール上、大規模事業評価の対象外であっても、県が事業主体や事業方式を選定する事業の場合、大規模事業評価に準じた方法の運用を検討する。

## (8)内部統制基本方針とリスク評価の不整合

地方自治法の改正(令和2年4月)による内部統制制度の導入に伴い、県は毎年度内部統制の 整備状況及び運用状況を評価のうえ、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を付して議 会に報告書を提出することとされた。内部統制には4つの目的があるとされている。

#### ①業務の効率的かつ効果的な遂行

業務の効率的かつ効果的な遂行とは、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的にその業務を遂行することをいう。

地方公共団体においては、その事務を処理するに当たっては最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、常にその組織及び運営の合理化に努める(法第2条第 14 項及び第 15 項)という法の趣旨を踏まえつつ、担当職員の個人的な経験や能力に過度に依存することなく、組織として一定の水準を保ちつつ滞りなく業務を遂行できるようにすることで、業務の目的達成を図ることが重要である。

②財務報告等の信頼性の確保

(省略)

③業務に関わる法令等の遵守

(省略)

④資産の保全

(省略)

出所:地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)

内部統制評価の基礎となる内部統制基本方針において、県は内部統制の目的の1つである業務の効率的かつ効果的な遂行について、「県の行政経営理念を明確化するとともに、適切な行財政運営を行い、その成果について評価を実施すること等により、職務執行の有効性及び効率性を確保し、効果的な行財政運営に努めます」との方針が示されている。内部統制基本方針については「添付資料3.内部統制基本方針」を参照されたい。

また、県の令和2年度に係る内部統制評価報告書では、「評価対象期間中に内部統制の重大な 不備を把握したため、宮城県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において、一部 有効に運用されていないと判断しました」との評価結果が示されているが、業務の効率的かつ効 果的な遂行に係る内部統制の不備の記載は示されていない。内部統制評価報告書については「添 付資料4.内部統制評価報告書」を参照されたい。

#### 【現状の問題点(意見)】

「1 行政評価」の個別検出事項については、「効率性・有効性に乏しい予算執行が継続されるリスク」に対応する内部統制が有効に機能することで防止可能と考えられる。県は内部統制基本方針の中で、業務の効率的かつ効果的な遂行に関する方針を示していることから、効率性・有効性に乏しい予算執行が継続されるリスクに対する評価手続の妥当性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、ガイドラインで示されている評価項目に基づいて内部統制 評価を実施しているため、効率性・有効性に乏しい予算執行が継続されるリスクに係る内部統 制については特段の対応、評価は実施していない、とのことである。 しかし、以下の点を考慮すると、県の内部統制基本方針とリスク評価に不整合が生じているため、内部統制評価が適切に行われていたといえるか疑問である。

- ▶ 県が内部統制基本方針で示している「職務の執行が有効かつ効率的・効果的に行われる ことの確保」に対応する内部統制評価手続が不明確であること
- ▶ 県では、歳入歳出決算審査意見書で「経済性・効率性・有効性重視の財政運営」「県民への説明責任」に関する意見が付されていることや、みやぎ財政運営戦略の取組の1つに「予算の質向上」が掲げられているため、効率性・有効性に乏しい予算執行が継続されるリスクは高いと考えられること
- ▶ リスク評価は個々の自治体の実情に応じて実施するものであるため、必ずしもガイドラインに例示された評価項目のみで内部統制のリスク評価が十分とは限らないこと

## 【解決の方向性】

以下の内部統制に関する留意点を念頭に、内部統制評価の基礎となる内部統制基本方針と整合するよう、内部統制評価を実施する。

地方公共団体において求められる内部統制の水準は、社会における内部統制についての認識を基礎とするものの、現実には、地域の状況や課題等によって異なるものである。したがって、単に他の地方公共団体と同様の取組を行うのではなく、それぞれの地方公共団体において、直面するリスクや政策課題、過去の不祥事、資源、状況変化等を踏まえ、創意工夫により、適切に内部統制を整備及び運用し、必要に応じて見直しを図ることが求められる。

出所: 地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年3月総務省)

県の内部統制基本方針においては、業務の効率的かつ効果的な遂行に係る内部統制として、 施策評価を全庁的な内部統制と整理のうえ、内部統制評価を実施することが考えられる。

## 2 契約

監査対象事業に関連する契約の概要(令和2年度)は、以下のとおりである。

## ■委託料

(単位:千円)

所管課室	委託業務名	契約方法	受託者	委託料 の金額	監査 対象
自然保護課	宮城県ニホンザル管理事業 業務	特命随意契 約	(合同) 東北野生動物 保護管理センター	22, 220	•
	宮城県指定管理鳥獣捕獲等 事業捕獲(ニホンジカ)業 務	特命随意契約	(一社) 宮城県猟友会	22, 851	•
	宮城県指定管理鳥獣捕獲等 事業捕獲 (イノシシ)業務	特命随意契 約	(一社) 宮城県猟友会	101, 889	•
	伊豆沼・内沼サンクチュア リセンター(指定管理者)	非公募	伊豆沼財団	30, 539	•
	蔵王野鳥の森自然観察セン ター(指定管理者)	公募	(特非) 宮城県森林インストラクター協会	24, 143	
	県民の森(指定管理者)	公募	(特非) 宮城県森林インストラクター協会	33, 149	
循環型社 会推進課	宮城県災害廃棄物 1.5 次仮 置場管理運営業務	随意契約	奥田建設㈱	75, 325	
	その他(1 件当たり 20,000 千円未満)			260, 388	
			環境生活部 4 課室計	570, 504	
森林整備課	令和2年度森林病害虫等防除「代倒駆除(東部管内)」業務委託	一般	石巻地区森林組合	32, 966	•
	令和2年度森林病害虫等防除「代倒駆除(仙台管内)」業務委託	一般	宮城中央森林組合	67, 391	•

出所:監查対象各課室作成資料

# ■貸付金

(単位:千円)

所管課室	貸付対象事業名	貸付先	貸付金残額	監査対象
森林整備課	林業公社運営資金	林業公社	994, 567	•

## (1)PFI 優先検討の未実施

個別検出事項「1 (7) 大規模事業評価の未実施」に記載のとおり、県では次期最終処分場整備に向けた検討を進めているが、次期最終処分場の運営主体と事業方式について、県は以下の基本方針を示している。

### 8 次期最終処分場の事業主体と事業方式

事業主体や事業方式の決定に当たっては、具体的な立地場所を選定し、その設計や建設費用等を把握した上で、総合的にメリットが大きい方式を採用することが望ましい。そのため、 現段階では判断に至るまでの情報等が少ないことから、今後、引き続き検討を深めていくこととする。また、事業スキームの検討に当たっては、運営・維持管理する事業者が頻繁に変わり、建設時の思想が引き継がれなくなるようなことがないよう配慮する。

なお,参考事例として事業主体が財団法人と県の場合において考えられる事業方式を次に示す。

事業主体	財団法人	県
事業方式	①従来方式	①直営方式
	②包括的民間委託方式	②指定管理方式
	③設計・施工・維持管理一括 方式	③DBO※方式
	④BTO※方式	④PFI ※方式

※BTO: Build Transfer Operate (建設・移転・運営) DBO: Design Build Operate (設計・建設・運営)

PFI: Private Finance Initiative (民間資金活用による公共サービス提供)

出所:最終処分場整備基本方針

「多様な PPP・PFI 手法導入を優先的に検討するための指針(平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定)」を踏まえ、県では「宮城県 PPP・PFI 手法の優先的検討と導入に関する実施要綱(平成 29 年 4 月 1 日宮城県)」(以下「実施要綱」という。)を定めている。

#### (目的)

第1 この要綱は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)」を踏まえ、公共施設等の整備等に多様なPPP・PFI手法を優先的に検討するための手続を定めることにより、民間投資の喚起や新たな事業機会の創出による効率的かつ効果的な施設の整備等の推進を図り、県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(中略)

(優先的検討の開始等)

- 第4 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想,基本計画等を策定する場合及び公共 施設等の運営等の見直しを行う場合のほか,次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の 方針を検討する場合に,併せて優先的検討を行うものとする。
- (1) 県有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (2) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合
- (3) 公営企業の経営の効率化に関する取組を検討する場合

(以下省略)

出所: 実施要綱

## 【現状の問題点(意見)】

令和3年2月、県は次期最終処分場の事業主体として環境公社を選定したが、実施要綱に基づくPFI優先検討が未実施である。この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- ➤ 次期最終処分場整備事業は、事業主体が県ではなく環境公社であるため、PFI 法第2条第2項に規定する公共施設等整備事業に当たらず、実施要綱は適用されないため、PFI 優先検討の対象外である。
- ▶ 有識者等を含む懇話会や選定委員会で議論をするなどの手続を経て、主に以下の点を考慮のうえ事業主体を選定している。

#### 環境公社を事業主体とする理由(県の説明)

全国的に公共関与の最終処分場の事業主体は、県等が出資する財団法人又は県等が直接担 う事例が大半であること。また、PFI や株式会社の事例はほとんどなく、課題の抽出が困難 であること。

現産業廃棄物最終処分場(公共関与)による最終処分場の趣旨を理解し、約 40 年間の長期間安定した運営実績を有し、信頼性の担保が期待できること。

環境保全および地域との共生を図りながら、県内の産業廃棄物や災害廃棄物などの迅速かつ円滑な処理に貢献してきていること。

県出捐の既存の公益法人の活用によって、国の支援措置の対象となり、財政的に有利なことや供用開始までの時間的制約のある中での即時的な対応が期待できること。

しかし、事業主体が県ではないとはいえ、最終処分場整備基本方針は県が策定し、県が事業主体を選定している。公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP・PFI 手法の導入が適切かどうかを従来型手法に優先して検討する、という PFI 優先検討の趣旨を鑑みれば、このような事業に対する PFI 優先検討について今後検討の余地があると考えられる。

## 【解決の方向性】

今後発生する事業に関して、県の現行ルール上、PFI 優先検討の対象外であっても、県が事業 主体や事業方式を選定する事業の場合、PFI 優先検討に準じた方法の運用を検討する。

## (2)無利子貸付

県は、林業公社に対する資金貸付を行っているが、当該貸付の推移は以下のとおりである。 (単位:千円)

	増加	減少	貸付残高	摘要
平成 25 年度	240, 852	11, 839, 733	806, 067	特定調停の申立 12, 424, 949 千円
平成 26 年度	35, 500		841, 567	貸付期間23年、無利子
平成 27 年度	31,000		872, 567	貸付期間 23 年、無利子
平成 28 年度	30,000		909, 567	貸付期間 23 年、無利子
平成 29 年度	25, 000		934, 567	貸付期間 23 年、無利子
平成 30 年度	23, 000		957, 567	貸付期間 23 年、無利子
令和元年度	19,000		976, 567	貸付期間 23 年、無利子
令和2年度	18, 000		994, 567	貸付期間23年、無利子

出所:森林整備課作成資料

平成25年10月に特定調停が成立し、県は林業公社に対して総額162億円(損失補償44億円及び貸付の債権放棄118億円)の財政負担を実施しているが、これに至る経緯として、以下の説明がなされている。

県林業公社は、昭和41年の設立以来、荒廃した国土の緑化と木材の確保を目指す国の造林 政策に基づき、土地所有者に代わって植栽と保育管理を行う分収方式により造林を推進し、地 域における森林整備と雇用創出のほか県土と自然環境の保全、水資源かん養など、多面的かつ 重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、外国産木材の輸入増加に伴う国産木材の価格低迷等により経営が悪化し、平成25年7月1日に債務整理と経営再建を目的とした特定調停を仙台簡易裁判所に申し立てました。県ではこれまでも、有利子債務の低利借換えや繰上償還をはじめ、組織体制の見直しなど公社経営の改善に努めてきましたが、このたび、調停の当事者として慎重に検討、協議を重ねた結果、本格的な伐期到来まで相当の期間を残している現時点において、社会経済情勢の変化に起因した経営悪化から公社が自力で立ち直ることは難しいと判断し、裁判所の調停案を受諾いたしました。

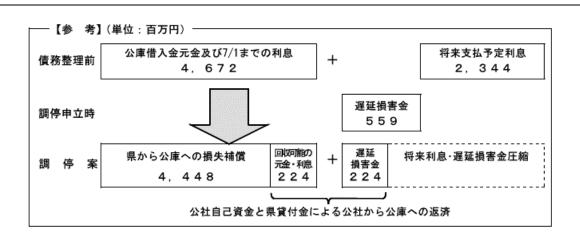
これまで、県議会の県出資団体等調査特別委員会から公社については廃止の方向で検討すべきとの御提言を頂いたことも踏まえ、公社が管理する分収林の公益性とその適正な保全管理の必要性、更には将来的な経費の負担を最小化する観点から、様々な方策について比較検討してきましたが、特例的な地方債である第三セクター等改革推進債を活用して利息負担の軽減を図るとともに、事業実施に当たって国庫補助制度等を最大限に活用することが可能な公社存続による方法が最適であるとの結論に至りました。

こうした事態に至った経緯と県に多額の財政負担が生じた事実に対する責任、また、森林機能の維持という中長期的な視点で取り組まなければならない責務を重く受け止め、今後とも更に厳しく公社の経営指導に当たるとともに、森林・林業施策の展開にも尽力してまいりますので、県民の皆様には、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

出所:一般社団法人宮城県林業公社の改革について(宮城県ホームページ)

調停条項の要旨は以下のとおりである。

- 1 平成25年(特ノ)第20号事件(相手方:株式会社日本政策金融公庫(以下,「公庫」という。),利害関係人:宮城県(以下,「県」という。))
- (1) 申立人(一般社団法人宮城県林業公社(以下,「公社」という。)),相手方(公庫), 利害関係人(県)は,借入金元金及び利息4,672,348,863円並びに年14.5パーセントの割合による遅延損害金の支払義務があることを認め,うち回収可能額が448,242,781円を超えないことを確認する。
- (2) 回収可能額のうち, 207, 390, 573 円については公社の自己資金にて, 240, 852, 208 円については県からの借入金にて捻出するものとする。
- (3) 公庫と県は,損失補償契約に基づく損失補償額が4,448,447,590円であることを確認する。
- (4) 県は、公庫に対し、前項の損失補償金を平成25年10月31日限り支払う。
- (5) 公庫は県に対し、損失補償金の支払いを受けたときは、本件損失補償契約に基づき、公社に対する債権の一切を譲渡する。



- 2 平成25年(特ノ)第21号事件(相手方:県)
- (1) 申立人(公社)は、相手方(県)に対し、借入金元金12,424,949,000円の支払義務があることを認め、うち回収可能額が585,215,097円を超えないことを確認する。
- (2) 県は、公社に対し、回収可能額を控除した 11,839,733,903 円の支払義務を免除する。
- (3) 県は、公社に対し、公庫を相手方とする調停案に基づき、240,852,208 円を貸し付けるものとする。
- (4) 公社は, 県に対し, 借入金のうち回収可能額 585, 215, 097 円及び前項の借入金を平成 56 年 3 月 31 日までに返済するものとする。
- (5) 公社と県は、公庫を相手方とする調停案に基づき、公庫が公社に対し有していた貸金債権の一切が県に移転することを確認し、県は取得する債権の支払義務を免除する。

出所:森林整備課作成資料

また、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる(地方自治法第232条の2)が、この公益上の必要性については以下の判示がなされている。

地方公共団体の長は、地方自治の本旨の理念に沿って、住民の福祉の増進を図るために地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、補助の要否についての決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであるから、公益上の必要性に関する判断に当たっては、寄附又は補助の要否を決定する地方公共団体の長に一定の裁量権があるものと解される。他方で、法が地方公共団体による補助金の交付について公益上の必要性という要件を課した趣旨は、恣意的な補助金の交付によって当該地方公共団体の財政秩序を乱すことを防止することにあると解される以上、地方公共団体の長の裁量権の範囲には一定の客観的限界があり、当該地方公共団体の長による公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったと認められる場合には、当該補助金の交付は違法と評価されることになるものと解するのが相当である。そして、地方公共団体の長が特定の事業について補助金の交付をする際に行った公益上の必要性に関する判断に裁量権の逸脱又は濫用があったか否かは、当該補助金交付の目的、趣旨、効用及び経緯、補助の対象となる事業の目的、性質及び状況、当該地方公共団体の財政の規模及び状況、議会の対応、地方財政に係る諸規範等の諸般の事情を総合的に考慮した上で検討することが必要であると解される。

出所:平成9(行ウ)22損害賠償等請求事件(平成14年3月13日 岡山地方裁判所)

## 【現状の問題点(意見)】

林業公社に対する貸付が全て無利子となっている。無利子貸付は貸付先に対する利息相当額の 補助と同等の経済効果を有するものであるから、寄附又は補助と同様、公益上の必要性が認めら れるかどうかが問題となる。

この点につき、県の説明によると、以下の点から林業公社に対する無利子貸付に公益上の必要性は認められる、とのことである。

- ▶ 国策として林業公社を設立した経緯があり、国による林業公社の経営改善に向けた支援策として、県が行う利子補給や無利子貸付金について、特別交付税措置の対象とされているものであること
- ▶ 県議会において、林業公社の公益性(自然環境の保全、水資源かん養など公益的な機能) と県民負担を最小限とする観点から慎重な審議が行われ、特定調停(案)が承認されたも のであること
- ➤ 無利子による運営資金の貸し付けは、林業公社の経営改善に向けた県の支援策として、以前から行ってきたものであり、県議会には、無利子による運営資金の貸し付けを含む複数案を提示し、審議いただいた上で承認されたものであること

しかし、以下の点を考慮すると、林業公社に対する貸付を全て無利子とする公益上の必要性が 認められるか疑問である。

- ▶ 特別交付税措置の対象には上限が定められており、林業公社に対する無利子貸付金の全てが特別交付税措置の対象とされていないこと
- ▶ 貸付元金は、将来の事業収益による返済が予定されているにも関わらず、当該貸付に対応する利子相当額は当該財源を予定していない根拠が不明確であること
- ▶ 特定調停の条件に無利子貸付が含まれていないこと

#### 【解決の方向性】

無利子貸付とする公益上の必要性に乏しい場合、適正な利率による貸付条件とする。

#### (3)不十分な委託管理

指定管理鳥獣(ニホンジカ・イノシシ)捕獲等業務委託に係る契約の状況(令和2年度)は以下のとおりである。

委託業務名	宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲(ニ ホンジカ)業務	宮城県指定管理鳥獣捕獲等事業捕 獲(イノシシ)業務
契約方法	特命随意契約(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	同左
予定価格 (税抜)	34,000 円(単価)	29,000円(単価)
契約先	(一社) 宮城県猟友会	同左
委託金額	34,000 円(税抜)	29,000円(税抜)
委託期間	令和2年10月8日~令和3年3月19日	同左
捕獲予定頭数	500 頭	3,600 頭
支出済額	22,851 千円(611 頭分)	101,888 千円(3,194 頭分)

出所:自然保護課作成資料

本件事業に関連する事業計画の概要は以下のとおりである。

	₩ → ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩	₩ → ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩ ₩
	第二期宮城県ニホンジカ管理計画	第三期宮城県イノシシ管理計画
計画策定の目的及び背景	ニホンジカは古くから牡鹿半島と 金華山に生息しているが,近年,生 息域の拡大と生息密度の増加が雑 被害の発生,車両衝突事故の発生等 人とのあつれきが増大している。また,強い採食圧により,森林が持の 低下が懸念される。 これまでの対策により,捕獲頭数 は増加したものの,依然としており,製 は増加したものの,依然としており,奥 羽山脈における目撃情報も数多く ちのあつれきや森林生態系への影響がさらに増大する懸念がある。地域に応じた適正な生息密度に誘導するため,「第二期宮城県ニホンジカ管理計画」を策定する。	近年、本県ではイノシシの農業被害が急増しており、生息密度が低い段階にある県北部においても捕獲数が増加するなど、生息域の拡大が懸念されることから、イノシシの適正管理を一層進めることにより、農業被害の軽減と人との共存を図ることを目的として、「第三期宮城県イノシシ管理計画」を策定する。
計画期間	5年(平成29年度~令和3年度)	同左
管理の目標	県内区域別に生息密度や生息数の 目標を設定 年間捕獲目標 1,920 頭以上	繁殖力が高いイノシシの場合,生息数を把握して,直接個体数を管理することは困難。 イノシシによる農業被害を削減することを管理の目標とし,当面は過去3年間の被害額の平均を下回ることを目指すこととする。 なお,国の「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」に基づき,イノシシの生息数を平成26年度の10年後(平成35年度末)に約4割減らすことを努力目標とし,年間捕獲目標を5,600頭とする。

出所:自然保護課作成資料

一方、県内におけるニホンジカ・イノシシの捕獲数と被害額の推移は以下のとおりである。

	捕獲数(頭)			被害額 (万円)		
	H30	R1	R2	H30	R1	R2
ニホンジカ	499	301	611	1, 394	2, 333	1, 702
イノシシ	1, 653	1, 077	3, 194	8, 328	8, 038	10, 492

出所:自然保護課提出資料

(注) 捕獲数は指定管理鳥獣 (ニホンジカ・イノシシ) 捕獲等業務委託に係るものに限る。

このうち、イノシシの県内市町村別捕獲数と被害額の推移については「添付資料 5. イノシシの市町村別捕獲数と被害額の推移」を参照されたい。

### 【現状の問題点(意見)】

本件事業の目的は個体数の適正化や被害軽減と考えられるが、効果的な委託管理が行われているかどうかが問題となる。

この点につき、県の説明によると、具体的な捕獲計画は、毎年度、捕獲対象の生息状況や、過年度の捕獲実績、捕獲体制等を勘案し、委託先が調整した上で、市町村毎の捕獲目標を設定している、とのことである。

しかし、県全体の被害額の軽減効果が明らかでないため、効果的な委託管理が行われているといえるか疑問である。

## 【解決の方向性】

本件事業の目的が個体数の適正化や被害軽減にあることを念頭に、県全体の捕獲数のみならず、市町村別の捕獲数や被害額の推移分析も踏まえ、委託先のモニタリングを充実化する。

## (4)不自然な指定管理者の実績報告

指定管理者は毎年度、管理の業務に係る経理の状況を含む事業報告書を県に提出しなければならない(公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条第2号)。また、県は指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針を定めている。

#### I 目的

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に基づき,公の施設に指定管理者制度を導入するに当たっては,指定管理者によって施設が適正に管理され,かつ公正で開かれた運営が行われ,さらには利用者サービスの向上が図られなければならない。

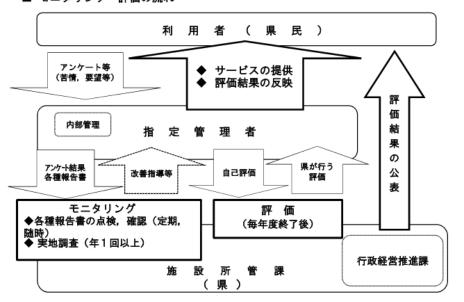
このため、県は、指定管理者が行う管理運営業務の点検及び確認(以下「モニタリング」という。)を適切に実施し、その評価を行うとともに、評価結果を公表することにより、上記の趣旨を達成し、県民の理解と信頼の確保を図るものとする。

#### Ⅱ 本指針の性格

本指針は、指定管理者制度運用指針(平成20年7月9日策定)7に基づき、モニタリング及び評価に関する標準的な実施方法を定めるものである。指定管理者制度を導入している公の施設を所管する課室(以下「施設所管課」という。)においては、本指針を基本としつつ、施設の性格及び実情等を踏まえ、必要な修正を行った上で、モニタリング及び評価を適切に実施するものとする。

#### Ⅲ 実施体系

■ モニタリング・評価の流れ



### Ⅳ モニタリング

#### 1 モニタリングの実施

施設所管課は、指定管理者が行う公の施設の管理運営業務が年度事業計画書,協定書及び仕様書(以下「年度事業計画書等」という。)に基づいて、適正に実施されているかどうかを確認するため、定期又は随時にモニタリングを実施する。

#### 2 モニタリングの内容

#### (1) 各種報告書の点検・確認

加設所管課は、協定書の規定により、指定管理者から月次報告書、四半期報告書、年度事業報告書その他各種報告書の提出を受けたときは、その内容を点検及び確認するものとする。

#### (2) 実地調査

/ 施設所管課は、公の施設の管理の適正を期するため、原則として年1回以上 実地調査を行い、指定管理者が行う施設の管理運営業務の実施状況を点検及び 確認するものとする。

## (3) 改善指導等

施設所管課は、上記(1)又は(2)のモニタリングを通じ、指定管理者が行う管理運営業務の内容に改善すべき事項が認められる場合は、指定管理者に対し、改善に向けた指導又は助言を行うものとする。また、指定管理者に協定違反が認められる場合等、必要に応じ、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができる。

出所:指定管理者制度導入施設のモニタリング・評価に関する指針

伊豆沼財団を指定管理者とする宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターに係る指定管理者の実績報告(令和2年度)と伊豆沼財団の経理記録を比較すると以下のとおりである。

(単位:千円)

	指定管理者	伊豆沼財団	差異
	の実績報告	の経理記録	
県指定管理料	30, 539	30, 539	_
収入計	30, 539	30, 539	_
人件費	19, 504	19, 504	_
施設管理費	10, 718	10, 718	_
その他	317	-	△317
支出計	30, 539	30, 222	△317
収支	_	317	317

出所:自然保護課提出資料

県と指定管理者の間で締結している協定上、管理運営に関する会計処理については、指定管理 者が行う他の事業と独立した区分経理としなければならないとされている。

## 【現状の問題点(意見)】

宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターに係る指定管理者の実績報告と区分経理に差異が生じているため、指定管理者の実績報告の適切性が問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- ▶ 指定管理者の実績報告と区分経理の差異をもって、指定管理者の実績報告が誤りである といえるほど明確ではない。
- ▶ 指定管理者の実績報告は区分経理が適切になされていることを十分に示しているものであり、十分に許容される内容である。

しかし、指定管理料が実績精算払いでないにも関わらず指定管理者の事業収支実績がゼロなのは明らかに不自然であり、このような実績報告が十分に許容される内容といえるか疑問である。

## 【解決の方向性】

指定管理者のモニタリング等において、指定管理者の実績報告の適切性も確認する。

# 3 補助金

負担金、補助金及び交付金の内訳(令和2年度)は以下のとおりである。

(単位:千円)

所管課室	補助事業名	交付先	補助金額	監査対象
環境政策	みやぎ産業廃棄物 3R 等推進事	アイリスオーヤマ㈱ほか	95, 977	•
課	業 (設備整備事業)	6 件		
	みやぎ産業廃棄物 3R 等推進事	(有)京浜金属工業	30, 000	
	業 (設備整備事業)			
	省エネルギー・コスト削減実	㈱イノアックコーポレー	152, 101	
	践支援事業	ションほか 44 件		
	再生可能エネルギー等設備導	(医) 仁泉会ほか4件	74, 360	•
	入支援事業			
	宮城県新エネルギー等環境関	東北特殊鋼㈱ほか6件	31, 727	
	連設備開発支援事業			
	環境創造基金市町村支援事業	県内市町村	325, 629	•
	交付金			
	スマートエネルギー住宅普及	(一財) 宮城県建築住宅	285, 965	•
再生可能	促進事業費補助金	センター		
エネル	水素ステーション整備事業	日本水素ステーション	62, 507	•
ギー室	(水素供給設備整備事業)	ネットワーク合同会社、		
		岩谷産業㈱		
循環型社	災害廃棄物処理基金事業	角田市	31, 714	
会推進課	災害廃棄物処理基金事業	丸森町	83, 246	
	産業廃棄物不適正処理対策事	仙台市	38, 887	
	業交付金			
	その他(1件当たり30,000千		198, 623	
	円未満)			
		環境生活部 4 課室計	1, 410, 736	
林業振興	県産材利用エコ住宅普及促進	個人ほか 523 名	249, 135	•
課	事業			
森林整備	森林環境保全直接支援事業	大崎市外 28	214, 077	•
課	特定森林再生事業	東松島市外9	75, 652	•
	温暖化防止間伐推進事業	白石市外 28	98, 266	•
	温暖化防止森林更新推進事業	大崎森林組合外 20	63, 687	•

出所:監查対象各課室作成資料

## (1)必要性に乏しい補助

環境創造基金市町村支援事業交付金は、みやぎ環境税の税収の概ね2割程度を財源に、県内35市町村に交付しているものである。交付金の状況(令和2年度)は以下のとおりである。

		実施市町村数	交付金 (千円)	CO2 削減量 (t-CO2)
メニュー	公共施設等 CO2 削減対策	19	143, 891	353
選択型	照明の LED 化	17	55, 920	277
	自然環境保全	3	12, 906	_
	野生鳥獣対策	9	53, 821	_
	環境緑化	1	447	4
	省エネ機器導入支援	4	9, 459	376
	計		276, 447	1, 011
市町村提案型		5	49, 181	37
合計			325, 629	1, 048

出所:環境政策課作成資料

(注)複数のメニュー選択が可能なため、実施市町村数を足しても35にならない。

メニュー選択型事業の「公共施設等 CO2 削減対策」「照明の LED 化」では、LED 化に関する事業が多く見受けられるが、個別事業の実施状況を例示すると以下のとおりである。

市町村	川崎町
事業内容	川崎町健康福祉センター内照明 LED 化 (81 基)
総事業費	3,465 千円
県交付金	2,909 千円
CO2 削減効果	2, 387kg-C02

出所:みやぎ環境交付金 事業実績総括表(令和2年度 川崎町)

また、LED の購入補助については平成 29 年度包括外部監査(補助金)において意見が示されており、これに対して以下のような措置がなされている。

	ノ、これのに対して外上のよう。お日世の「まこれでく」もの				
番号	項目	監査の結果及び意見 (P は平成 29 年度包括 外部監査結果報告書のページ)	措置の内容		
19	IV. 監見 12. ギ削援 12. イル 12. イル 13. 本の 15. イン 15. イン 16. イン	補助対象は、エネルギーマネジメントシステム枠(以下、「EMS枠」という。)、診断枠、県産認定品枠、一般枠に分けられている。対象年度の補助件数の大半は一般枠として交付されたものであり、一般枠補助件数の内訳は、LED購入やエアコンの買い替えとなっている。 他方で、県が省エネルギー対策として期待しているEMS枠や診断枠は一般枠に対して件数が少なく、EMS枠に至っては平成28年度の利用者がゼロという状況である。補助金の交付目的を十分に達成するためにも、導入が当たり前のものとなったLEDの購入補助は廃止し、EMS 枠や診断枠等への補助をより厚くするなどの対応が望まれる。(P49)	LED については、基本的には 補助対象設備から除外し、一部 県産のもののみに限定すること で、申請の間口を絞り込むこと とした (H30.3 交付要綱改工)。 EMS 枠については最優先で採 択する取り扱いとしており、H30 年度において3件、採択実績が あった。また、診断枠にづいて、 採択の後先度を引き上げ、EMS 枠の次に優先採択する取りなる。 (H31.3 交付要綱改工済)。EMS 枠、診断枠供に、引き続き周知 徹底を図ることとしたい。		

出所:令和元年6月25日宮城県公報

## 【現状の問題点(意見)】

照明器具としてのLED 照明が一般的に普及していると考えられるため、LED 化に対する補助の必要性が認められるかどうかが問題となる。

この点につき、県の説明によると、電力使用量の低減による温室効果ガスの削減効果のほか、 学校や公民館、街路灯といった県民が利用する公共施設等で多く活用されているものであり、 照明機器を LED に更新するものであっても、公益上の必要性は認められる、とのことである。

しかし LED 化に対する補助に係るトン当たり CO2 削減コストは高く、効率性に乏しい事業と考えられる。

(注) 個別事業の実施状況で例示した川崎町の場合、トン当たり CO2 削減コストは 1,217 千円 (県交付金 2,909 千円/CO2 削減効果 2,387kg-CO2) である。

実際、LED 購入補助を制限している補助事業もあることから、LED 化に対する補助の必要性が認められるか疑問である。

## 【解決の方向性】

補助対象の効率性・有効性を評価のうえ、補助対象事業の範囲を決定する。

LED 化に対する補助については効率性・有効性に乏しいと考えられるため、補助対象外とするのが合理的である。

## (2)1 者応募

スマートエネルギー住宅普及促進事業費補助金は、スマートエネルギー住宅の普及に資する太陽光発電システム等を導入する県民個人を対象とし、補助金の受付・審査・支払い等の補助事業執行事務を担う団体を公募により選定したものである。補助事業者の公募スケジュールは以下のとおりである。

募集期間	令和2年2月21日~令和2年3月13日
補助予定額	299, 757 千円
応募事業者	1者
採択結果の決定	令和2年3月19日
交付決定日	令和2年4月13日
交付決定額	299, 757 千円

### 【現状の問題点(意見)】

補助事業者への応募が1者であるため、公募手続の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、補助事業者の要件として、住宅の省エネルギーに関する技術に精通し、補助事業を的確に遂行する組織、人員を有していることや、補助事業を円滑に遂行できる経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有することなどを設定していることから、対象となる事業者が限られている事情が1者応募の背景にあると考えられる、とのことである。

しかし、比較的規模の大きいプロジェクトであるという本件事業の性質を鑑みれば、応募事業者としては応募に向けた一定の準備期間を要すると推察されるため、応募準備期間として短い募

集期間と考えられる。このことが1者応募の背景にあったと認められるため、競争性が確保された公募スケジュールであったといえるか疑問である。

### 【解決の方向性】

公募による競争性を確保するため、個別事業の性質を踏まえた募集時期、募集期間を設定する。

### (3)事業効果の検証不足

県では「地域環境保全特別基金」を活用し、防災拠点等への再生可能エネルギー設備導入事業を実施している。当該基金事業の執行状況は以下のとおりである。

(単位:百万円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
地域	0	2	2	2	0	0	0	0	-	6
公共	297	2,003	4,609	4, 535	199	1	155	66	22	11,892
民間	1	48	81	36	10	_	_	_	_	177
合計	297	2, 054	4, 693	4, 574	209	1	155	66	22	12,076

出所:再生可能エネルギー室作成資料

(注)「地域」は地域資源活用詳細調査事業、「公共」は公共施設再生可能エネルギー等導入事業、「民間」は民間施設再生可能エネルギー等導入推進事業を表す。

本件事業に係る事業効果の把握や計画の成果目標について、以下の説明がなされている。

#### 第8 事業効果の把握

道県等(第6の規定により市町村補助事業を実施する場合には市町村。以下同じ)は、事業の実施による以下に定める事業効果のほか関連する効果を把握するものとする。

- (1) 再生可能エネルギー等導入推進事業
  - ① 導入した再生可能エネルギー等による発電量等
  - ② 防災拠点における再生可能エネルギーの普及率
- (2) 災害等廃棄物処理事業
  - ① 災害廃棄物の処理量

出所:再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領(平成28年1月21日一部改正環境省)

#### 計画の成果目標

(成果目標)

※成果指標は、実施要領第8で定める指標のほかに、各自治体が現状分析や課題を踏まえて、 地域の実情を踏まえて、本基金を活用して実施した事業評価ができるような指標を複数設定 する。(中略)

※成果指標は、設定した成果指標を踏まえて、本基金の実施期限までに達成する目標値を設定する。当該目標値は、基金を造成するための補助金を交付する前提となるものであり、厳に達成をしていただく必要があることから、事業規模に見合った目標値を設定して下さい。

出所:再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業及び災害等廃棄物処理基金事業実施要領様式(平成28年1月21日一部改正環境省)

本件事業に係る成果指標の計画と実績の状況は以下のとおりである。

		計画	実績	
			平成 27 年度	令和2年度
策定	時	平成 23 年		
目標	年次	平成 27 年度		_
事業	費	13,997 百万円	11,620 百万円	12,076 百万円
成	再生可能エネルギーによる発電導入量	8, 228kW	4,612.4kW	4,882.0kW
果	再生可能エネルギーによる発電量	未設定	4,883,400kWh	5, 167, 379kWh
指	C02 削減量	3,529.8トン	3,927.1トン	4,067.9 トン
標	防災拠点における再生可能エネルギー	17.9%	16.4%	17. 19%
	設備の導入率	(542 箇所)	(362 施設)	(380 施設)
	防災拠点における蓄電池の導入率	18.3%	17.1%	17.9%
		(557 箇所)	(377 施設)	(395 施設)

出所:再生可能エネルギー室作成資料

また、宮城県内の災害時に停電が生じた地域における太陽光発電設備(本件事業で整備)による稼働状況は以下のとおりである。

災害	市町村	施設名	当該設備の稼働状況
台風 19 号(令和元年 10 月)	丸森町	丸森町役場庁舎	稼働

出所:再生可能エネルギー室作成資料

(注) 災害時に避難所を開設した施設に限る。

#### 【現状の問題点(意見)】

本件事業では計画の成果目標が掲げられているため、計画と実績の比較検討による事業効果の検証が行われているかどうかが問題となる。

この点に関する県の説明は以下のとおりである。

- ▶ 本件事業では毎年度、計画の成果目標と実績の比較検討を含めて国に実績報告しており、 事業効果の検証を適切に実施している。
- ▶ 再生可能エネルギーによる発電導入量の実績は計画比 0.59 だが、主に排出係数の上昇の 影響により CO2 削減量の実績は計画比 1.15 となっている。

しかし、以下の点を考慮すると、計画の成果目標と実績の比較分析の内容が明らかでなく、事業効果の検証が十分といえるか疑問である。

- ▶ 「再生可能エネルギーによる発電量」の計画値が設定されていないため、実績との比較検 計ができないこと
- ▶ 再生可能エネルギーによる発電導入量と CO2 削減量に係る計画・実績の乖離が大きいため、当該乖離の主要因が排出係数の上振れのみで説明可能か疑問であること

#### 【解決の方向性】

計画の成果目標と実績の乖離が大きい事項については、実績データの正確性を含めて十分に確認のうえ、事業効果を検証する。

#### 4 公社等

県では、「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画(平成30年3月策定宮城県)」(以下、「公社等改革計画」という。)を策定し、公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営の更なる促進を図っている。公社等改革計画における進行管理については以下の説明がなされている。

### 第5 進行管理等

1 行政改革推進本部における進行管理

県は、知事を本部長とする宮城県行政改革推進本部(以下「推進本部」という。)において、本計画全体の進行を管理します。

公社等の所管部局長は、県の取組状況を毎年度取りまとめ、本部長に報告します。推進本部では、県の取組状況や、公社等から提出される団体改革計画表に記載された1年間の取組状況及び経営自己評価結果並びに「改善支援団体」に分類された公社等から提出される改革スケジュール及び取組状況報告書を「第V期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組成果」(以下「改革計画の取組成果」という。)として取りまとめ、その内容をもとに、必要に応じ本計画の見直しを行うとともに、公社等の所管部局長に対して本部長が必要な指示を行います。

所管部局長は、本部長からの指示事項のほか、経営評価委員会の意見を最大限に反映させ、 公社等に対し、必要な助言又は指導を適正に行うこととします。

2 公社等外郭団体総合調整委員会における審議

県は、副知事を委員長とする公社等外郭団体総合調整委員会において、毎年度、公社等の 指定や分類の見直し、県職員の派遣、公社等への出資、合併・解散、定款の重要な変更等に ついても、随時、その妥当性等を判断していきます。

3 公社等の自己管理等

公社等は、経営評価により、前年度の取組について、「組織運営の健全性」及び「財務の 健全性」に関する経営評価指標を活用の上、自ら経営を評価し、その結果及び当該年度以降 の経営目標等を団体改革計画表に記載し、知事、教育委員会又は公安委員会(以下「知事等」 という。)に提出することとします。

また,「改善支援団体」は,改革スケジュール及び取組状況報告書を作成し,団体改革計画表と併せて提出することとします。

知事等は、公社等からの報告に基づき、推進本部での検討を行います。

4 進行管理状況の公表

本計画の進行管理状況については、改革計画の取組成果を取りまとめ、公社等条例に基づき議会に報告するとともに、インターネットで公表します。

行政経営推進課ホームページ URL http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/gyokei/

出所:公社等改革計画

今回の監査対象である伊豆沼財団、環境公社、林業基金、林業公社の概要や経営評価結果(令和 威2年度)については「添付資料6.公社等の経営評価」を参照されたい。

また、指定団体のうち厳しい経営環境等から業務実績が停滞するなど経営改善等が必要な公社等については「改善支援団体」に分類し、県の指導を重点化している。今回の監査対象では林業公社が改善支援団体に分類されており、以下のような改革の進め方が示されている。

団体名	県の改革の進め方
一般社団法人 宮城県林業公 社	平成 25 年 10 月の特定調停成立を経て第三セクター等改革推進債を活用し,経営改善を図ったところであるが,引き続き最終的な県民負担の更なる圧縮と本県林業の振興,森林の公益的機能の発揮に対する一層の貢献に向け,自立的経営の確立のための更なる経営改善について,必要な助言又は指導を行います。

出所:公社等改革計画

### (1)代替性評価の未実施

県は公社等に対する経営評価を「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」「組織運営の健全性」「財務の健全性」の観点より総合評価を行っている。環境公社の「公社等の公益的使命と県が期待する役割への対応」に係る評価結果は以下のとおりである。

#### 3 評価

(1)団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標 住民と行政との協調を図りながら、事業者 の産業廃棄物の適正処理を支援するととも に、環境の保全及び美しい県土と健全な地域 社会の実現に寄与する。

廃棄物の円滑な受け入れのために,施設を 適正に管理運営するとともに, 3R等の循環 型社会の形成に関する事業の推進に期待す る。

県が期待する団体の役割(県施策との関連等)

(2)(1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

### 団体による自己評価

産業廃棄物処理に関する事業については、61,016 t を受入れることにより、地域の産業 廃棄物の適正処理に資した。また、循環型社 会の形成に関する事業として、環境セミナー の開催や環境フェアへの協賛を行っており、 一定の役割を果たすことができた。

#### 県(主務課)の所見

県内経済の発展や災害時の迅速な復旧を支えるため、廃棄物処理施設の適正な運営を行うとともに、住民への普及啓発活動を通じ、循環型社会形成に係る一定の役割を果たすことができた。

出所:令和2年度第V期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組状況及び経営評価等に関する報告(令和3年8月宮城県)

また、次期最終処分場整備を進めるにあたっての重要事項の1つとして、県は環境公社を事業 主体とする考え方を示している。

本県における公共関与による最終処分場の趣旨を理解し、長期間安定して処分場を運営し、維持管理することができる事業主体を選定する必要がある。これまでの実績と全国の状況等を踏まえ、クリーンプラザみやぎの建設当初から運営及び維持管理をしている公社を次期最終処分場の事業主体とする事業スキームを選択肢の一つとして考えるものとする。

出所:宮城県産業廃棄物最終処分場整備基本方針(令和元年11月 宮城県)

一方、第三セクターには代替性評価、すなわち第三セクター以外の事業手法も含めて具体的 な比較を行うことが求められている。

#### 第4. 第三セクター等の設立

第三セクター等の設立等については、以下の点に留意して検討を行い、事業を行うために 最も適切な手法・法人形態等を選択し、実施体制を構築することが必要である。

(1) 地方公共団体が、公共性、公益性と採算性を併せ持つ事業を実施する手法を選定する 場合には、事業そのものの地域における意義や必要性、収支等の将来見通し、費用対効

果等について検討を行い、第三セクター等以外の事業手法も含めて具体的な比較を行うことが必要である。

検討に当たっては、外部の専門家の意見を聴取すること等により、客観性、専門性の 確保に特に留意した上で、将来の需要予測、事業計画の策定等を行うことが強く求めら れる。事業実施ありきによる収支の辻褄合わせは厳に行うべきではない。

(2) 役割を終えた第三セクター等については、整理や地方公共団体の関与の解消等を検討するべきである。このことを踏まえて、地方公共団体は当該第三セクター等の「存続の前提となる条件」(ゴーイング・コンサーン)を設立の際に明らかにしておくことが適当である。

(以下省略)

出所:第三セクター等の経営健全化等に関する指針(平成26年8月5日総務省)

### 【現状の問題点(意見)】

個別検出事項「2(1) PFI 優先検討の未実施」に記載のとおり、次期最終処分場整備計画に おいて PFI 優先検討が行われていない。PFI 優先検討の未実施は、結果的に環境公社の代替性評価も未実施であったことと同義と考えられる。

実際、環境公社の経営評価における以下の点を考慮すると、代替性評価が行われていたとは認められない。

- ▶ 現在の最終処分場の埋立終了(令和7年度見込)は環境公社における重要な経営環境変化でありながら、経営評価が現在の最終処分場に係る説明に終始していること
- ▶ 次期最終処分場整備に向けた環境公社の優位性や課題等について、環境公社の経営評価において何ら考慮されていないこと

### 【解決の方向性】

多様な PPP/PFI 手法導入が増えている点に留意し、公社等の代替性評価の見直し要否を継続的に検討し、公社等の経営評価の実効性を確保する。

地方公共団体は、公共性と採算性を有する事業を行うに当たっては、民間の資金・ノウハウの活用を図ることが望まれる。そのため、第三セクター等の設立・運営に当たっても、出資や公的支援のみならず、経営全般について、公共が関与する部分は 必要な範囲に限定し、可能な限り民間の資金・ノウハウを取り入れた形とするように留意するべきである。

設立後に行うべき第三セクター等のあり方、事業手法等の不断の見直しについても同様であり、民間の資金・ノウハウを取り入れていく方向で第三セクター等のあり方、事業手法等を見直していくことが望まれる。

出所: 第三セクター等のあり方に関する研究会報告書(平成26年3月第三セクター等のあり方に関する研究会)

#### (2)経営課題の開示不足

伊豆沼財団の経営評価では、組織運営の健全性について以下の評価がなされている。

項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考
			指標
組織	県サンクチュアリセンターの指定管理者	公益法人協会の研修において法	A
運営	として,すべてにおいて法令順守で業務を	令等について学ぶ機会を設ける等,	
の健	行っている。また,沼の保全対策においても,	組織運営の健全化に向けた取組を	
全性	環境法令に基づき業務を行っている。なお、	行っているが,引き続きコンプライ	
	事務職員においては,公益法人協会の研修	アンスに関する規程の整備に向け	
	会に積極的に参加させ公益法人が関わる法	た助言と指導を行っていく。	
	令等を学ばせている。		

出所: 令和2年度第V期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組状況及び経営評価等に関する報告(令和3年8月宮城県)

一方、伊豆沼財団の役職員の状況については「添付資料 6. 公社等の経営評価」を参照されたいが、常勤職員は 3 名である。

### 【現状の問題点(意見)】

伊豆沼財団の人員体制は小規模であり、限られた人員体制の中での持続可能な組織運営は伊豆 沼財団の重要テーマと考えられるが、経営評価上、関連する記載がないため、経営評価の適切性 が問題となる。

この点につき、伊豆沼財団の説明によると、以下の理由により経営評価上の記載は不要と判断している、とのことである。

- ▶ 人員体制の充実化は中期的な課題とは認識しているものの、現在、顕在化した問題が生じているものではないため、現時点では法人運営上の重要なリスクと考えていないこと
- ▶ 経営評価は単年度毎のため短期的なものと捉えて記載していること

しかし、公社等は持続的な組織運営が求められるのであるから、公社等に対するモニタリングにおいても中期的な視点で法人運営上の重要なリスクと考えられる事項については経営評価の対象とする必要性が認められる。顕在化した問題のみに着目した経営評価のみで十分といえるか疑問であり、経営課題の開示不足が懸念される。

### 【解決の方向性】

中期的な視点で法人運営上の重要なリスクと考えられる事項についても、経営評価において情報開示する。

### (3)経営改善の進行状況の開示不足

林業公社に関して、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会から以下のような意見が示されている。

項目	意見	対象
経営計画等について	次期分収林経営計画に基づく進行管理を十分に行い、最大限の 経費節減と収益確保に取り組みながら、平成 34 年度からの自 立的経営の実現を目指すこと。特に、分収割合の見直しについて 成果が得られるよう、県と連携して、計画的に進めること。 また、林業の魅力をアピールしながら人材の確保に努めるとと もに、専門性の高い人材の育成を図ること。	団体
森林資産の適正 な把握について	分収林事業は費用と収益の対応が 50 年以上の長期にわたる 事業であり、単年度収支からは実態が見えにくい。経営計画の進 行管理や適時の伐採・販売に対応する必要があることから、森林 資産の時価評価を 随時把握できる手法の導入を検討し、森林資 産の適時・適正な把握に努めること。	団体
県民が納得でき る分かりやすい 情報発信等につ いて	団体の存続や森林整備事業には多額の税金が投入されていることから、県民が森林の公益的機能やその中で公社が果たす役割について価値観を共有できるような、分かりやすい情報発信を行うこと。また、 森林保全の大切さや林業について体験・学習できるような取り組みについても検討すること。	団体
団体に対する県の対応について	県からの財政的援助が不可欠な団体であることから,経営計画 の進行管理を適正に行うとともに,経費節減や収益確保策の検討 など経営改善に向けた取り組みについても積極的に関与するこ と。特に,分収割合の見直しについては,団体単独での対応は難 しいと懸念されることから,県としても十分な支援を行うこと。	県

出所: (一社) 宮城県林業公社に対する経営評価委員会意見(平成27年度宮城県公社等外郭団体経営評価委員会)

令和2年度における林業公社の取組状況については「添付資料7.改善支援団体の取組状況」 を参照されたい。

### 【現状の問題点(意見)】

公社等改革計画において、林業公社は「改善支援団体」に分類されているため、経営改善の進行管理状況の開示の適切性が問題となる。

この点につき、県の説明によると、林業公社では「改善支援団体の取組状況」を公表している ほか、以下のような状況から適切に対応している、とのことである。

▶ 「第2期分収林経営計画」の見直しによる伐採短縮と利回りの改善、収益確保など、経営 改善の取組が着実に実行され、進捗が図られていること

- ▶ 分収割合の見直しについては令和3年12月までに18市町村(面積ベースで見直し対象全体の約2割)への個別訪問による働きかけを行い、令和3年度中に変更手続を進めることとしており、大きな進展が見られること
- ▶ 経営改善の取組状況は、行政経営推進課が定める所定の様式に従い表記しているものであるが、詳細についてはヒアリングの中で指摘された御質問に回答しており、林業公社に係る開示状況が他の団体と比して著しく不足しているとは言えないこと

しかし、公表されている林業公社に係る「改善支援団体の取組状況」における以下の点を考慮 すれば、経営改善の進行管理状況の開示が十分とは考え難い。

- ▶ 「事業コストの縮減を図るとともに、管理コストの縮減に努めた」のような取組状況の説明のみで、定量情報が明示されていないため、取組成果が不明確であること
- ▶ 「(3)数値目標及び実績」が計画値と実績値の比較のみで、当該差異が生じた要因まで明らかでないこと
- ▶ 林業公社の経営改善上の重要な影響要因と考えられる分収割合の見直しに係る進行状況が明らかでないこと

### 【解決の方向性】

改善支援団体の取組状況の中で、数値目標及び実績の比較分析に関する説明を記載し、経営改善の進捗状況に係る情報開示の充実化を図る。特に分収割合の見直しについては林業公社の経営改善に重要な影響を及ぼす点に留意し、進行状況に係る情報開示の必要性は高いと考える。

なお、一般法人である林業公社に対する県の議決権比率(24.6%)が出資比率(88%)や多額の財政的関与と不均衡にあることを念頭に、林業公社の経営改善の進捗状況を踏まえ、林業公社に対する県の議決権比率に見直し余地がないか検討する。

### (4)引当金の開示もれ

環境公社における引当金の明細は以下のとおりである。

(単位:千円)

£) H	科目期首残高当期		当期減少額		期末残高	
行日	别目"这向	当期増加額	目的使用	その他	别不"这向	
賞与引当金	7, 168	7, 141	7, 168	-	7, 141	
退職給付引当金	92, 715	10, 304	41, 965	-	61, 053	

出所:環境公社の附属明細書(令和2年度)

一方、環境公社の貸借対照表の負債の部に以下の勘定科目が計上されている。

(単位:千円)

負債計上の科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
特定災害防止準備金	1, 802, 100			1, 802, 100
維持管理積立金	2, 480, 226	496, 046		2, 976, 272
埋立維持管理積立金	4, 518, 374		32, 025	4, 486, 349
	8, 800, 700	496, 046	32, 025	9, 264, 721

出所:環境公社作成資料

上記に関する環境公社の説明は以下のとおりである。

- ➤ 特定災害防止準備金、維持管理積立金、埋立維持管理積立金は埋立終了後の維持管理費に 備えたものであり、引当金の要件(企業会計原則注解 18)を満たす引当金である。
- ▶ 維持管理費用の必要見積額は「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン(平成18年4月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課)」(以下「ガイドライン」という。)を参考に見積り、埋立終了までの期間計算に応じた必要見積額を引当計上している。(令和2年度末の進捗率は約97%)

項目	維持管理費用(千円)	見積りの主な内容、前提
埋立終了時費用	787, 280	法面保護工・最終覆土費用等
埋立終了~廃止までの期間の費用	8, 458, 860	埋立完了後の管理年数 50 年
廃止時の費用	286, 0000	施設撤去費
必要見積額の合計	9, 532, 140	a
引当金残高	9, 264, 721	b
b/a	97%	

出所:環境公社作成資料

また、埋立完了後の維持管理年数について、当初は20年間を見込んでいたが、平成27年度に 策定した事業運営計画で50年間への見直しが行われている。この点に関する環境公社の説明は 以下のとおりである。

- ▶ 埋立地(第1、第2は平成26年に埋立完了、第3は令和8年に埋立完了予定)毎に廃棄物の構成比率等が異なっていることから、埋立地の沈下やガスの発生状況、並びに浸出水の性状等には大きな差異が生じている。このような中で、浸出水を一体的に処理し、下水道に排除している現状を考慮すると、最終目標とする河川放流への切り替えが可能になるまでに要する期間を見極めることは現時点では困難な状況となっている。
- ➤ 平成 27 年度浸出水処理施設整備基本計画策定業務において、浸出水量や水質の特性の把握及び整理を行うとともに、埋立終了から廃止までの期間における浸出水処理施設の改廃計画等の行程を検討した結果を踏まえ、埋立地の安定化(沈下、ガス発生等)や河川放流の各種環境基準値をクリアできる予測年数(30年間~最長50年間)及び各種協定等の見直し協議の可否、埋立期間の残余年数における維持管理費用の積立可能額等を算出し、総合的に判断した結果、現実的に想定でき得る期間として50年間を設定したものである。

特別法上の引当金又は準備金に関する監査上の取扱いについては、以下のように規定されている。

このような観点から、特別な法令によって計上することが強制されている引当金又は準備金 については、監査上以下のように取り扱う。

- (1)注解 18 の引当金の要件を満たす引当金又は準備金 特別の法令によって計上することが強制されている引当金又は準備金のうち、注解 18 の 引当金の要件を満たすものについては、負債の部に計上する。
- (2) 注解 18 の引当金の要件を満たさない、いわゆる利益留保性引当金 注解 18 の引当金の要件を満たさないが、特別法によって計上することが強制されている 引当金又は準備金 (利益留保性引当金) については、特別法で規定する表示箇所に計上す ることになるが、特別法に表示箇所に係る規定がない場合は、純資産の部に計上すること が望ましい。

出所: 租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い(監査・保証実務委員会実務指針第42号 日本公認会計士協会)

#### 【現状の問題点(指摘)】

環境公社は特定災害防止準備金、維持管理積立金、埋立維持管理積立金を会計上の引当金と整理しているにも関わらず、財務諸表の注記(引当金の計上基準)や引当金の明細(附属明細書)の記載がなされていないため、引当金としての必要な開示がもれている。

### 【解決の方向性】

公益法人会計基準に準拠し、引当金の計上基準(公益法人会計基準第5(2))や引当金の明細(公益法人会計基準第6 2(2))を開示する。

### Ⅱ 行政評価機能の実効性確保と県民への説明責任

#### 1 現状の問題認識

県は、行政資源の効果的・効率的な配分に向けた歳出削減の具体的取組の 1 つに「予算の質向上」を掲げている。

### ④予算削減率設定の継続と予算の質向上

予算編成に際し、継続的な経費については、定期的な事業見直しを行うなど、事業の新陳代謝 を促すとともに、予算の精選と歳出予算の膨張を抑制する取組を継続する。

また、政策の立案に当たっては、客観的なデータなども用いながら、政策効果やニーズが低下した事業は徹底して削減し、より政策効果の高い事業を選択するなど、予算の質向上を図る。

### 具体策

- ・令和3年度当初予算の政策的経費に対するシーリング▲5%
- ・政策効果の高い事業の選択
- ・定期的な事業見直しによるスクラップ&ビルドの実施

【歳出抑制額:34億円】

出所:「みやぎ財政運営戦略(第3期)(令和3~6年度)」(令和3年2月宮城県)

また、県では効果的・効率的な行政運営に向けた具体的推進事項の1つである「事務事業の見直 し」の取組成果を以下のように説明している。

取組 項目	事務事業の見	直し		(人事課/貝	<b>财政課</b> /行政総	圣営推進課)	
現状・	「発展期」においては、震災からの復興を一層スピードアップするため復興事業に						
取組	重点的に取り組んでいく必要がある一方で、震災前から引き続きある地域課題や新た						
の方	な行政需要に	対応した事業につ	ついても,優先月	度・重要度を考	<b>考慮しながら</b> 実	<b>E施していか</b>	
向性	なければなり	ません。復興後を	と見据えたとき,	働き方改革を	と含む事務の努	効率化と,新	
	たな課題や重	要課題への対応に	こ必要な人員・	予算が必要で	す。そのため,	復興の完遂	
	と復興後の新	たな宮城への移行	テに向け,より刻	カ果の高い事業	美をより 効率的	りに実施する	
	ための事務事	業見直しを行いる	<b>ます。</b>				
■令和	2年度取組実統	責及び全期間を通	しての取組の成	果			
総合評価	平成 30 年度	В	令和元年度	В	令和2年度	В	
コメ	□予算編成段	階での見直し					
ント	【令和2年度	1					
	「政策財政	運営の基本方針」	や「当初予算の	の編成方針」に	こ基づき,予算	[編成過程に	
	おいて徹底した事業の見直しを行いながら,病床確保など新型コロナウイルス感染症						
	   対策予算の確保と「新・宮城の将来ビジョン」の推進に向けた子育て支援や教育・福						
	祉の充実,各分野における人材確保対策など県政課題を解決するための施策への重点						
	的な予算配分	の両立を図るとと	こもに, 中長期的	な対応が必要	更となるソフト	・事業を中心	
	に復興予算を	確保しました。					

### 【全期間の成果】

各年度の当初予算編成に先立ち「政策財政運営の基本方針」を定め、震災対応分を優先しながらも、通常分については必要性や適時性、優先度などの観点で徹底した見直しを行った上で、その時々で求められる施策に予算を重点配分するなど、メリハリの効いた予算編成を行いました。

#### □事務事業見直し

### 【令和2年度】

「新・宮城の将来ビジョン」の初年度を迎えるにあたり、限りある時間と人材を有効活用するための「効果的・効率的な事務執行体制・方法の構築」や、「より効果の高い事業を、より効率的に実施することを目指す事務事業見直し」に令和元年6月から着手し、その効果を令和3年度当初予算及び「みやぎ財政運営戦略(第3期)」に反映させました。

また,業務効率化や経費削減等の効果が見込める取組について,全国調査の結果も 踏まえながら実現可能性と取組効果の検討を進め,最終的な方向性等をロードマップ として整理しました。

### 【全期間の成果】

「政策財政運営の基本方針」や「当初予算の編成方針」に基づき、予算編成過程に おいて継続的に事業の見直しを行うことに加え、令和元年度から2年度にかけて「新・ 宮城の将来ビジョン」の推進に当たり必要となる人的資源や財源を確保するため全庁 的に事務事業見直しを実施し、新ビジョンを推進する取組について重点的な予算化を 図りました。

また,組織全体の事務の最適化や共通課題の解決に向けた取組を検討し,時間と人材を有効活用していくための具体的な取組を明確にしました。

出所:「「第二期宮城県行政改革・行政運営プログラム」取組実績書【令和2年度及び全期間】」 (令和3年8月 宮城県)

一方、個別検出事項を踏まえた包括外部監査人の問題認識は以下のとおりである。

	包括外部監査人の問題認識	関連する個別検出事項
行政 評価	施策評価の主たる目的である「施策の成果の評価、課題等の検証」の実効性が十分に確保されているとは言い難い。	1 (1) 事業成果の開示不足 1 (2) 不明確な評価対象事業の範囲 1 (5) 事業目的と成果指標の不整合 1 (6) 単位当たりコストの未考慮
内部統制	宮城県内部統制基本方針に掲げる「職務 の執行が有効かつ効率的・効果的に行われ ることの確保」に係る内部統制評価上、効 率性・有効性に乏しい予算執行が継続され るリスクへの対応がなされていない。	1 (8) 内部統制基本方針とリスク評価の不整合

### 2 みやぎ環境税の成果

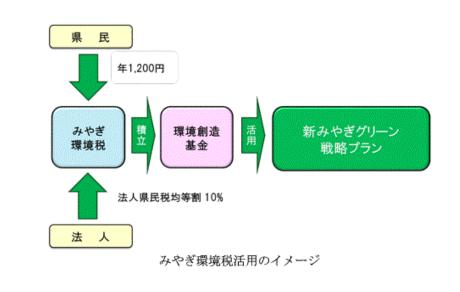
みやぎ環境税は、地球温暖化対策など喫緊の環境課題に対応し、宮城の豊かな環境を守り、次世代に引き継いでいくため、平成23年度から個人及び法人の県民税均等割の超過課税として導入し、様々な環境施策の財源として活用されている。

みやぎ環境税活用の基本的な考え方として、以下の説明がなされている。

### 3 みやぎ環境税活用の基本的な考え方

みやぎ環境税に基づく税収については、当該年度の税収額を明らかにし、また、その使途を環境関係施策に限り、一般事業の財源振替に充てられるものでないことを明確にする観点から、一般財源とは区分して「環境創造基金」を創設し、管理しています。このため、毎年度その税収については、基金に積み立て、みやぎ環境税の活用事業に充当することとしています。

その上で、みやぎ環境税に基づく各事業の実施に当たっては、「人と自然が調和した美しく安全な県土と環境づくり」の実現に向けて、「地球温暖化」や「生物多様性の確保」を始めとする環境問題に対応し、宮城の豊かな環境を守り、次の世代に引き継ぐために本県の良好な環境の保全及び創造に資する環境施策に活用することとし、それらの施策を「新みやぎグリーン戦略プラン」として取りまとめ、県民の方々に公表しています。



出所:「みやぎ環境税」の活用実績と今後の在り方(令和2年7月 宮城県)

みやぎ環境税の税収及び環境創造基金の活用額の推移は以下のとおりである。

(単位:百万円)

	4光 1万	璟	環境創造基金	造基金	
	税収	基金積立額	基金活用額	残高	
平成 23 年度	1, 230	1, 248	922	326	
24 年度	1,519	1, 533	1, 121	738	
25 年度	1,603	1,628	1,638	727	
26 年度	1,640	1,694	1,685	736	
27 年度	1,656	1,668	1,724	680	
28 年度	1,689	1,691	1,601	771	
29 年度	1,707	1,719	1,778	712	
30 年度	1,722	1, 737	1,709	741	
令和元年度	1,734	1, 798	1,679	860	
2 年度	1,724	1,748	1,716	891	

出所:環境政策課作成資料

また、県は第2課税期間(平成28年度~令和2年度)におけるみやぎ環境税の活用事業による CO2削減量は約31.9万t-CO2であり、当初予定量(36.4万t-CO2)を達成していないものの、概 ね順調に事業を実施できたと整理している。

(単位: t-CO2)

	(年世.1 002)								
			H29	H30	R1	R2	期間	予定量	達成率
			実績	実績	実績	計画	合計	了任里	建灰竿
	視点1	60, 115	46, 687	28, 715	19, 887	10, 020	165, 424		
	視点2	42, 374	38, 284	23, 949	16, 595	15, 914	137, 117		
県事業	視点3	34	17	15	3	4	72		
	視点4	67	54	57	60	66	303		
	小計	102, 589	85, 041	52, 736	36, 545	26, 004	302, 915	348, 000	87%
_Lama I I	/ニュー選 択型	5, 464	2, 947	3, 443	1, 729	1, 340	14, 923		
市町村事業	市町村 提案型	153	236	81	71	49	590		
	小計	5, 617	3, 183	3, 524	1, 799	1, 389	15, 513	16, 000	97%
	合計	108, 206	88, 224	56, 260	38, 344	27, 393	318, 427	364, 000	87%

出所:「みやぎ環境税」の活用実績と今後の在り方(令和2年7月宮城県)

(注) 県事業の視点1は「低炭素社会の推進」、視点2は「森林の保全・機能強化」、視点3は「生物多様性・自然環境の保全」、視点4は「環境共生型社会構築のための人材の充実」を表す。

一方、個別検出事項「1行政評価」において、みやぎ環境税活用事業に関連する課題が検出されている。みやぎ環境税は第2課税期間が終了し、令和3年度から令和7年度までの5年間、現行の課税制度が延長されている。第3課税期間(令和3~7年度)におけるCO2削減予定量は33万t-CO2と見込まれているが、これまで以上に事業成果が求められているといえよう。

### 3 県が取り組むべき課題

「1 現状の問題認識」及び「2 みやぎ環境税の成果」を踏まえ、県は行政評価機能の実効性確保 に向けた以下の課題に取り組み、県民への説明責任を果たす必要があると考える。

### (1)行政活動を目的化せず、効果(成果)の検証を

地方自治は住民の責任とその負担によって運営されるものである以上、最小の経費で最大の効果を挙げることが求められる(地方自治法第2条第14号)。施策評価や大規模事業評価は評価対象事業の効果的・効率的な事業推進を目的とするため、以下の3要素を整理して行政評価を行うことが重要と考えられる。

	インプット	アウトプット	アウトカム
内容	経営資源(ヒト、	行政活動	事業効果 (成果)
	モノ、カネ)		
県の行政評価におけ 事業費(予算額、		「目標指標」に係る[	区分は必ずしも明確で
る関連項目	決算額等)	はない	

「1行政評価」に係る個別検出事項を効率性・有効性に係る評価の充実化の視点で整理する と以下のとおりである。

区分	個別検出事項	効率性・有効性に係る評価の充実化(包
		括外部監査人の提案)
施策評価	(1)事業成果の開示不足	アウトカムに基づく評価と情報開示
	(2)不明確な評価対象事業の範囲	評価対象の明確化
	(3)人件費の未考慮	インプット測定の精度向上
	(4)行政コストの未考慮	インプット測定の精度向上
	(5)事業目的と成果指標の不整合	事業目的と整合するアウトカムの設定
	(6)単位当たりコストの未考慮	最小のインプットで最大のアウトカムを
		発揮するための管理
大規模事業評価	(7)大規模事業評価の未実施	代替方式との比較検討の明確化

行政活動を目的化せず、効果(成果)を検証できるよう、行政評価の充実化が必要と考える。

### (2)内部統制システムによる全庁的取組の最適化

内部統制ガイドラインは、各自治体が取り組むべき事項を一律に定めたものではなく、具体的な方法については、その趣旨を踏まえ各自治体において判断することが想定されている。

### (1) 内部統制に関する留意点

内部統制は、内部統制の制度が導入されていない段階でも、一定の範囲で、各組織において存在している。内部統制制度は、現状の内部統制を可視化し、その過不足を適正化して必要十分なものとする意義がある。そのためには、まず現在行われている業務を十分に把握し、業務にかかるリスクを分析することが重要である。常に、内部統制の整備及び運用に要するコストと得られる便益(リスクの減少度合い等)を踏まえた上で、重要性の大きいリスクに優先的に取り組むことで、過度な文書化・過度な統制を行うことを避けるべきである。

地方公共団体において求められる内部統制の水準は、社会における内部統制についての認識を基礎とするものの、現実には、地域の状況や課題等によって異なるものである。したがって、単に他の地方公共団体と同様の取組を行うのではなく、それぞれの地方公共団体において、直面するリスクや政策課題、過去の不祥事、資源、状況変化等を踏まえ、創意工夫により、適切に内部統制を整備及び運用し、必要に応じて見直しを図ることが求められる。

出所: 地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン (平成31年3月総務省)

県における業務の効率的かつ効果的な遂行に係る内部統制について、包括外部監査人の視点で整理すると以下のとおりである。

	関連する主な取組	関係部署等
Plan	内部統制基本方針	会計課、行政経営推進課
Do	行政評価	総合政策課
	予算編成 (予算の質向上)	財政課
Check	内部統制評価報告書審査	監査委員
Action	行財政運営·改革方針	行政経営推進課

宮城県内部統制基本方針に掲げる「内部統制機能の改善」を踏まえ、県は以下の観点から、内部統制システムによる全庁的取組の最適化の検討が必要と考える。

- ▶ 内部統制評価におけるリスク評価と対応は十分か
- ▶ 類似事務の集約による簡素化や評価業務の合理化の余地はないか

本年度は、「自然環境に係る財務事務の執行について」を包括外部監査の特定の事件として選定し、実施したところである。今後、自然環境分野では特に地球温暖化対策関係の事業への注力による事業費の拡大が想定されるため、行政評価機能の実効性確保に一層取り組まれたい。

# 政策推進の基本方向3 人と自然が調和した美しく安全な県土づくり

### 政策番号11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立

地球温暖化や資源・エネルギーの枯渇,希少生物の絶滅進行や生態系の破壊など,環境悪化が地球規模での深刻な問題となっている。健全で豊かな環境は,生活を支える基盤であり,生存の基盤でもあることから,県民やNPO,企業,市町村等と連携を図りながら,経済や社会の発展と両立する環境負荷の少ない持続可能な地域社会を構築しなければならない。

また,こうした社会への転換に向け,県民や事業者が,将来世代の持続性を考えて環境に配慮した行動・活動を促す意識啓発等に取り組む。 特に,地球温暖化対策については,東日本大震災に伴う原子力発電所の稼働停止や復興需要により,温室効果ガスの排出量の増加が見込まれる ことから,再生可能エネルギーの導入を促進し,県民総ぐるみの省エネルギー活動などを推進する。

さらに,環境に配慮した製品や事業者が,消費者に選ばれる市場を形成するため,県として率先してグリーン購入などに取り組むほか,環境技 術の高度化に向けた支援を行う。

加えて、環境保全への配慮とエネルギーの安定供給との調和を図るため、水素エネルギーの利活用の推進のほか、クリーンエネルギー等環境関連産業の誘致及び振興等を図るとともに、クリーンエネルギー社会の実現に資する先進的なプロジェクトを実施するなど、環境と経済の両立に向けた取組を推進する。

一方,廃棄物対策は身近で重要な課題であり,循環型社会を形成するための廃棄物等の3R(発生抑制,再使用,再生利用)の取組を推進するほか,不法投棄の防止など廃棄物の適正処理を一層推進するため,排出事業者,廃棄物処理業者等への啓発活動や監視指導を強化する。

#### 政策を構成する施策の状況

施策番号	施策の名称	令和2年度決 算額 (千 円)	目標指標等の状況	実績値 (指標測定年度)	達成度	施策評価
			再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)(TJ)	<u>22,615T.l</u> (令和2年度)	<u>B</u>	
27	環境に配慮した社会経済シス 27 テムの構築と地球環境保全へ の貢献	3,055,837	県内の温室効果ガス排出量(千t-C02)	20,112千t-C02 (平成29年度)	A	やや遅れ ている
			間伐による二酸化炭素吸収量(民有林) (千トン) [累計]	372千トン (令和元年度)	С	
		県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量 (g/人・日)	990g/人・日 (令和元年度)	С		
28	廃棄物等の3R(発生抑制・	使用・再生利用)と適正処 227,177	一般廃棄物リサイクル率(%)	24.9% (令和元年度)	В	概ね順調
	理の推進		産業廃棄物排出量(千トン)	10,486千トン (令和元年度)	В	1994年19月1日
			産業廃棄物リサイクル率(%)	33.7% (令和元年度)	В	

- ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%以上100%未満」
  - C:「目標値を達成しておらず,達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で,判定できない」
- ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値一初期値)/(目標値一初期値)

目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値一実績値)/(初期値一目標値)

#### ■ 政策評価

概ね順調

#### 評価の理由・各施策の成果の状況

- ・「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」に向けて、2つの施策に取り組んだ。
- ・施策27の「環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」については、<u>日標指標「県内の温室効果ガス排出量」が目標を達成したほか、</u>環境に関する情報発信や学習機会の確保、設備導入補助等の実施により、県民や事業者など各主体において環境配慮行動の実践が進むなど一定の成果が現れているが、達成度が十分でない目標指標があること、今後の再生可能エネルギーの導入促進を図るためには環境や地域との共生に配慮した取組の更なる推進が必要であることなどを総合的に勘案し、「やや遅れている」と判断した。
- ・施策28の「廃棄物等の3Rと適正処理の推進」については、4つの目標指標のうち、「県民一日一人当たりの一般廃棄物排出量」の達成度が「C」であったものの、令和元年東日本台風に伴う廃棄物増加の影響や、他の目標指標の達成度が「B」であること、市町村と連携した啓発事業等の実施により一定の成果があったなどを考慮し、施策全体としての評価は「概ね順調」とした。
- ・以上の理由から,政策11については,目標指標に一部達成度が十分でないものがあるものの,スマホアプリの開発・運用のほか,イベントやキャンペーン,小学校での出前講座,設備導入補助や技術開発支援,市町村と連携した啓発事業等の実施により,政策を推進する上で重要である,県民や事業者など各主体への普及啓発や,各主体における再生可能エネルギーの導入,省エネルギー化や3Rなどの環境配慮行動の実践が進んでいることから,政策全体としては「概ね順調」と判断した。

	での課題と対応方針
課題	対応方針
・施策27については、経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に向け、県民一人一人が環境配慮行動を実践していくことが重要である。特に、地球温暖化対策については、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を実現するため、県民生活・地域社会・産業など様々な分野において、更なる対策を進めていくことが求められる。幅広い世代に対し、効果的に情報発信を行っていく必要がある。	・「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向けては、 国の動向を踏まえながら、本県の地球温暖化対策実行計画(区域施策
・気温の上昇や大雨の頻度増加など,気候変動の影響が各地で起きており,地球温暖化による被害の回避や軽減に対する適応策を推進する必要がある。	・分野横断的な視点で気候変動適応策に関する取組を推進するほか、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら、宮城県気候変動適応センターやウェブなどにおいて普及啓発を実施する。
・再生可能エネルギーの導入促進については、環境に配慮したまちづくり(エコタウンの形成)に向け、再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む団体を増やすとともに、人材の育成や事業の一層の定着を図る必要がある。また、エネルギー供給源の多様化や自立分散型エネルギーの普及のため、更なる再生可能エネルギーの導入拡大と多様化を図るとともに、エネルギーの地産地消、効率的利用を積極的に推進していく必要がある。	・エコタウン形成に向け、協議会活動や実現可能性調査、ハード整備を 伴う実証などへの補助のほか、案件の掘り起こし、専門家によるアドバ イス、事業化のプロセスなどを学ぶ機会の提供などにより、人材育成や 事業化に向けた取組を引き続き進めていく。また、陸上風力発電の計画 が複数あることから、今後の導入の推移を注視していくとともに、県産 未利用材をエネルギー利用する取組や、地中熱、温泉熱などの未利用熱 を利用する取組を積極的に支援していく。
・環境に配慮した製品や事業者の環境関連産業の振興に向けて、環境関連分野における設備・機器の開発や製造、さらには、これらの製品の市場拡大等、関連産業の持続的発展が求められるが、県内で新たに環境関連分野に取り組む事業者が多くない状況にあることから、積極的なシーズの掘り起こし等により、事業化の取組を促進していく必要がある。また、水素エネルギーの利活用に向けては、日常生活において認知度や理解度を高めることが課題となっているほか、更なるFCVの普及拡大のため、水素供給体制の強化が必要である。	・環境関連分野における設備・機器等のものづくりの取組については、地域未来投資促進法に基づく「宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画」の運用や地方創生推進交付金の活用などで支援体制の充実を図っており、引き続きこれらの活用を通じて意欲的な事業者の取組を支援していく。また、FCVの導入補助や試乗会、体験イベント等により、水素エネルギーに関する認知度や理解度が高まるよう普及啓発を推進していくとともに、事業者が行う商用水素ステーションの整備や、FCバス、FCVタクシー、レンタカーの運行を支援するなど、水素エネルギーの利活用推進に積極的に取り組んでいく。
・地球温暖化対策に資する間伐については,森林所有者の不在村化や, 林業収益性の低さを理由とした経営意欲の低迷等により,林業事業体で は間伐や再造林等の森林整備を計画的に推進するのが困難な状況にある ため,収益確保を目指す低コスト施業モデルの普及・定着を進める必要 がある。	・林業の収益性確保のため,伐採と造林を一体的に行う「一貫施業」に対して従来より手厚く補助するなど,林業の省力化・低コスト化が現場レベルで進むように森林整備関係事業の補助体系の見直しを行ったところであり,今後は,見直しの趣旨に沿った低コストな優良事例の普及を図っていく。また,事業の執行率向上のため,事業執行実績を踏まえて段階的に配分するなど,引き続き効果的な活用を図っていく。

政策を推進する上で	での課題と対応方針
課題	対応方針
いものの,必ずしも環境保全活動や一歩踏み出した行動に結びついていない実態がある。また,焼却ごみ中に混入するプラスチックごみや紙ご	・3R啓発事業 (3Rイベント, 食品ロス削減, 3RラジオスポットCM等) について, 市町村や事業者等と連携して実施する。特にイベントにおいては, 海洋プラスチック問題やバイオプラスチックの利用など最近の課題を踏まえたテーマを設定して取り組むとともに, フードドライブの実施などにより食品ロス削減の意識向上を図る。また,継続して市町村等3R連携事業 (ワークショップ, 3Rパネル貸出等)を適切に実施することにより市町村の取組を支援する。3Rの推進に当たっては, 動画を活用した普及啓発により若年層への定着を図るほか, 令和3年3月に策定した「宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)」の基本方針を踏まえ, 食品ロス削減推進計画の策定等も通じて, 県内の取組を進めていく。
・県内事業所への廃棄物の再資源化を促進するためのリサイクル関連技術の導入については、今後一層、技術開発及び設備導入への支援が必要である。また、県内ではプラスチック、小型家電、食品廃棄物のリサイクルに課題があることから、これらのリサイクルの推進を図ることで、一般廃棄物と産業廃棄物のリサイクル率を向上させる必要がある。	1111 0 0 11111 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
・震災復旧復興工事の減少により,建設系廃棄物の排出量が少なくなっているものの,依然として木くず,コンクリートくずなどの建設系廃棄物の不法投棄案件も発生しており,排出事業者等に対する適正処理に向けた指導等も引き続き必要になっている。	・不法投棄等に係る啓発事業や産廃Gメンなどによる監視活動を計画的に実施する。また、産業廃棄物実態調査や廃棄物処理施設の立入検査等の機会を十分に活用し、発生する廃棄物やその処理の状況把握を行い、適正な処理について指導等を行う。
・排出事業者は産業廃棄物処理業者の情報(受託廃棄物量や処理フロー等)について十分に把握できる機会が少ないことから,情報の収集及び講習会の開催等により,廃棄物処理過程を透明化する必要がある。そのため,多くの情報を効率よく取得できるよう構築したシステムを有効に活用することが必要である。	廃棄物処理実績電子報告システムの利用拡大や電子マニフェストの活用
・政策11については,上記課題に適確に対応しながら,引き続き経済・社会の持続的発展と環境保全の両立に取り組んでいく必要がある。	・政策11については、「新・宮城の将来ビジョン」の政策7により、環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立や、豊かな自然と共生・調和する社会の構築に向け、取り組んでいく。

#### 政策番号11

#### 施策番号27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献

- ◇ 環境に関する情報の効果的な発信と,家庭,学校,地域社会や職場などにおける環境について学ぶ機会の充実を図る。
- ◇ グリーン購入やエコドライブなど、すべての主体による環境配慮行動の日常化を促進する。
- ◇ 地域特性を生かした多様な再生可能エネルギー等の導入促進や、県民総ぐるみの省エネルギー活動など、宮城から興す地球温 施策の方向
  - ◇ 市町村が取り組む環境に配慮したまちづくり(エコタウン)の形成に対する支援を行う。

### (「宮城の 将来ビジョン

◇ 県事務事業におけるグリーン購入, グリーン入札制度の導入など, 環境配慮型企業や製品の優遇による県の環境配慮型率先行 動を実施する。

•震災復興 •地方創生 実施計画」の

行動方針)

目標

指標

- ◇ 森林整備の推進や木材の利用拡大、県民が実施する森林づくり活動に対する支援など、社会全体で支える森林づくりを推進す ◇ クリーンエネルギー等環境関連産業の誘致及び振興と、クリーンエネルギー社会の実現に資する先導的なプロジェクトを実施
- ◇ 商用水素ステーション整備への支援のほか、燃料電池自動車の導入促進など、水素エネルギーの利活用に向けたプロジェクト を実施する。

#### ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず、達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」

■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値ー実績値)/(初期値ー目標値)

等		初期値	目標値	実績値	達成	度	計画期間目標値
		(指標測定年度)	(指標測定年度)	(指標測定年度)		達成率	(指標測定年度)
1	  再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)(TJ)	20, 793TJ	25,891TJ	22,615TJ	D		25,891TJ
'	丹土り能エイルヤーの等人里(热里换昇)(IJ) 	(平成22年度)	(令和2年度)	(令和2年度)	<u> </u>	87.3%	(令和2年度)
2	  県内の温室効果ガス排出量(千t-CO2)	22,311 <b></b> +t−C0 <sub>2</sub>	20,679千t-C02	20,112 <del>+</del> t-C02	٨		20,679 <del>1</del> t-C0 <sub>2</sub>
	朱内の  血主効米カス排山里(  t=coz) 	(平成25年度)	(平成29年度)	(平成29年度)	A	<u>134. 7%</u>	(平成29年度)
2	間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)	141千トン	505千トン	372千トン	_		557千トン
3	(千トン) [累計]	(平成24年度)	(令和元年度)	(令和元年度)	١	63.5%	(令和2年度)

#### 施策評価 やや遅れている

### 評価の理由

・一つ目の目標指標「再生可能エネルギーの導入量(熱量換算)」は、対象年度(令和2年度)の実績値(速報値)(※)が22.6151」であ 太陽光発電の導入は順調に増加しているものの,太陽光以外のエネルギー種の導入は横ばいの状態が続き,目標達成には至らなかっ

# 指標

・二つ目の目標指標「県内の温室効果ガス排出量」は、<u>対象年度(平成29年度)の実績値(※)が20.112千t-C02であり、目標を達成して</u> 目標 いる。

・三つ目の目標指標「間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)」は、三つ目の目標指標「間伐による二酸化炭素吸収量(民有林)」は、令 和元年東日本台風の影響や、新型コロナウィルス感染拡大に伴う木材需要減少等の理由により、間伐実施面積が目標の6割にとどまり、目 標達成には至らなかった。

※基本票作成時点では、算定に必要な国の統計の公表の遅れ等により集計中であったが(達成度「N」)、対象年度の実績値が判明したた。 め記載を更新したもの。

・類似する取組である震災復興計画の政策1施策3「持続可能な社会と環境保全の実現」に係る県民意識調査結果では、「満足」「やや満 足」とする高満足群の割合は,平成30年度41.0%,令和元年度43.0%,令和2年度43.0%と概ね同程度で推移している。一方,「重要」「や や重要」とする高重視群の割合は,平成30年度66.7%,令和元年度70.8%,令和2年度71.7%と増加しており,こうした環境に対する意識の 高まりを,県民や事業者など各主体の環境配慮行動の実践につなげるとともに,施策の成果等を分かりやすく発信していくことが必要であ る。

・アメリカ、中国、EUなど世界各国が温室効果ガス排出実質ゼロを宣言する中、令和2年10月、我が国においても「2050年カーボンニュー トラル(脱炭素社会の実現を目指すこと)」の宣言がなされた。積極的に環境対策を行うことが産業構造や社会経済に変革をもたらし,次 なる大きな成長へ繋がっていくとの認識の下、国では「グリーン成長戦略」など各種政策・施策を打ち出しているほか、エネルギー基本計 画や地球温暖化対策計画の見直しなどを進めている。

社会 経済

- ・国の呼びかけにより、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する地方公共団体が増加し、人口ベースで1億人を超えている(令和3 年3月)。本県では,令和元年12月に表明したほか,令和3年3月策定の「宮城県環境基本計画(第4期)」において,新たな長期目標とし て掲げたところである。
- ・FIT制度の創設以降,県内では,太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの導入が進展してきたが,導入件数の増加に伴い,設置場所や 設置方法が多様化してきている。また,再生可能エネルギーによる電力の接続先系統の制約が顕在化してきている。

### 評価の理由

- ・様々な場面において県民が環境を考え,行動する気運の醸成に向け,身近な地球温暖化対策などについて県民へ助言等を行う地球温暖化 防止活動推進員の委嘱・活動支援や,スポーツ団体等と連携したイベント,家庭向け省エネキャンペーン,小学校での出前講座(延べ42校 1,809人)などを通じ、環境に関する情報の発信や学習機会の充実を図った。
- ・各主体の環境配慮行動促進のため、家庭向けには、「うちエコ診断(家庭向け省エネ診断)」の実施支援や、スマホアプリ「ecoチャレ ンジみやぎ」の開発・運用(令和2年11月配信開始・5,634人登録)のほか、住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池等の導入、既存 住宅の省エネルギー改修に対する助成(延べ4,253件)等を行った。事業者向けには、設備導入補助や分野ごとのセミナーを実施し、再生 可能エネルギーの導入や省エネルギー化等を促進した。
- ・エネルギー供給源の多様化等の観点から導入を進めていた、沿岸地域における風力発電については、事業者候補の判断により中止となっ たが,陸上風力発電に係る調査2件を支援した。太陽光発電については,地域との共生を太陽光発電事業者に促す太陽光発電設備の設置等 に関するガイドラインの周知に努めるとともに、県内市町村と情報共有を図った。
- ・環境に配慮したまちづくり(エコタウン)の形成に向けては、EV・V2H(住宅用外部給電機器)や地域経済循環につながる再生可能エネ ルギー導入をテーマにしたオンラインセミナーのほか、市町村や地域団体のニーズに合わせて講師を派遣する出張セミナー等を実施し、市 町村のエコタウン形成を支援した。
- ・環境に配慮した製品を宮城県グリーン製品として認定し,県事業における積極的な利用と普及拡大に努めたほか,率先してグリーン購入

- ・森林整備等については、各種補助事業を積極的に活用して間伐の推進を図ったが、台風や新型コロナウイルス感染症の影響等により、間 の成 伐実施面積は目標の6割に止まった。
- |・環境関連産業の振興を図るため,環境産業コーディネーターが県内事業者を訪問等し(延べ約1,119件),省エネ等に関する情報提供, 果等 産産・産学マッチング等を行ったほか、クリーンエネルギーの利活用に資する先導的な取組に対し補助を行った。
  - ・水素エネルギーの利活用推進に向けては、事業者が行う商用水素ステーションの整備や燃料電池(FC)バスの路線運行を支援するととも に,燃料電池自動車(FCV)の導入補助,FCVのカーレンタルやタクシーの実証運行を実施し,FCVの利用機会の創出と水素エネルギーの認 知度向上を図った。また,公用車として導入したFCVを活用し,イベント等への貸出を行ったほか,地域情報誌等への記事掲載により,県 民の理解促進を図った。
  - ・一つ目の目標指標「再牛可能エネルギーの導入量(熱量換算)」の実績値(速報値)は、FIT制度による導入件数や家庭での設備導入の <u>増加などにより、太陽光発電は順調に増加しているが、その他のエネルギー種は横ばいの状態にあるほか、大規模な施設では環境への配慮</u> や地域住民との合意形成など、導入に至るまで十分な調整が必要となることなどから、達成度は「B」となっている。二つ目の目標指標 「県内の温室効果ガス排出量」は、復興需要が落ち着くなどの要因で目標を達成している。
  - ・施策全体で見ると,<u>目標指標「県内の温室効果ガス排出量」が目標を達成するとともに、</u>各事業においては,スマホアプリの開発・運用 のほか、イベントやキャンペーン、小学校での出前講座、設備導入補助等の実施により、施策を推進する上で重要である、県民や事業者な ど各主体において再生可能エネルギーの導入・省エネルギー化などの環境配慮行動の実践が進んでいるが,達成度が十分でない目標指標が あることなどを総合的に勘案し,「やや遅れている」と評価した。
  - 目標指標等, 県民意識, 社会経済情勢, 事業の実績及び成果等から見て, 施策に期待される成果を発現させることができたかという ※ 評価の視点: 視点で、総合的に施策の成果を評価する。

施策を推進する上での課題と対応方針						
課題	対応方針					
・県内の二酸化炭素排出量(温室効果ガス排出量)は震災前までは減少傾向であったが、震災後から増加傾向に転じており、平成27年度に前年度をやや下回ったものの、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」を実現するためには、環境と社会経済の持続的発展との両立を図りながら、県民生活・地域社会・産業など様々な分野において更なる対策を進めていくことが求められる。	・「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の脱炭素社会の構築に向けては、 国の動向を踏まえながら、本県の地球温暖化対策実行計画(区域施策 編)の見直しに着手するとともに、普及啓発や学習機会の確保、県自ら の率先実行等により、県民、事業者など全ての主体が様々な場面で環境 を考え、二酸化炭素の排出削減やグリーン購入などの環境配慮行動を実 践できるよう促していく。					
・地球温暖化対策を効果的に実施するには、県民一人一人が課題解決に向けた取組を行うことが求められており、幅広い世代に対し、効果的に情報発信を行う必要がある。	・対策の必要性・重要性を分かりやすく広く伝えるため、「2050年二酸化炭素炭素排出実質ゼロ」に関するロゴマークやスローガン、2050年の宮城県のイメージ図を作成するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、関連動画やウェブ等のオンラインを活用した効果的な情報発信に取り組む。					
・気温の上昇や大雨の頻度増加など、気候変動の影響が各地で起きており、地球温暖化による被害の回避や軽減に対する適応策を推進する必要がある。	・分野横断的な視点で気候変動適応策に関する取組を推進するほか,新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しながら,宮城県気候変動適応センターやウェブなどにおいて普及啓発を実施する。					
・エネルギー供給源の多様化や自立分散型エネルギーの普及に向け、更なる再生可能エネルギーの導入拡大と多様化を図るとともに、エネルギーの地産地消、効率的利用を積極的に推進していく必要がある。	・陸上風力発電の計画が複数あることから,今後の導入の推移を注視していく。また,県産未利用材をエネルギー利用する取組を重点的に支援するほか,地中熱や温泉熱などの未利用熱を利用する取組を積極的に支援していく。					
・環境に配慮したまちづくり(エコタウンの形成)に向けては、再生可能エネルギーを活用した事業に取り組む団体を増やすとともに、人材の育成や事業の一層の定着を図る必要がある。	・エコタウン形成のための協議会活動や実現可能性調査,ハード整備を 伴う実証や詳細な事業計画の策定などへの補助を継続して行うととも に、県内各地で取組が進むよう、案件の掘り起こしを進めていく。ま た、これまで支援してきた事業者等には、専門家による技術面や採算性 などのアドバイスを積極的に行うほか、再生可能エネルギーの基礎知識 や事業化のプロセスなどを学ぶ機会の提供などにより、人材育成や事業 化に向けた取組を引き続き進めていく。					
・環境関連産業の振興に向けては、環境関連分野における設備・機器の開発や製造、さらには、これらの製品の市場拡大等、関連産業の持続的発展が求められるが、県内で新たに環境関連分野に取り組む事業者が多くない状況にあることから、積極的なシーズの掘り起こし等により、事業化の取組を促進していく必要がある。	・環境関連分野における設備・機器等のものづくりの取組については、 地域未来投資促進法に基づく「宮城県環境・エネルギー関連産業基本計画」の運用や地方創生推進交付金の活用などで支援体制の充実を図って おり、引き続きこれらの活用を通じて意欲的な事業者の取組を支援して いく。					
・水素エネルギーの利活用に向けては、日常生活において認知度や理解度を高めることが課題となっているほか、更なるFCVの普及拡大のため、水素供給体制の強化が必要である。	・FCVの導入補助や試乗会、県民向けの体験イベント等を開催し、生活に身近な分野において水素エネルギーに関する認知度や理解度が高まるよう普及啓発を推進していく。また、事業者が行う商用水素ステーションの整備や、FCバス、FCVタクシー、レンタカーの運行を支援するなど、水素エネルギーの利活用推進に積極的に取り組んでいく。					
・地球温暖化対策に資する間伐については、森林所有者の不在村化や、林業収益性の低さを理由とした経営意欲の低迷等により、林業事業体では間伐や再造林等の森林整備を計画的に推進するのが困難な状況にあるため、収益確保を目指す低コスト施業モデルの普及・定着を進める必要がある。	・林業の収益性確保のため、伐採と造林を一体的に行う「一貫施業」に対して従来より手厚く補助するなど、林業の省力化・低コスト化が現場レベルで進むよう、森林整備関係事業の補助体系の見直しを行ったところであり、今後は、見直しの趣旨に沿った低コストな優良事例の普及を図っていく。また、補助事業の執行率向上のため、事業執行実績を踏まえて段階的に配分するなど、引き続き効果的な活用を図っていく。					
・施策27については,上記課題に適確に対応しながら,引き続き環境に配慮した社会経済システムの構築と環境保全に取り組んでいく必要がある。	・施策27については、「新・宮城の将来ビジョン」の施策15及び施策16により、環境負荷の少ない地域経済システム・生活スタイルの確立や、豊かな自然と共生・調和する社会の構築に向け、取り組んでいく。					

#### 政策番号11

#### 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進 施策番号28

施策の方向 (「宮城の

- ◇ 様々な場面における3R活動を推進するための県民・事業者・市町村等に対する啓発活動を充実させる。
- ◇ 東日本大震災以降に排出量が多いままとなっている廃棄物の発生抑制,再資源化等を促進する。 ◇ 製品の製造、流通から廃棄までの各段階やサービスの提供に伴う環境負荷低減を促進する。

将来ビジョン

- ◇ リサイクル施設の整備など3Rを支える社会的基盤の充実とリサイクル関連新技術開発を促進する。
- -震災復興 •地方創生
- ◇ 廃棄物の適正処理の推進のための排出事業者等の意識醸成や県民の理解協力の促進と不法投棄等不適正処理の根絶に向けた監 視指導を強化する。
- 実施計画」の 行動方針)
  - ◇ 廃棄物処理に関する情報公開の促進などによる透明性の確保と必要施設の維持確保を促進する。

目標指標等	<b>西   ■達成革(%)</b> プロー型の指標:美額値/目標値 ストック型の指標:(美額値一初期値)/(目標値一初期値)  「						
₹		初期値	目標値	実績値	達成	度	計画期間目標値
		(指標測定年度)	(指標測定年度)	(指標測定年度)		達成率	(指標測定年度)
1	県民一人一日当たりの一般廃棄物排出量	1,066g/人·日	943g/人·日	990g/人·日	۲		930g/人·日
'	(g/人·日)	(平成19年度)	(令和元年度)	(令和元年度)	١	61.8%	(令和2年度)
2	一般廃棄物リサイクル率(%)	24.0%	29.3%	24.9%	В		30.0%
	一般廃棄物リリイグル率(%)	(平成19年度)	(令和元年度)	(令和元年度)	В	85.0%	(令和2年度)
2	<b>主要素を指出し具(イエト)</b>	11,172千トン	10,167千トン	10,486千トン	n		10,000千トン
3	産業廃棄物排出量(千トン)	(平成19年度)	(令和元年度)	(令和元年度)	R	96.9%	(令和2年度)
4	<b>主型序交換リサノカル</b> 変(0/)	29.9%	35.0%	33.7%	ь		35.0%
4	産業廃棄物リサイクル率(%)	(平成19年度)	(令和元年度)	(令和元年度)	R	96.3%	(令和2年度)

### 施策評価

概ね順調

#### 評価の理由

- ・目標指標1の一般廃棄物については、震災前まで一人一日当たりの一般廃棄物排出量は順調に減少(平成22年度は961g/人・日) してきて いたが、震災後の平成23年度(1,047g/人・日)には増加した。平成24年度以降は概ね減少していたが、生活系排出量の増加により、令和 元年度は990g/人・日となり、平成30年度の972g/人・日に比べて増加した。
- ・目標指標2の一般廃棄物のリサイクル率については、横ばいの状況が続いている。

指標

- |・目標指標3の産業廃棄物排出量については,平成28年度は,震災後の復旧復興工事等の建設工事が増加していたことや製造業の生産,出 荷が回復していること,下水道施設の完全復旧等の影響により,過去10年間で最も多くなったが,平成29年度は,震災関連工事からの排 出が大きく減少し,それ以降ほぼ横ばいの状態が続いている。
- ・目標指標4の産業廃棄物リサイクル率についても、復旧復興工事関連の廃棄物の排出量が減少するのに伴い、比較的リサイクル率の高い がれき類の排出量の割合が減少したことから、令和元年度は目標値を下回った。
- ・令和2年県民意識調査では、「ごみはいつも分別している」とする割合は、90.2%と令和元年より0.3ポイント低くなっており、地域別で は、沿岸部で91.5%、内陸部で89.2%と若干の差が出ている。また、「ごみは地域で指定された方法で出している」とする割合は、90.2% と令和元年より0.5ポイント低くなっており,地域別では,沿岸部で91.8%,内陸部で89.0%と大きな差はない。
- ・日常生活の中で行っている3Rに関する取組については、「買い物時は、マイバックを持参するようにしている」とした割合が85.1%と前 年比で高くなっており、令和2年7月からのレジ袋有料化による影響も大きいと思われる。他の項目である「壊れているものを修理したり、 いらなくなった物を人に譲ったりすることで,物を大切に使う」とした割合は32.8%,「買い物時は,環境にやさしい商品を選んでいる」 県民 とした割合は12.1%と前年比で低くなっているほか、3Rに関する取組を「行っているものはない」とする回答も0.6%あった。

- 意識 ▼・全体としては,廃棄物等の3Rに対する意識は前年度に引き続き高い状態は続いていると考えられるが,手間や利便性の問題がある場合 は、3Rに対する行動は限定的になっていると考えられる。
  - ・ごみの処理で身の回りで見聞きしたことについては、「廃棄するテレビなどの家電製品を無料回収業者に引き渡す」が9.0%で令和元年 の35%より大きく減少しており、意識の向上が見られる。また、「ごみを庭などで燃やす」は32.4%と若干の増加がみられ、地域別では沿 岸部で17.1%, 内陸部で42.4%と内陸部で高くなっている。
  - ・令和2年の宮城県の経済動向では,経済活動は概ね高水準で推移しており,基調としては緩やかに回復しているものの,足踏み状態と なっている。生産は上昇、住宅投資や企業倒産は減少、個人消費や公共投資は増加、雇用は足踏みがみられる。

経済 情勢

- 社会 ・東日本大震災による県民生活環境や産業構造の変化が続く中、東日本大震災以降続いていた一般廃棄物排出量の高止まりの状態はやや改 善しつつ、横ばい状態が続いている。
  - ・また、震災復興需要も低下しており、産業廃棄物の排出量については、震災復興事業の減少とともに下降していく状況である。

#### 評価の理由

- ・循環型社会構築のための3R推進事業では,市町村等担当者を対象として,「ごみ出し支援」,「ごみの減量・資源化」,「適正処理」の 3テーマを設定しグループ討議等を行うワークショップを4回開催し,テーマごとに取り組む事業等を決定するなど,市町村間の課題につい て共通認識を図りながら,担当職員のスキルアップにつなげることができた。一般廃棄物に関する事務は主に市町村の事務であることか ら,県では普及啓発事業等により市町村に対する支援を実施しているところであり,こうした取組を通じて,一般廃棄物に係る排出量の削 減に寄与していく。
- ・また、「ゼロ・エミッション」の取組を評価できるようにするため、廃棄物処理による二酸化炭素排出量の自動計算ツールを作成すると ともに、データの補完作業を行った。今後、産業廃棄物実態推定調査でデータ積み上げを行い、循環計画の指標とするか検討していく。
- ・産業廃棄物3R等推進事業では,環境産業コーディネーター派遣事業において,企業訪問により延べ1,119事業者の支援を行ったほか,産 業廃棄物の3R等を推進するための、設備導入に対する補助など14件の実施により、産業廃棄物の発生抑制や再資源化等の取組を促進し た。また,事業者の3R等の自発的な取組を支援するためのエコフォーラム開催を支援した。

の成 果等

- ・産業廃棄物の適正処理推進事業では、ラジオ広報、スカイパトロール、監視カメラの設置などの不法投棄の早期把握、産業廃棄物不適正 処理監視員(産廃Gメン)などによるパトロールや防止に向けた啓発活動等を行い,早期解決につなげることができた。また,排出事業者 等講習会の実施等により,廃棄物の適正処理の推進のための排出事業者等の意識を高めることができた。
- ・一般廃棄物の取組と産業廃棄物の適正処理の徹底に対する施策に計画的に取り組んでいくため,食品廃棄物等のリサイクルシステム構築 に向け、大学等への委託事業を行い、県内における食品リサイクルシステムの構築に向けた今後の方向性をまとめた。また、小型家電リサ イクルシステムの連絡協議会も実証実験を委託した大学と共催で行った。これらの取組を参考として,市町村が行う一般廃棄物排出量削減 等の取組への寄与が期待できる。
- ・4つの目標指標について、一般廃棄物の達成度が一部「C」であったが、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風被害に伴う災害廃 棄物の増加による影響を鑑みるとともに,他の目標については達成度が「B」であるため,施策の評価は全体として「概ね順調」とする。
- ※ 評価の視点: 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという 視点で、総合的に施策の成果を評価する。

### 施策を推進する上での課題と対応方針

#### 課題 対応方針 ・一般廃棄物の排出量は震災前に比べると依然多く、徐々に低減してき

- ているが、ここ数年は横ばい状態である。また、廃棄物等の3Rに対する 県民意識は高いものの、必ずしも環境保全活動や環境にやさしい商品を 選ぶなどの一歩踏み出した行動にはなかなか結びついていない実態があ る。また、焼却ごみ中に混入するプラスチックごみや紙ごみが見受けら れるほか、食品ロス削減の取組が遅れている。農林水産省の平成29年推 計によると国内の食品ロスの量は約612万トンで、国民1人当たり1日約 132gの食品ロスを発生している計算になる。それらの実態を踏まえ, 意 識啓発や市町村の各種取組の支援を継続することで、一般廃棄物の排出 量の減少とリサイクル率の向上を図る必要がある。
- ・県内事業所への廃棄物の再資源化を促進するためのリサイクル関連技 術の導入については、今後一層、技術開発及び設備導入への支援が必要 である。また、県内ではプラスチック、小型家電、食品廃棄物のリサイ クルに課題があることから、これらのリサイクルの推進を図ることで、 -般廃棄物と産業廃棄物のリサイクル率を向上させる必要がある。
- ・震災復旧復興工事の収束により、建設系廃棄物の排出量が減少傾向に なっているものの、依然として木くず、コンクリートくずなどの建設系 廃棄物の不法投棄案件も発生しており、排出事業者等に対する適正処理 に向けた指導等も引き続き必要になっている。
- ・排出事業者は産業廃棄物処理業者の情報(受託廃棄物量や処理フロー 等) について十分に把握できる機会が少ないことから、情報の収集及び 講習会の開催等により、廃棄物処理過程を透明化する必要がある。その ため、多くの情報を効率よく取得できるよう構築したシステムを有効に 活用することが必要である。
- ・施策28については、上記課題に適確に対応しながら、引き続き廃棄物 の発生抑制や適正処理, 循環資源としての利用の推進に取り組んでいく 用, 適正処理の推進に向け取り組んでいく。 必要がある。

- ・3R啓発事業(3Rイベント,食品ロス削減,3RラジオスポットCM等) を市町村や事業者等と連携して実施する。特にイベントにおいては、海 洋プラスチック問題やバイオプラスチックの利用など最近の課題を踏ま えたテーマを設定して取組むとともに、フードドライブを実施するなど して食品ロス削減の意識向上を図る。また、継続して市町村等3R連携事 業(ワークショップ,3Rパネル貸出等)を適切に実施することにより市 町村の取組を支援する。
- ・小学生向けの動画による3R普及啓発用資材の作成により、若年層の3R 定着を図る。
- 「宮城県循環型社会形成推進計画(第3期)」(令和3年3月策定)の 基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画の策定等も通じて、県内の取 組を勧めていく。
- ・環境産業コーディネーターによる循環資源としての廃棄物の活用ニ ズの把握に努め、事業者による廃棄物等の3Rや適正処理を推進する。
- ・事業者に対するリサイクル技術開発・設備導入に係る支援の拡充を図
- ・小型家電リサイクルや食品循環資源リサイクルを促進し、循環型社会 構築を推進するための呼びかけをイベント等を通じて行う。
- ・不法投棄等の不適正処理の未然防止と早期発見による自然環境や生活 環境への影響低減のため、啓発事業や産廃Gメンなどによる監視活動を 計画的に実施する。また、産業廃棄物実態調査や廃棄物処理施設の立入 検査等の機会を十分に活用し、発生する廃棄物やその処理の状況把握を 行い、適正な処理について指導等を行う。
- ・産業廃棄物処理業者や多量排出事業者の廃棄物処理情報を含めた産業 廃棄物処理実績電子報告システムの利用拡大や電子マニフェストの活用 促進等を行い、各事業者が取り扱う廃棄物の種類や処理量を速やかに把 握できるようにするとともに,排出事業者に対して廃棄物処理法に基づ く適正処理を普及啓発するための講習会を引き続き開催することで,産 業廃棄物処理の透明化を推進する。
- ・「新・宮城の将来ビジョン」の取組15により、廃棄物の削減や有効活

## 政策番号12 豊かな自然環境, 生活環境の保全

三陸復興国立公園や栗駒,蔵王の各国定公園,ラムサール条約湿地である伊豆沼・内沼, 蕪栗沼 ・周辺水田及び化女沼 ,さらに特別名勝松 島など,県内の豊かで多様な自然環境と生態系を守り,次世代に引き継いでいくことは極めて重要である。このため,積極的にその保全に取り組むとともに,社会資本の整備手法についてもより一層環境と調和したものにする。特に,松林の松くい虫等による被害が,東日本大震災後に県内各地で増加していることから,被害防止対策を推進する。

また、安全できれいな空気や水、土壌など、県民の健康的な暮らしを支える良好な生活環境を守り、改善していく。

#### 政策を構成する施策の状況

施策番号	施策の名称	令和2年度決 算額 (千 円)	目標指標等の状況	実績値 (指標測定年度)	達成度	施策評価
			豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合(%) [参考:指定地域の面積(ha)]	26. 1865% (190, 698. 12ha) (令和2年度)	Α	
29	豊かな自然環境,生活環境の 保全	1 /150 /286	地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数(人) [平成18年度からの累計]	59,473人 (令和2年度)	В	順調
			松くい虫被害による枯損木量(㎡)	10,151㎡ (令和2年度)	Α	
			大気中の浮遊粒子状物質(沿道において環境基準を超えないこと(ただし,黄砂等の影響を受けた時間帯を除く)	100.0% (令和2年度)	Α	

- ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず, 達成率が80%以上100%未満」
  - C:「目標値を達成しておらず、達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で、判定できない」
- ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値)

目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値ー実績値)/(初期値ー目標値)

### ■ 政策評価

順調

#### 評価の理由・各施策の成果の状況

- ・本政策を構成する施策29の成果の状況は以下のとおりである。
- ◇ 宮城を彩る豊かな自然環境の保全・再生の推進
- ・自然公園や県環境保全地域,緑地環境保全地域における太陽光発電等の実施に伴う造成を含む土地の形状の変更などの行為に対して,許可又は 届出事務を適正に行うとともに,ボランティア(83人参加)との協働により世界谷地湿原のヨシ刈りを行うなど,自然公園等の保全対策に取り 組んだ。
- ・伊豆沼・内沼の植生保全や水質改善効果検討調査に取り組み、ハスの刈払いを実施したほか、外来魚駆除技術の普及・啓発に取り組んだ。
- ・希少野生動植物の保護・保全再生については、平成29年度から5年間を計画年次とする第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画を策定するとともに、イノシシやニホンジカなどの生息域が拡大する中、4種類の特定鳥獣について適正な保護・管理に努めた。また、捕獲の担い手の確保・育成に努めた。
- ◇ 地域や学校と連携した農村環境保全等の協働の促進
- ・自然保護に積極的に取り組む人材(団体)の育成については,新型コロナウイルス感染症がまん延するという特殊な状況にもかかわらず,感染症対策を十分に行いながら,地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動を最大限実施し,1,300人あまりの参加を得ることができた。
- ◇ 松くい虫等による森林の被害防止対策の推進
- ・松くい虫被害対策については,適期・適切な薬剤散布及び伐倒駆除を徹底した結果,松くい虫被害による枯損木量は減少し,令和2年度の目標値12,550㎡に対し,10,151㎡となり,目標を達成した。
- ◇ 大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた調査研究の推進
- ・県内の自動車排出ガス測定局9局全局で、黄砂の影響を受けた時間帯を除き、浮遊粒子物質の環境基準を達成した。
- ・平成28年度に改訂した宮城県自動車交通環境負荷低減計画に基づき、エコドライブの普及促進等を行った。
- ・釜房ダム貯水池では,上流域の森林由来の自然汚濁負荷調査を実施し,データを蓄積する事ができた。伊豆沼では,ハス刈払いによる水質改善効果を調査したところ,溶存酸素の改善効果が認められた。
- ・本政策を構成する施策29が「順調」であることから、本政策は「順調」と評価する。

政策を推進する上での課題と対応方針						
課題	対応方針					
◇ 宮城を彩る豊かな自然環境の保全・再生の推進 ・伊豆沼・内沼において自然再生に取り組み、オオクチバスなど外来種 の駆除や希少な水生植物の復元等に成果を挙げているが、なお減少する カラスガイなど在来生物の回復には程遠く、多様な生物が生息できる環 境が整備されていない。また、悪化する水質の改善を求める声も上がっ ている。	◇ 宮城を彩る豊かな自然環境の保全・再生の推進 ・自然再生全体構想や同事業実施計画に基づき,外来種の駆除をさらに 進めるとともに,学識経験者の意見を踏まえながら在来生物の保全対策 を行い,さらに,エコトーン(移行帯)の造成を進め,陸域から水域に 移行する湖岸域を復元することにより,沈水植物などの生息場所を確保 していく。また,水質悪化の一因であるハスの刈払いを継続して実施し ていく。					
・野生生物の保護管理の推進については、生息域が拡大しているイノシシ及びニホンジカの捕獲の担い手である狩猟者の減少傾向が続いていることから、農業被害等の対策に加え、狩猟者の確保、後継者育成が急務である。またツキノワグマは、近年、出没件数の増加など人間の生活圏への接近が問題となっており、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の安定的な維持等を図っていく必要がある。	・野生生物の保護管理の推進については、平成29年度から5年間を計画年次とする第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理計画に基づいて、対象鳥獣に応じた適正な管理を行う。特にイノシシ及びニホンジカについては、平成27年度から実施している指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した個体数調整のほか、被害防除対策及び生息環境整備を推進するとともに、捕獲・防除に関する研修会や狩猟後継者の育成を行い、生態系の維持及び農業被害等の軽減を図る。また、ツキノワグマについては、市街地等に出没した場合の対応等を整備するなど、適切な管理が図れるよう検討していく。					
◇ 地域や学校と連携した農村環境保全等の協働の促進 ・地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により参加人数が減少しており、今後は感染症対策を十分に実施した上で、活動への参加を促していく必要がある。	◇ 地域や学校と連携した農村環境保全等の協働の促進 ・地域や学校と協力しながら、感染症対策の実施を的確に行い、活動へ の参加を促していく。					
◇ 松くい虫等による森林の被害防止対策の推進 ・東日本大震災後の防除対策の強化によって,被害量は長期的に減少傾向にあるが, <b>被害の更なる低減のため,</b> 適期の適切な被害防除対策を地域が一体となって継続していく必要がある。	◇ 松くい虫等による森林の被害防止対策の推進 ・松くい虫被害については、守るべき松林の区域を明確にし、予防対策 である薬剤散布と樹幹注入を適期に適切に実施するとともに、被害木調 査の確実な実施に努め、被害原因である線虫を運ぶマツノマダラカミキ リが羽化脱出する6月下旬までに伐倒駆除を徹底して行う。また、防除 対策推進会議等を開催し、市町村などの関係機関との連携を図りながら 一体的・効率的な対策を推進する。					
◇ 大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた調査研究の推進・県内の自動車排出ガス測定局9局全局で,黄砂の影響を受けた時間帯を除き,浮遊粒子状物質の環境基準を達成した。全体としては自動車交通による環境負荷が低減されてきたが,復興事業による自動車交通量の増加,人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う在宅勤務等により,公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増し,自動車交通を巡る状況が大きく変化している。	◇ 大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた調査研究の推進・引き続き道路沿線の大気環境を維持・向上するため,関係機関の相互協力・連携のもと,宮城県自動車交通環境負荷低減計画の基本施策及び重点施策を総合的・効果的に推進していく。					
・閉鎖性水域の環境基準達成率は43%となっており,今後も水質保全を図るため,関係機関と連携した負荷削減対策につながる調査研究が必要である。	・釜房ダム貯水池については、令和3年度に終期を迎える第6期湖沼水質保全計画の事業実施結果等を検証し、次期計画の素案を策定する。伊豆沼については、伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画(第2期)に基づき、新たな調査研究を実施する。					

#### 政策番号12

### 施策番号29 豊かな自然環境, 生活環境の保全

◇ 特別名勝松島や国定公園に指定されている栗駒山や蔵王山、ラムサール条約湿地である伊豆沼など、宮城を彩る豊かな自然環境の保全・再生を推進する。

#### 施策の方向

- ◇ 松くい虫等による森林の被害防止対策を推進する。
- ◇ 住民と民間団体,事業者,行政等が自然環境に関する情報を共有することができる体制の整備と,自然保護に積極的に取り組む人材(団体)の育成を推進する。

# (「宮城の 将来ビジョン

- ◇ 地域や学校と連携した農村環境保全等の協働活動を促進する。
- ·震災復興 ·地方創生
- ◇ 豊かな自然環境を保全しながら自然の恵みによるやすらぎと潤いを楽しむことができるエコツーリズムなど,自然環境の賢明な活用を促進する。

#### 実施計画」の 行動方針)

- ◇ 農林水産業の多面的機能に注目した取組への支援と環境に優しい農林業の普及促進に取り組む。
- ◇ 上流から下流まで流域全体が協力・連携した各流域の特性を生かした健全な水循環を推進する。
- ◇ 大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた公害に関する調査研究を推進する。

#### ■達成度 A:「目標値を達成している」(達成率 100%以上) B:「目標値を達成しておらず,達成率が80%以上100%未満」 C:「目標値を達成しておらず,達成率が80%未満」 N:「実績値が把握できない等の理由で,判定できない」 目標 ■達成率(%) フロー型の指標:実績値/目標値 ストック型の指標:(実績値-初期値)/(目標値-初期値) 指標 目標値を下回ることを目標とする指標:(初期値-実績値)/(初期値-目標値) 等 初期値 実績値 達成度 計画期間目標値 (指標測定年度) (指標測定年度) (指標測定年度) 達成率 (指標測定年度) 豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域 25.9571% 26.1738% 26.1865% 26.1738% (190, 696. 11ha) (190, 696. 11ha) 1 の県土面積に占める割合(%) (189, 117, 42ha) (190, 698, 12ha) [参考:指定地域の面積(ha)] 100.0% (平成20年度) (令和2年度) (令和2年度) (令和2年度) 地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活 14,947人 65,000人 65,000人 59.473人 2 R 動に参加した人数(人) [H18 からの累計] 89.0% (平成20年度) (令和2年度) (令和2年度) (令和2年度) 13,000m<sup>3</sup> 12,550m<sup>2</sup> 10, 151m<sup>2</sup> 12,550m<sup>3</sup> 3 松くい虫被害による枯損木量(m) 200.6% (平成29年度) (令和2年度) (令和2年度) (令和2年度) 大気中の浮遊粒子状物質(沿道において環境基準を 77.8% 100.0% 100.0% 100.0% 4 超えないこと(ただし、黄砂等の影響を受けた時間 (令和2年度) (平成24年度) (令和2年度) (令和2年度) 100.0% 帯を除く)

#### ■ 施策評価

順調

### 評価の理由

目標指標❶「豊かな自然環境の保護・保全を目的とした指定地域の県土面積に占める割合」については目標値を達成した。

目標指標❷「地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動に参加した人数」については,目標値を下回ったが,新型コロナウイルス感染症がまん延するという特殊な状況にもかかわらず,感染症対策を十分に行いながら,地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動を最大限実施し,1,300人あまりの参加を得ることができた。

#### 目標 指標 等

目標指標❸「松くい虫被害による枯損木量」については,適期・適切な薬剤散布及び伐倒駆除を徹底した結果,令和2年度の目標値12,550㎡に対し,10,151㎡となり,目標を達成した。

目標指標**④**「大気中の浮遊粒子状物質(沿道において環境基準を超えないこと(ただし,黄砂等の影響を受けた時間帯を除く)」については,県内の自動車排出ガス測定局9局全てで目標を達成した。

# 県民意識

- ・令和2年県民意識調査結果では、震災復興計画の分野1【環境・生活・衛生・廃棄物】の5施策(①被災者の良好な生活環境の確保、②恒久的な住宅での安定した生活に向けた支援、③地域コミュニティの再生と被災地の活力創出に向けた多様な活動への支援、④再生可能エネルギーの導入とスマートシティの形成、⑤自然環境の保全の実現)のうち特に優先すべきと思う施策を「⑤自然環境の保全の実現」と回答した県民が、昨年同様、最も多く(28.4%)、自然環境の保全に対する関心の高さが示されている。
- ・令和2年10月の首相所信表明演説の中で,2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする(2050年カーボンニュートラル)との政策目標が表明された。
- ・令和3年に中国で開催が予定されている生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において,生物多様性に関する新たな中長期的目標が設定されることになっている。
- ・平成27年5月に改正された「鳥獣保護管理法」に基づき,生息域の拡大や頭数の増加等により,人との軋轢が生じている4鳥獣(二ホンザル,ツキノワグマ,ニホンジカ,イノシシ)について管理計画を策定し,狩猟期間の延長や個体数調整の実施,有害捕獲許可権限の市町村移譲等に取り組み,適正な保護・管理を推進してきた。ここ数年,イノシシやニホンジカ等の有害捕獲や個体数調整等による捕獲数は増加する傾向にある一方,捕獲の担い手は減少傾向にある。
- ・森林インストラクター養成講座や自然環境サポーター養成講座の応募状況から,県民の方々の森林への興味や森林整備作業への熱意が高まっていることが推察される。特に,東日本大震災により被災した沿岸部の海岸防災林の復旧再生に関する植栽・下刈り等の森林整備には多くの県民の方々が関わっている。

社会 経済 情勢

- ・平成5年度から実施している百万本植樹事業(緑化木の無償配布)では,震災後は被災した沿岸市町村に重点的に配布し,身近な公園な どの環境緑化に貢献している。
- ・特別名勝松島等における松くい虫被害は,東日本大震災後,薬剤空中散布の中止など,十分な対策ができなかったことにより,平成24年度から平成25年度にかけて被害が増加したが,平成25年度より薬剤空中散布を再開するなど対策を強化した結果,被害量は減少傾向で推移している。しかし,気象条件によっては再び増加に転じる可能性があることから,地域が一体となって必要な対策を継続していく必要がある。
- ・閉鎖性水域の水質は環境基準を達成していない水域が多く,水質保全に向けた取組が求められており,釜房ダム貯水池は湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画で,伊豆沼は伊豆沼・内沼自然再生推進事業で,各種取組を実施している。
- ・東日本大震災後の電力システム改革に伴う小規模火力発電所の建設計画や復興事業による自動車交通量の増加,コロナ禍の影響で自動車 交通を巡る状況が大きく変化していることを踏まえ,引き続き大気汚染の状況を注意深く観測していく必要がある。

#### 評価の理由

- ◇ 宮城を彩る豊かな自然環境の保全・再生の推進
- ・自然公園や県環境保全地域、緑地環境保全地域における太陽光発電等の実施に伴う造成を含む土地の形状の変更などの行為に対して、許 可又は届出事務を適正に行うとともに、ボランティア(83人参加)との協働により世界谷地湿原のヨシ刈りを行うなど、自然公園等の保全 対策に取り組んだ。
- ・伊豆沼・内沼の植生保全や水質改善効果検討調査に取り組み、ハスの刈払いを実施したほか、外来魚駆除技術の普及・啓発に取り組ん
- ・希少野生動植物の保護・保全再生については、平成29年度から5年間を計画年次とする第12次鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣 管理計画を策定するとともに,イノシシやニホンジカなどの生息域が拡大する中,4種類の特定鳥獣について適正な保護・管理に努めた。 また、捕獲の担い手の確保・育成に努めた。
- ◇ 情報共有の体制整備、人材(団体)の育成の推進
- ・森林インストラクター養成講座は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で予定していた18回の講座及びそれに基づく認定試験が実 施できないため、中止とした。
- ・自然環境サポーター養成講座は、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら合計7回開催し、94人が受講し、平成16年度からの累計 受講者は1,778人となった。
- ・宮城みどりの基金及びみやぎ環境税を活用し、市町村が設置・管理している施設等17か所において1,784本の緑化木を配付するととも に, 植樹の指導等を行った。(累計:980か所199,736本)
- ◇ 自然環境の賢明な活用の促進
- ・平成26年度に策定し令和元年度に改訂した「宮城県生物多様性地域戦略」に基づき,令和2年度「みどりの日」自然環境功労者環境大臣 表彰を受けた自然保護団体の代表者を講師に迎えて,生物多様性フォーラム(44人参加)を開催し,普及啓発を行った。なお,学習施設に おいて生物多様性について学ぶ機会を提供するイベントの開催は、新型コロナウイルスの影響により中止を余儀なくされたが、次年度以降

### 事業 の普及啓発活動への準備として、小学校低学年を主な対象とした学習教材を企画・作成した。

- の成 ◇ 地域や学校と連携した農村環境保全等の協働の促進
- 果等 │・自然保護に積極的に取り組む人材(団体)の育成については,新型コロナウイルス感染症がまん延するという特殊な状況にもかかわら ず,感染症対策を十分に行いながら,地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動を最大限実施し,1,300人あまりの参加を得る ことができた。
  - ◇ 松くい虫等による森林の被害防止対策の推進
  - ・松くい虫被害対策については、適期・適切な薬剤散布及び伐倒駆除を徹底した結果、松くい虫被害による枯損木量は減少し、令和2年度 の目標値12,550㎡に対し、10,151㎡となり、目標を達成した。
  - ◇ 各流域の特性を生かした健全な水循環の推進
  - ・健全な水循環の保全については,流域水循環計画推進会議の構成団体の活動状況を把握するとともにWeb等を通じて情報共有を図ること ができた。令和2年度に終期を迎える宮城県水循環保全基本計画,令和元年度に終期を迎えた北上川及び名取川流域の水循環計画の第2期計 画を県民意識調査結果や近年の気候変動等の新たな課題を踏まえ策定した。
  - ◇ 大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた調査研究の推進
  - ・県内の自動車排出ガス測定局9局全局で、黄砂の影響を受けた時間帯を除き、浮遊粒子状物質の環境基準を達成した。
  - ・平成28年度に改訂した宮城県自動車交通環境負荷低減計画に基づき、エコドライブの普及促進等を行った。
  - ・釜房ダム貯水池では、上流域の森林由来の自然汚濁負荷調査を実施し、データを蓄積する事ができた。伊豆沼では、ハス刈払いによる水 質改善効果を調査したところ、溶存酸素の改善効果が認められた。
  - ・4つの目標指標のうち目標指標❷は目標値を下回って達成度「B」であるものの, 新型コロナウイルス感染症がまん延するという特殊な状 況にもかかわらず、感染症対策を十分に行いながら、地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動を最大限実施し、1,300人あま りの参加を得ることができたものであり,また,他の目標指標**❶❸④**は全て目標値を上回って達成度「A」,各事業の有効性に関する分析 結果では、いずれも「成果があった」又は「ある程度成果があった」となっている。
  - ・以上のことから,各事業の実施結果は施策の目的の実現に貢献していると判断できるため,本施策は「順調」と評価する。
  - ※ 評価の視点・ 目標指標等、県民意識、社会経済情勢、事業の実績及び成果等から見て、施策に期待される成果を発現させることができたかという 視点で、総合的に施策の成果を評価する。

#### 施策を推進する上での課題と対応方針

#### 課題

#### ◇ 宮城を彩る豊かな自然環境の保全・再生の推進

- ・伊豆沼・内沼において自然再生に取り組み,オオクチバスなど外来種の駆除や希少な水生植物の復元等に成果を挙げているが,なお減少するカラスガイなど在来生物の回復には程遠く,多様な生物が生息できる環境が整備されていない。また,悪化する水質の改善を求める声も上がっている。
- ・野生生物の保護管理の推進については、生息域が拡大しているイノシシ及びニホンジカの捕獲の担い手である狩猟者の減少傾向が続いていることから、農業被害等の対策に加え、狩猟者の確保、後継者育成が急務である。またツキノワグマは、近年、出没件数の増加など人間の生活圏への接近が問題となっており、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、個体数の安定的な維持等を図っていく必要がある。

#### ◇ 情報共有の体制整備, 人材(団体)の育成の推進

・森林インストラクター養成講座や自然環境サポーター養成講座では、 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、講座の変更や中止を余儀な くされるなど、応募者の意向に沿えない場合が想定される。

#### ◇ 自然環境の賢明な活用の促進

・生物多様性の認知度は十分でなく,賢明な利用の考え方が県民に十分に浸透しているとはいえない。一方,県民にとって身近で安全な自然体験や学習の場が求められている。

#### ◇ 地域や学校と連携した農村環境保全等の協働の促進

・地域や学校教育と連携した農村環境保全等の協働活動については、新型コロナウイルス感染症の影響により参加人数が減少しており、今後は感染症対策を十分に実施した上で、活動への参加を促していく必要がある。

#### ◇ 松くい虫等による森林の被害防止対策の推進

・東日本大震災後の防除対策の強化によって,被害量は長期的に減少傾向にあるが,被害の更なる低減のため,適期の適切な被害防除対策を地域が一体となって継続していく必要がある。

#### ◇ 各流域の特性を生かした健全な水循環の推進

・健全な水循環の保全を図るため、行政等関係機関や団体間の相互連携 を推進する継続的な取組が必要である。また、未策定であった南三陸海 岸及び阿武隈川の流域水循環計画を策定する必要がある。

#### ◇ 大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた調査研究の推進

- ・県内の自動車排出ガス測定局9局全局で,黄砂の影響を受けた時間帯を除き,浮遊粒子状物質の環境基準を達成した。全体としては自動車交通による環境負荷が低減されてきたが,復興事業による自動車交通量の増加,人口減少や新型コロナウイルス感染症拡大に伴う在宅勤務等により,公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増し,自動車交通を巡る状況が大きく変化している。
- ・閉鎖性水域の環境基準達成率は43%となっており,今後も水質保全を 図るため,関係機関と連携した負荷削減対策につながる調査研究が必要 である。

#### 対応方針

◇ 宮城を彩る豊かな自然環境の保全・再生の推進

- ・自然再生全体構想や同事業実施計画に基づき、外来種の駆除をさらに 進めるとともに、学識経験者の意見を踏まえながら在来生物の保全対策 を行い、さらに、エコトーン(移行帯)の造成を進め、陸域から水域に 移行する湖岸域を復元することにより、沈水植物などの生息場所を確保 していく。また、水質悪化の一因であるハスの刈払いを継続して実施し ていく。
- ・野生生物の保護管理の推進については、平成29年度から5年間を計画 年次とする第12次宮城県鳥獣保護管理事業計画及び第二種特定鳥獣管理 計画に基づいて、対象鳥獣に応じた適正な管理を行う。特にイノシシ及 びニホンジカについては、平成27年度から実施している指定管理鳥獣捕 獲等事業を活用した個体数調整のほか、被害防除対策及び生息環境整備 を推進するとともに、捕獲・防除に関する研修会や狩猟後継者の育成を 行い、生態系の維持及び農業被害等の軽減を図る。また、ツキノワグマ については、市街地等に出没した場合の対応等を整備するなど、適切な 管理が図れるよう検討していく。

#### ◇ 情報共有の体制整備, 人材(団体)の育成の推進

・講座を実施する際は感染拡大防止対策を徹底した上で実施すること, また,講座の回数や日程,募集人数等を適時調整して,参加希望者の熱 意をなるべく損なわないように配慮する。

#### ◇ 自然環境の賢明な活用の促進

・自然体験や学習の場を整備し,県民に自然と触れ合い学ぶことのできる機会を提供することを通して,生物多様性や賢明な利用について普及 啓発を行う。

### ◇ 地域や学校と連携した農村環境保全等の協働の促進

・地域や学校と協力しながら,感染症対策の実施を的確に行い,活動への参加を促していく。

### ◇ 松くい虫等による森林の被害防止対策の推進

・松くい虫被害については、守るべき松林の区域を明確にし、予防対策である薬剤散布と樹幹注入を適期に適切に実施するとともに、被害木調査の確実な実施に努め、被害原因である線虫を運ぶマツノマダラカミキリが羽化脱出する6月下旬までに伐倒駆除を徹底して行う。また、防除対策推進会議等を開催し、市町村などの関係機関との連携を図りながら一体的・効率的な対策を推進する。

#### ◇ 各流域の特性を生かした健全な水循環の推進

・流域水循環計画推進会議を開催し、関係機関や団体等との活動情報の 共有化を通じ、相互に連携した取組を推進していく。また、未策定で あった南三陸海岸及び阿武隈川の流域水循環計画を県民意識調査や課題 の分析結果等踏まえ策定し、県内全域において取組を推進していく。

#### ◇ 大気汚染や水質汚濁などの改善に向けた調査研究の推進

・引き続き道路沿線の大気環境を維持・向上するため、関係機関の相互協力・連携のもと、宮城県自動車交通環境負荷低減計画の基本施策及び重点施策を総合的・効果的に推進していく。

・釜房ダム貯水池については、令和3年度に終期を迎える第6期湖沼水質保全計画の事業実施結果等を検証し、次期計画の素案を策定する。伊豆沼については、伊豆沼・内沼自然再生事業実施計画(第2期)に基づき、新たな調査研究を実施する。

出所:宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画 成果と評価(令和3年9月 宮城県)

## 添付資料2. 施策評価シート

施策	事業番号	事業名	担当課 室名	令和2年 度決算額 (千円)	事業概要	令和 2 年度の実施状況・成果
27		環境基本 計画推進 事業	環境政 策課	6, 432	・環境基本計画の策定や,県民・事業者等からの「みやぎ e 行動(eco do!)宣言」の登録・認定を行う。 ・小学校への出前講座や,環境教育プログラム集の作成等を行う。 ・県有施設への新エネルギー設備等の導入ガイドラインを策定する。	・令和3年度からの「宮城県環境基本計画(第4期)」について、宮城県環境審議会における調査審議等を経て、令和3年3月に策定・公表した。 ・令和2年度「みやぎe行動(eco do!)宣言」登録件数923件、認定件数42件・小学校への出前講座 延べ42校1,809人の生徒に実施した。・NP0等が実施する体験型の環境教育プログラムを取りまとめた冊子を作成し、県内小学校へ配布した。また、環境教育プログラム利用校2校に対し助成を行った。
27	2	地球温暖化分策推進事業	環境政策課	26, 527	<ul><li>・地球温暖化防止活動推進員の活動や, うちエコ診断の実施機関を支援する。</li><li>・みやぎ環境税の広報のための新聞掲載等を行う。</li></ul>	・地球温暖化防止活動推進員を委嘱し、活動を支援した。 委嘱人数:86人、延べ活動回数:376回、養成研修:3回・うちエコ診断事業により、うちエコ診断実施機関の活動を支援し、家庭における省エネを促進した。診断実施件数:200件・イベント等を通じて地球温暖化対策に関する普及啓発を実施した。・スポーツ団体と連携したイベント:2回、仙台市外でのイベント:2回、環境フェスタ:1回、推進員企画イベント:1回、事業者向けセミナー:1回、省エネチャレンジキャンペーン:2回・シンポジウム等を通じて気候変動適応策に関する普及啓発を実施した。シンポジウム:1回、サイエンスカフェ:2回、ワークショップ:2回、セミナー:1回・「宮城県ストップ温暖化賞」としての地球温暖化対策に資する優れた取組や活動等を行う個人・団体を表彰した。 表彰者:5者 ・「塚メだっちゃ温暖化」県民会議を運営し、会員相互の情報交換や意見交換等を実施した。 企画委員会:5回(出張セミナー3回、オンラインセミナー2回)、環境フォーラム:1回・レジ袋の辞退など環境配慮行動に応じてポイントを付与するスマホアプリの開発・運用を行った。登録者:5,634人・みやぎ環境税を活用した施策等の広報を行った。県政だより2回、新聞1回・みやぎ環境税の今後の在り方の検討に関して県民説明会やパブリックコメントを実施し、制度の周知と意見の聴取を図った。県民説明会:7回、パブリックコメント:1回(意見提出40件)
27	4	低炭素型 水ライフ スタイル 導入支援 事業	社会推	7,062	する。	・116世帯に対し、低炭素型浄化槽等設置費用の一部を補助し、家庭部門の低炭素化と環境負荷低減に寄与した。 ・一方で、沿岸市町における集団移転事業が終了したことを受け、 申請数が減少してきたため、次年度の事業を廃止する。
27	6	エコタウ ン形成促 進事業	再生可 能エネ ルギー 室	299, 263	電池などの設備導入等に対して間接補助方式により 助成を行う。また、補助対象設備をより効率的に使 用するための普及啓発を併せて実施する。 ・再生可能エネルギー等をまちづくりに組み込んだ 取組(=エコタウンの形成)を市町村と連携して実 施する事業者に対して調査等経費の補助を行うとと	・スマートエネルギー住宅について普及啓発を図るイベントを計 2 回実施した。 ・エコタウン形成に関する団体が行う実現可能性調査の補助を 1 件、設備設置を伴う実証事業の補助を 1 件の計 2 件の再エネ事業を段階的に支援したほか、再エネ事業化のノウハウを学ぶ講座を開催した。また、エコタウン推進委員会ではセミナーを 2 回、市町村のニーズに合わせて講師を派遣する出張セミナーを 3 回を開催した。
27	7	Jークレ ジット導 入事業	再生可 能エネ ルギー 室	3, 645	み出される環境価値を国の「J-クレジット」制度 を活用して,「見える」化・売却し,その売却益を 環境教育事業等に充当させ,県民の環境意識の醸成 に繋げるもの。	・県の J-クレジット制度である「みやぎスマエネ倶楽部」を運営し、入会者数が約4,000人となった。また、令和元年度に認証されたクレジットを売却し、約68万円の収入があった。 ・再エネの普及啓発動画を作成し、配布(DVD100枚・72か所)及び動画配信(令和3年3月末の視聴回数約41,200回)を行った。
27	8			1,113	・保守点検及び維持管理をはじめとした、改正 FIT 法の遵守事項(定期報告・柵塀等・標識の設置等)と、遵守の必要性を広く周知し、地域と共生した事業環境の整備を行うもの。また、保守点検等の需要に対応できる技術者の技術高度化を目的に、電気工事業関係者を主な対象として研修を開催し、PV設備の長期安定的かつ適切な発電環境の整備を目指すもの。	・太陽光発電設備の保守管理等について、電気工事事業者を対象に研修会を2回(参加者82人)実施したほか、FIT法の普及啓発のためのチラシを作成・配布した(3,600枚)。・令和2年4月に宮城県太陽光発電施設に関するガイドラインを施行し、啓発のためのチラシ(4,000枚)を作成・配布する等により、太陽光発電事業者に同知するとともに、県内太陽光発電事業の状況の把握に努めた。・県内太陽光発電設備保守点検事業者の情報を収集し、実態を把握するとともに、情報をデータベース化して県のHPに公開し、発電事業者等への情報提供を行った。
27	10	木質バイ オマス広 域利用モ デル形成 事業	林業振興課	4, 345	・木質バイオマス(未利用間伐材等)を燃料や原料として利活用することで,県産材の有効利用と二酸化炭素の排出抑制による地球温暖化防止対策を推進する。	経費の一部を助成することで、林地の未利用材の搬出を促し、地域

施策	事業番号	事業名	担当課 室名	令和2年 度決算額 (千円)	事業概要	令和 2 年度の実施状況・成果				
27		県産木材 利用拡大 促進事業	林業振興課	259, 725	を通じて、県産木材の利用拡大を図るとともに、地球温暖化性に対策を推進する	・商業施設等の木質化や木製品導入の取組に支援し、県産材及び優良みやぎ材の利用促進や認知度の向上を図った。 ・内装木質化 1件 ・木製品配備 1件 ・住宅支援 514件, 県産材使用量約8,342㎡(514件のうち83件(16%)が被災者の申請で,住宅再建に貢献している。)				
27		CLT 建築 普及促進 事業	林業振興課	34, 727	・CLT 活用による新たな木材需要の創出を図るため、宮城県 CLT 等普及推進協議会の取組と連携し、トータルコストの低減や非木造建築における CLT の活用、ユニット化によるコスト低減等を支援する。	・CLT の新たな活用技術(工法)の開発やCLT を活用した住宅等への支援により、新たな木材需要の創出に向け、県産CLT の普及促進を図った。 ・CLT 活用技術創出 2件 ・CLT 住宅普及促進 4件				
27		みんなの 森林づく りプェクト 推進事業	林業振興課	2, 621	・県民が自主的かつ主体的に取り組む植林活動や森林整備などの森林づくり活動等への支援を通じて,多様な主体による県民参加の森林づくりを推進する。	・県内14市町村で実施された,多様な主体による荒廃した里山林の整備等の活動経費の一部を助成することで,県民が広く参加する森林づくり活動の育成促進を図った。・活動団体数 23 団体・活動数 26 件				
27	19	森林マネ ジメント 認証普及 促進事業	林業振興課	932	・社会全体で温暖化防止対策や森林整備を支える仕組みを拡大するため、森林認証の取得等へ支援するとともに、クレジット制度の普及活動を実施する。	・森林認証普及活動 1回 ・FM 認証(面積拡大) 1団体 ・認証材使用製品等開発普及活動 1団体 ・イベント出展 1回				
27	20	森林育成 事業	森林整備課	663, 861	·森林の多面的機能の発揮,県産木材の安定供給の確保,放射性物質を含む土砂の流出防止等を図るため間伐等の森林整備を推進するほか,松くい虫被害木の伐倒処理を実施する。					
27		環境林型 県有林造 成事業	森林整 備課	22, 512	・森林資源の長期的な供給を確保するため,県行造 林地の地上権設定契約期間の満了により伐採した跡 地について,契約更新による森林整備を推進する。	・土地所有者との契約に基づき,伐採跡地の森林機能を早期に回復し,良好な森林環境を維持するための森林整備を実施した。 保育等森林整備[年間] 73ha				
27	22	温暖化防 止森林づ くり推進 事業	森林整	269, 584	ほか,ナラ枯れ被害木の拡大を防ぐため,被害木の 駆除に対して支援する。	組んだほか、少花粉スギ苗の植栽や、一貫作業システムを活用した				
27	23	みやぎ防 災林パー トナー シップ事 業	森林整備課	1, 789	・海岸防災林の重要性・役割の普及啓発と管理のあ り方について検討する。	広く県民等に海岸防災林の重要性・役割を普及啓発するため、パネル展示等ワークショップを開催するとともにパンフレットの作成を行った。既活動団体に対しては、作業講師を派遣し、育林の指導を行った。 ・ワークショップの開催 1回 ・作業講師の派遣 4回 ・パンフレット作成 1式				
27	24	クリーン エネル ギーみや ぎ創造事 業	環境政策課	293, 203	する。 ・省エネルギーの取組促進に向けた事業者向けセミナー等を開催する。 ・県内事業者が行う再生可能エネルギー等設備の導入を支援する。 ・再生可能エネルギーの導入促進に向けた事業者向けセミナー等を開催する。 ・県内外のクリーンエネルギー関連企業と情報交換等を行う。 ・県内でのクリーンエネルギー等を活用した環境負荷低減等の取組を支援する。	補助件数:51件, セミナー等開催:5回・企業訪問等を通じて, 環境関連産業の振興に向けた情報収集を行った。・県内事業者におけるクリーンエネルギー等を活用した環境負荷低減等の取組に対して補助を行った。補助件数:5件・県内事業者における環境関連分野の製品開発の取組に対して補助を行った。補助件数:7件・環境産業コーディネーターが県内延べ1,119事業者を訪問等し,事業者の取組を支援した。				
27	25	風力発電 導入推進 事業	再生可能エネルギー室	3, 958	・洋上風力発電については、事業者単独では、地域関係者等との調整が困難である。このため、県が主体となり、地域協議会を設置することで、発電事業者と地域関係者の調整を図りながら、発電事業者を決定するもの。陸上風力発電については、環境省の委託事業(H28~H29)を活用し、環境保全等を優先すべきエリアと導入可能性を有しているエリアを図示したゾーニングマップを作成したことから、風況調査費用の一部を補助することで、導入可能性エリアへの導入誘導を図るもの。	候補が採算性の観点から計画を断念したことから、事業を中止した。 た。				
27		防災拠点 再生ネル エネー導入 促進事業	再生可 能エネ ルギー 室	28, 476	・自立・分散型エネルギー導入を促進するため、災害時に防災拠点となる公共施設への再生可能エネルギーや蓄電池の購入を支援する。	・太陽光発電設備及び蓄電池導入に係る事業について,石巻市(石巻市雄勝総合支所)への補助を行った。 ・本事業は,終期到来により令和2年度で事業を終了する。				

施策	事業番号	事業名	担当課 室名	令和2年 度決算額 (千円)	事業概要	令和2年度の実施状況・成果
27	28	燃料電池 自動車普 及推進事 業	能エネ	95, 395		・FCV の導入補助,カーレンタルの実証運行を行ったほか,燃料電池バスの路線運行を支援し,FCV の利用機会の創出と水素エネルギーの認知度向上を図った。 ・事業者が行う商用水素ステーション整備を支援したほか,県が整備したスマート水素ステーションについて,機器の安全かつ安定した動作環境を確保するため,日常点検及び保守点検等を実施した。
27	29	水素エネルギー利活用普及促進事業	能エネ ルギー	7, 978	・水素エネルギーに対する有用性や安全性等の認知 度向上のため、体験イベントの開催や普及啓発資料 の作成等を行う。 ・水素エネルギーに関する理解の促進や、災害対応 能力等を調査するため、自立型の水素製造・貯蔵・ 発電システムを楽天生命パーク宮城に整備する。	・地域情報誌等へ水素エネルギーの有用性・安全性に関する記事を計6回掲載したほか、普及啓発資材を作成し、各種イベント等で配布し、県民の認知度向上と理解促進を図った。
27	30	水素エネ ルギー産 業創出事 業	能エネ	243	・水素エネルギーに関する将来の産業創出に向けて、事業者等を対象に大学等学術機関と連携した燃料電池・水素関連技術に関する産業セミナー等を開催する。	・水素・燃料電池関連産業セミナーを1回開催し,事業者等を対象 に関連技術に関する情報を提供した。
28	1	循環型社 会構築の ための 3R 推進 事業	循環型社会推進課	35, 039	・3R の推進に取り組む市町村及び事業者を支援する。 ・希少金属等及び食品廃棄物等のリサイクルシステム構築に向けた検討を行う。 ・次期循環型社会形成推進計画の策定や最終処分場 設置者への支援を行う。 ・県民や事業者に対し、プラスチック及び食品廃棄 物の3R 行動を定着させるための普及啓発を行う。	・希少金属リサイクルシステム構築連絡協議会を開催し,事業者及び国・市町村職員 28 名が参加した。 ・3 回の専門委員会議を開催し,次期循環型社会形成推進計画を策
28	2	産業廃棄 物 3R 等 推進事業	環境政 策課	172, 450	・県内事業者が行う産業廃棄物の3R等に係る設備の導入を支援する。 ・産業廃棄物の3R促進に向けた事業者向けセミナー等を開催する。 ・県内事業者の3Rや省エネ等の取組を支援する「環境産業コーディネーター」を設置する。 ・「宮城県グリーン製品」認定のための調査及び認定製品の広報等を行う。 ・県内事業者が行う産業廃棄物の3R等に係る技術・製品開発を支援する。	・産業廃棄物の 3R 等に係る設備の導入や,技術・製品開発,販売 促進等の取組に対して補助を行ったほか,3R 促進のためのセミナー を開催した。 補助件数:14件,セミナー開催:1回 ・環境産業コーディネーターが県内延べ1,119事業者を訪問等し, 事業者の取組を支援した。(再掲) ・「宮城県グリーン製品」認定件数:新規7製品,更新25製品 ・廃棄物の3R等の取組を行うエコフォーラム(事業者の自主活動グ ループ)の開催を支援した。
28		産業廃棄 物の適正 処理推進 事業	<b>州</b> 本	19,688	報を実施する。	・産業廃棄物処理実績を集計・公表した。 ・電子報告システム(みやぎ産廃報告ネット)の運用・保守, 同システムの利用促進に向けた啓発を行い, 処理実績報告の電子報告率は処理業者の 67.6% (2,758 件) となり, 前年比 0.5 ポイント上昇した。 ・排出事業者等に対する講習会を 4 回, 電子マニフェスト操作体験セミナーを 3 回実施した。 ・不法投棄の早期把握, 投棄防止のため, スカイパトロールや監視カメラの設置等を行った。また, 不法投棄防止の啓発活動として, ラジオ CM や広報車による巡回広報及び啓発グッズを作成し, 配布した。
29		野生鳥獣 保護適正 管理事業 (震災対 応分)	自然保護課	3, 738	・放射性物質の影響により,県内全域で,イノシシ、ニホンジカの出荷が制限され,捕獲頭数の減少が危惧されているため,狩猟による有害鳥獣捕獲を促進する。	・イノシシとニホンジカを捕獲した狩猟者に対し報償金を支給し、 狩猟による有害鳥獣捕獲を促進した。(狩猟捕獲促進事業 イノシ シ 633 頭,ニホンジカ 79 頭)
29	2	野生鳥獣 適 保護・軍 業		214, 915	ワグマ、ニホンザル)の適正管理を行うほか、有害 鳥獣捕獲対策へ取り組む団体への補助や、有害鳥獣 捕獲のための担い手育成に取り組む。 ・鳥獣被害対策専門指導員等を配置する。 ・カワウ生息分布状況調査を実施する。 ・傷病野生鳥獣の受入救護体制の確保に取り組む。	・第12次鳥獣保護管理事業計画及び各第二種特定鳥獣管理計画の進行管理を行った(検討・評価委員会1回,ニホンジカ,イノシシ,ニホンザル,ツキノワグマ部会各1回 計5回開催)。・新規会員及び有害捕獲に従事した継続会員の会費を減免した宮城県猟友会に対し,減免額に応じた補助金を交付した。・狩猟や有害鳥獣捕獲隊員として社会活動に貢献する意欲を有している県民を対象に,担い手育成のための「新人ハンター養成講座」を開催した(全6回,10名受講)。・イノシシ,ニホンジカの個体数を適正に管理するため,指定管理鳥獣捕獲等事業を実施した。(捕獲実績 イノシシ3,194頭,ニホンンジカ 611頭)・大河原地方振興事務所へ新たに2名の鳥獣被害対策専門指導員を配置し,計8名で鳥獣被害対策に従事した。・カワウの県内のねぐら・コロニーの位置を把握するとともに,繁殖時期やねぐら入調査等を実施した。・救護機関及び救護ボランティアに,傷病鳥獣の救護や一時飼養を依頼した。

施策	事業番号	事業名	担当課室名	令和2年 度決算額 (千円)	事業概要	令和 2 年度の実施状況・成果
	3	自然公園 等保全事 業	自然保 護課	21,988	・自然公園等における自然環境調査及び保全対策検 討を検討する。 ・環境保全地域内における行為指導をする。	・国立公園(1), 国定公園(2), 県立自然公園(8)における許可又は 届出事務を適正に行った。 ・ボランティア (83 人参加) との協働により, 世界谷地湿原のヨシ 刈りを行うなど, 自然公園における保全対策に取り組んだ。 ・県環境保全地域(16)及び緑地環境保全地域(11)における許可又は 届出事務を適正に行った。 ・自然環境保全地域等に指定された山林等の固定資産税の課税免除 を行った市町に対し, 交付金を交付した。
29	4	みやぎの 生物多様 性保全事 業	自然保 護課	3, 139		・「みやぎの生物多様性マップ」を改訂・作成(3,000 部)し自然保護学習施設などに配布した。・生物多様性フォーラム(44人参加)を開催した。・小学生低学年を主な対象とした学習教材を作成した。・宮城県希少野生動植物保護対策検討会を開催し、専門家の意見を伺った。(1回開催)・本県が選定している分類群の調査を行うとともに、これまでの調査で把握した希少野生動植物の生息地域等の情報を収集し、地図情報による運用について検討を行った。
29	5	湿地環境 保全・利 活用事業	自然保護課		の3つのラムサール条約湿地に加え,平成30年10 月に登録された志津川湾も含めてワイズユースを促進するための取組を行う。・蒲生干潟を保全するための音及・啓発を行う。・伊豆沼・内沼の自然再生(水生植物保全、湖岸植生保全、水質改善効果検討	・伊豆沼・内沼の植生保全や水質改善効果検討調査に取り組んだ。・伊豆沼・内沼のハス刈払いを関係者との連携の下,計画的に実施した。・大崎市(化女沼)に電気ショッカーボートを貸し出し、外来魚駆除技術の普及・啓発に取り組んだ。・「みやきの世界湿地マップ」(英語版 5,000 部)を作成し,市町村や関係施設などに配布した。・蒲生干潟自然再生協議会の再開に向けた具体的な作業・手続を行うとともに,情報交換会や事務局会議を開催した。
29	8	森林病害 虫等防除 事業	森林整 備課	161, 976	・松くい虫被害の拡大防止のため,被害木の伐倒処 理や薬剤の予防散布を実施する。	・薬剤空中散布, 地上散布を計画的に実施して被害の予防に努めた ほか, 被害木の適期駆除を行った。 薬剤空中散布面積 392ha 薬剤地上散布面積 108ha 当事業による被害木の駆除量 1,543 ㎡
29		松島景観 保全対策 事業	森林整備課	19, 183	・特別名勝「松島」地域内で,県所管松林における 被害跡地に松くい虫に抵抗性のある松を植栽し松林 を再生するほか,重要な松を保全するため樹幹注入 を実施する。	入を実施するとともに、島嶼部などの松くい虫被害跡地等に抵抗性
29	11	みどりの ふるさと づくり人 材育成・ 支援事業	自然保護課	350	「森林インストラクター」や「みやぎ自然環境サポーター」の養成講座を開催する。	・森林インストラクター養成講座は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で予定していた 18 回の講座及びそれに基づく認定試験が実施できないため、中止とした。 ・自然環境サポーター養成講座は、新型コロナウイルス感染症対策を実施しながら合計 7 回開催し、94 人が受講し、平成 16 年度からの累計受講者は 1,778 人となった。
29	12	里山林保 全事業	自然保 護課	5, 990	・身近なみどりを増やす植樹活動へ緑化木を配布す る	・宮城みどりの基金及びみやぎ環境税を活用し,市町村が設置・管理している施設等 17 か所において 1,784 本の緑化木を配付するとともに,植樹の指導等を行った。(累計:980 か所 199,736 本)・七ツ森森林公園内の歩道等の刈払いを行った
29		森林公園 等県有施 設機能拡 充事業		20, 380	・県民の森等の遊具、ベンチ、標識等整備を行う。 ・蔵王地域の自然環境と生息する動植物の関連性や 展示のわかりやすさ等に配慮した内容に、展示替え 等の改修を行う。 ・蔵王野鳥の森コース内の木製施設(階段、歩道) の改修を行う。 ・こもれびの森森林科学館を改修し、機能の充実を 図る。 ・松くい虫被害が著しい、昭和万葉の森のアカマツ 林の保全と健全化を推進する。	I ***** <del>**</del> *
			合計	2, 747, 578		

うち環境生活部 4 課室 1,306,323 うち水産林政部 2 課 1,441,255

出所:宮城の将来ビジョン及び宮城県震災復興計画 成果と評価(令和3月9月 宮城県)

### 宫城県内部統制基本方針

東日本大震災からの復興後の行政運営を見据え、今後の人口減少社会においても行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していくため、事務事業の執行に伴うリスク等を認識し、公正で適切な職務の執行を行うための内部統制の充実に向けた取組を総合的かつ横断的に推進し続けることが必要です。

事務事業の適正な執行を組織的に補完させる仕組みを構築することにより、事務事業の合理化と職員への負担軽減が図られ、もって効率的・効果的な行政運営の確立と県民の県行政への信頼を確保するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第150条第1項の規定に基づき、以下のとおり内部統制基本方針を定めるものです。

なお、内部統制の対象とする事務は、財務に関する事務とします。

### 第1 内部統制機能の有効性の確保

内部統制機能の有効性の確保を図るため、全庁的な体制を確立し、組織的に取り組むとともに、行動計画を策定します。

### 第2 職務の執行が法令等に適合することの確保

- (1) 県及びすべての職員は、職務の執行が地方自治法その他の法令等に適合し、公正・ 公平に行われるよう法令等を遵守します。
- (2) 内部統制は、組織内すべての者によって遂行される取組であるため、定期的に職員への周知を図るなど、不適正な事務処理等の未然防止に努めます。
- (3) リスクの分析・評価により、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対策を決定し、適切にリスク管理を実施します。
- (4) 法令等に適合しない職務の執行(以下「不適正処理」という。)が認められた場合には、不適正処理が発生した原因を調査し、再発防止に努めます。

### 第3 職務の執行が有効かつ効率的・効果的に行われることの確保

県の行政経営理念を明確化するとともに、適切な行財政運営を行い、その成果について評価を実施すること等により、職務執行の有効性及び効率性を確保し、効果的な行財 政運営に努めます。

#### 第4 財務報告の信頼性の確保

予算, 予算の説明書, 決算等財務報告に重要な影響を及ぼす情報の信頼性を確保します。

### 第5 資産の保全及び有効活用

資産の把握及び管理を適正に行い、公有財産の利活用や処分等を推進します。

### 第6 県の職務の執行に係る情報の保存及び管理

職務の執行に関わる情報は、法令等に従い、適切に保存・管理し、棄損、漏えい、改 ざん等を防止します。

### 第7 内部統制機能のモニタリング

- (1) 内部統制機能の有効性を確認, 評価するため, 内部モニタリング体制を整備し, 毎年度モニタリングを実施します。
- (2) 内部モニタリングの結果等を踏まえ、適時適切に行動計画を見直します。

### 第8 監査委員との連携

- (1) 県の内部統制機能の有効性を外部から評価するため、内部統制機能の整備・運用の 状況について、監査委員に対し適切に情報を提出します。
- (2) 内部統制機能の整備・運用について監査委員から意見が提出された場合には、適切 な措置を講じるものとします。

#### 第9 内部統制機能の整備・運用状況の公表

内部統制機能の整備・運用の状況については、県ホームページ等で公表します。

### 第10 内部統制機能の改善

内部統制システムの運用を行いながら、内部統制機能そのものについても改善を図っていきます。

令和2年4月1日 宮城県知事 村井 嘉浩 (平成26年6月2日制定) (令和元年7月1日改正)

出所:宮城県内部統制基本方針(令和2年4月1日宮城県)

### 令和2年度宮城県内部統制評価報告書

宮城県知事村井嘉浩は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

#### 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮城県知事村井嘉浩は、宮城県の内部統制の整備及び運用に責任を有して おり、「宮城県内部統制基本方針」(平成26年6月2日制定、令和2年4月 1日改定)を策定し、当該基本方針に基づき、財務に関する事務に係る内部 統制の整備及び運用を行っております。

#### 2 評価手続

宮城県においては、令和2年度を評価対象期間とし、令和3年3月31日 を評価基準日として、「宮城県内部統制評価要領」で定める手続きにより、 財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

#### 3 評価結果

「全庁的な内部統制の評価」は様式1,「内部統制の業務レベル評価」は 様式2のとおりですが、評価対象期間中に内部統制の重大な不備を把握した ため、宮城県の財務に関する事務に係る内部統制は評価対象期間において、 一部有効に運用されていないと判断しました。

#### 4 不備の是正に関する事項

評価対象期間中に把握した内部統制の重大な不備は次のとおりです。 宮城県啓佑学園の過誤調整に伴う給付費返還

これらの内部統制の重大な不備については様式3のとおり、不備の原因を 分析した上で、是正に向けた取組を行っています。

令和3年7月19日

宮城県知事 村井 嘉浩

出所:令和2年度宮城県内部統制評価報告書(令和3年7月19日宮城県)

添付資料 5. イノシシの市町村別捕獲数と被害額の推移

			捕獲数	(頭)		初	と	被害額(万円)		
	H30 (うち	指定管理)	R1 (うち	指定管理)	R2 (うち	指定管理)	H30	R1	R2	
仙台市	716	0	809	0	972	0	1,566	804	1,763	
石巻市	1	0	1	0	6	0	0	1	0	
塩釜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
気仙沼市	3	0	3	0	22	0	15	1	4	
白石市	1,775	287	1,814	86	2,149	0	1,919	1,160	1,795	
名取市	99	0	122	19	176	73	260	280	298	
角田市	1,424	377	1,316	209	1,457	686	366	666	624	
多賀城市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩沼市	152	26	118	16	161	102	2	156	39	
登米市	2	2	1	1	18	18	0	1	0	
栗原市	212	28	204	67	378	177	175	51	122	
東松島市	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
大崎市	184	4	305	25	749	59	348	433	582	
富谷市	39	0	52	0	56	0	15	8	20	
蔵王町	413	22	448	0	561	0	173	218	348	
七ヶ宿町	84	3	200	0	253	0	101	397	59	
大河原町	147	28	117	30	128	39	182	283	280	
村田町	397	154	535	90	637	256	250	350	386	
柴田町	142	55	124	17	224	123	183	112	147	
川崎町	383	92	439	122	684	407	122	127	140	
丸森町	1,781	531	1,776	309	1,894	1,003	256	287	372	
亘理町	125	33	104	35	147	78	410	410	410	
山元町	48	0	79	0	65	0	25	208	78	
松島町	0	0	0	0	1	0	0	9	33	
七ヶ浜町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
利府町	10	0	6	0	6	0	36	0	3	
大和町	219	11	374	41	441	85	947	1,273	1,541	
大郷町	0	0	0	0	6	0	22	22	79	
大衡村	30	0	86	0	103	21	52	255	172	
色麻町	13	0	12	0	32	0	85	29	77	
加美町	210	0	240	10	323	67	820	498	1,048	
涌谷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
美里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
女川町	0	0	0	0	0	0	0	0	69	
南三陸町	0	0	4	0	13	0	0	0	0	
(狩猟分)	1,465	0	1,502	0	1,175	0	0	0	0	
県計	10,074	1,653	10,791	1,077	12,837	3,194	8,328	8,038	10,492	

出所:自然保護課提出資料

### 添付資料 6. 公社等の経営評価

### 伊豆沼財団

## 6 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団

#### 1 基本情報

_													
所	在 地	栗原市若柳字	栗原市若柳字上畑岡敷味17-2						代 表 者	3	理事長	. 菊地 永祐	
電	話	0228-33-2216 ファックス 0228-33-2217			ホームページ	http://izunuma.org/							
設	立	昭和63年11月16日 改革分類 自立支援団体			県担当課	環境生活部 自然保護課							
	貝守の	第 宮城県 (	37.7%	) 第	栗	原市(	30.6% )	第	登米市 (	8.0% )	そ県内	市町村ほか (	23.7% )
3	状況	位 100,000	千円	位位		81,250	千円	位	21,350	千円	他	62,860	千円
	立目的		伊豆沼・内沼の自然環境の保全・活用に関する研究及び総合的						な施策の推済	進を図り,	出資等	265,460	千円
(定	≧款等)	併せて地域の向上に寄与する。									総額	( 100.0	O% )

#### 2 主な事業内容

	- 1674111									
	事業名	事美	業費(単位∶千	円)	事業内容					
	尹未石	平成30年度	令和元年度	令和2年度	争未内谷					
事業1	県サンクチュアリセンター管理運 営事業	28,724	30,262	30,539	宮城県伊豆沼・内沼サンクチュアリセンターの 管理運営					
	全体事業に占める割合	36.4%	39.1%	41.7%						
事業2	よみがえれ在来生物プロジェク ト事業	16,200	18,634	18,700	ゼニタナゴ等の在来生物増加促進及びショッカーボート等による外来生物の駆除					
	全体事業に占める割合	20.5%	24.1%	25.5%						
事業3	伊豆沼·内沼自然再生事業	10,314	12,606	14,366	湖岸における効果的な植生保全及び水生植物 保全					
	全体事業に占める割合	13.1%	16.3%	19.6%						
その他の事業	伊豆沼鳥獣保護区管理センター 管理事業ほか	23,664	15,846	9,714	鳥獣保護区管理センター施設の維持管理					
の事末	全体事業に占める割合	30.0%	20.5%	13.2%						
	全体事業費	78,902	77,348	73,319	宮城県伊豆沼·内沼サンクチュア					
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	リセンター					

### 3 評価

### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
伊豆沼・内沼の自然環境の保全及び活用を総合的に推進し、教育的効果の向上を図	ラムサール条約登録湿地である伊豆沼・内沼の貴重な自然環境を保全すべく、自然
りながら,地域活性化への寄与を目的に事業を展開している。また,本県における自然	再生事業を主体的に実施してきた。また、野鳥の生態、外来魚駆除等の調査・研究等
環境の研究機関として,時代の変化に対応した研究に積極的に取り組むとともに,有益	も行い,その実績・成果は広く情報発信されている。その他,県サンクチュアリセンター
かつ的確な情報提供を通じ地域のコーディネート役という認識のもと地域,研究機関並び	等の管理業務と併せて、自然環境教育の場として幅広い利用者に対応した活動も企
に関係団体などと幅広く連携し地域社会に貢献することで、本県の地域振興に寄与し、	画実施している。生物多様性の重要性が認識されており、関係機関・団体との協力・
財団の進展に繋げていく。	連携などを通じて財団の果たす役割は高く、今後の活動も期待できる。

#### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

(2) (河色) ,包围体的自己们面次0米的河北(河和2十及)	
団体による自己評価	県(主務課)の所見
①新規事業の獲得:新規事業は, 1件460千円, 廃止等の事業は1件6, 688千円, 全体では4, 029	①新規事業獲得:情報収集及び積極的な情報発信,関係機関等との交流を図り,新規性の富ん
千円の減額となったが、前年同様の事業が推進できた。	だ研究事業の創出に努めている。
②指定管理:県サンクチュアリセンターは、4月10日~5月31日まで(44日間)新型コロナウイルス	②指定管理:新型コロナウイルスの影響等を受けて入館者数は減少したが、 県サンクチュアリセ
感染拡大防止のため臨時休館を行った。また、7月の長雨により、ハスの花が少なかったことも影響	ンターを自然保護思想の普及啓発の場として有効活用し、新型コロナウイルス感染症対策を行
し, 昨年度より6, 876人少ない, 24, 932人の入館者となった。	いながら自主事業を実施すること等により、入館者の拡充を図っている。
③基金管理:運用金利低下傾向が継続している,昨年度とほぼ変わらぬ運用収入となった。	③基金管理:運用金利低下傾向が継続し、当面この厳しい状況の改善は見られないと思われる
④事務運営の効率化:センターの運営において、光熱水費、燃料費は、前年度とほぼ同額を維持す	ことから、より慎重な運用に努めることが期待される。
ることができた、さらなる節減を行う。	④事務運営効率化:省エネ等事務経費の節減等も図りながら、引き続き適正な予算執行と運営に
	努めることが期待される。

### (3)団体に対する総合評価(令和2年度)

	項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考 指標
1		県サンクチュアリセンターの指定管理者として、すべてにおいて法令順守で業務を行っている。また、沼の保全対策においても、環境法令に基づき業務を行っている。なお、事務職員においては、公益法人協会の研修会に積極的に参加させ公益法人が関わる法令等を学ばせている。	公益法人協会の研修において法令等について学ぶ機会を設ける等、組織運営の健全化に向けた取組を行っているが、引き続き コンプライアンスに関する規程の整備に向けた助言と指導を行っ ていく。	Α
	健全性 ※1	経費の削減により、一般正味財産増減額をブラスにすることができたが、依然として基金の運用果実による事業の展開は難しく、財政基盤が貧弱なため、財源の確保が主要課題である。伊豆沼・内沼環境保全対策の 先駆者として多くの事業を行っており、評価は高いことから、新規事業の継続的な獲得が必要である。	等に係る新規事業の開拓を行うとともに、事業の見直しなどの経営改善	Α
	踏まえた総合評価・ 今後の方向性と課題	境教育の推進と地域との連携等を通じ、広く地域社会に貢献するなど、そ	財団がこれまで蓄積してきた研究成果や実践活動への支援情報の提供を行うほか、継続した安定かつ充実した活動が行えるよう、県では財団の状況を踏まえながら、引き続き必要な助言・指導を行っていく。	総合 評価 A

<sup>※1</sup> 上記イ及び口における「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

#### 4 経営状況 (単位:千円)

	,	<u>、 ( 年 位 . 1 1</u> 区 5		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
	資産合		•	308,445	313,567	308.740	△ 4,827
	7/2 01	流動資産		15.349	18.799	14.906	△ 3.893
		固定資産		293.096	294.768	293.834	△ 934
貸			うち基本財産	264.863	265,120	265,460	340
借	負債合	<u>└</u>	) SETTIME	23,652	30.357	24,548	△ 5.809
対		流動負債		6.720	12,045	5.057	△ 6.988
照		固定負債		16.932	18.312	19.491	1,179
表		шких	うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財	 産合計		284,794	283,210	284,192	982
		指定正味財產	Ě	264,864	265,120	265,460	340
		一般正味財産		19,930	18,090	18,732	642
	経常収2	益		82,830	81,343	77,332	△ 4,011
		うち事業収益		78,902	77,348	73,319	△ 4,029
正	経常費	·用		86,439	83,184	76,689	△ 6,495
味		うち管理費		7,485	8,091	5,934	△ 2,157
財	評価損益等調整前当期経常増減額			△ 3,609	△ 1,841	643	2,484
産増	当期経常増減額			△ 3,609	△ 1,841	643	2,484
減	経常外域	収益		0	0	0	0
計	経常外	費用		0	0	0	0
算		当期経7	常外増減額	0	0	0	0
書	当期一	般正味財産増	減額	△ 3,609	△ 1,841	643	2,484
	当期指:	定正味財産増	減額	395	257	339	82
		当期正味	財産増減額	△ 3,214	△ 1,584	982	2,566
	補助金			0	0	0	0
県	委託金	<b></b> %2		56,210	69,180	64,595	△ 4,585
の	負担金			0	0	0	0
財		補助的	金等合計	56,210	69,180	64,595	△ 4,585
政		総収	!入 ※3	83,225	81,600	77,671	△ 3,929
的		総収入に対す	る補助金等割合	67.5%	84.8%	83.2%	
関与	単年度?	貸付額		0	0	0	0
7	年度末2	貸付金残高		0	0	0	0
	損失補	賞(債務保証)	残高	0	0	0	0

<sup>※2</sup> 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。 (なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

### 5 主な経営指標

0 工。6性日117年					
評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	92.3%	90.3%	92.0%	1.7%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	228.4%	156.1%	294.8%	138.7%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資產合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	-4.4%	-2.3%	0.8%	3.1%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	9.0%	9.9%	7.7%	-2.2%

#### 6 組織・役職員の状況

(人)

O 4111490 12	5 相域 区域员57 区76						
	役職員の人数	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況		
役員	常勤 (うち県OB)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	常勤役員		
1又貝	非常勤 (うち県OB)	11 ( 0 )	11 ( 0 )	11 ( 0 )	平均年齢 1名のため非公開		
	常勤職員 (※4)	3	3	3	平均年収 1名のため非公開		
	プロパー職員	3	3	3	(千円)		
職員	県OB	0	0	0	常勤職員(プロパー)		
	県派遣職員	0	0	0	平均年齡 50.8		
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 6.987		
	上記以外の職員(※5)	7	5	4	(千円) 0,967		
障害者雇用	用の状況 (※6) 法定雇用	障害者数の算定の基礎となる	労働者数 - 雇用障	宇者数 - 実雇用率	- % 不足数 -		

<sup>※4</sup> 常勤職員:プロパー職員, 県派遣・県OB, その他の派遣職員(県以外の自治体, 民間企業等)を指すもの。

<sup>※3</sup> 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産<u>増加</u>額【正味財産増減計算書】

<sup>※5</sup> 上記以外の職員: 任期付職員, 契約社員、嘱託、非常動職員、臨時職員及びバート・アルバイト等、常動職員に該当しない職員の合計を指すもの。 ※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

<sup>【</sup>除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

# 8 公益財団法人宮城県環境事業公社

### 1 基本情報

所	在:	地	黒川郡大和町鶴巣小	代表者	理事	事長 後	後 藤	康 宏			
電		話	022-343-2877	ホームページ	http://www.miya-kan.or.jp						
設		立	昭和52年4月1日	改革分類	自立支援団体	県担当課	環境生活部 新最終処分場整備対策室				
	資等(	カ	第 自己資金 ( 66.7%	) 第 宮	城県 ( 33.3% ) 第	- (	- ) {	ŧ .	-	(	- )
	状況		位 100,000 千円	50,000 千円 位	-	千円 代	也	-		千円	
	五日的 廃来物の定理及び循環主性会の形成に関する事末と11 JCCにより、反対な環境と権   山真寺						50,000	千円			
(定	款等	手)	持し、もって県民の健康な生	活に寄与す	てる。			総額	(	100.0%	)

### 2 主な事業内容

	<b>声</b> 类 <i>名</i>	事美	業費 (単位:千	円)	声类中央
	事業名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	事業内容
事業1	廃棄物処理に関する事業(公益 目的事業)	1,535,851	1,491,200	1,190,233	産業廃棄物の埋立処分
	全体事業に占める割合	99.3%	99.4%	99.3%	
事業2	循環型社会の形成に関する事業 (公益目的事業)	10,258	9,455	8,593	環境シンポジウム等普及啓発, 環境協賛事 業, 廃棄物斡旋
	全体事業に占める割合	0.7%	0.6%	0.7%	
事業3					
	全体事業に占める割合				
その他の事業					
1. 1. 1.	全体事業に占める割合				
	全体事業費	1,546,109	1,500,655	1,198,826	指定管理者
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%	

### 3 評価

### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標 住民と行政との協調を図りながら、事業者の産業廃棄物の適正 処理を支援するとともに、環境の保全及び美しい県土と健全な地 域社会の実現に寄与する。	県が期待する団体の役割(県施策との関連等) 廃棄物の円滑な受け入れのために、施設を適正に管理運営するとともに、3R等の循環型社会の形成に関する事業の推進に期待する。
(2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)	

り、地域の産業廃棄物の適正処理に資した。また、循環型社会の形成に 関する事業として、環境セミナーの開催や環境フェアへの協賛を行ってお り、一定の役割を果たすことができた。	団体による自己評価	県(主務課)の所見
	り, 地域の産業廃棄物の適正処理に資した。また, 循環型社会の形成に 関する事業として, 環境セミナーの開催や環境フェアへの協賛を行ってお	県内経済の発展や災害時の迅速な復旧を支えるため、廃棄物処理施設の適正な運営を行うとともに、住民への普及啓発活動を通じ、循環型社会形成に係る一定の役割を果たすことができた。

### (3)団体に対する総合評価(令和2年度)

	項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考 指標
1	. 組織運営の 健全性 ※1	公社定款をはじめとし各種規程を遵守し,適正 かつ安全な処分場運営に務めている。また,公認 会計士による監査を実施することにより,健全な 資金管理を行っている。	業務規程等が整備され、内部統制等も図られている。また、公認会計士による監査や民間企業出身者を役員に置くなど、健全な組織運営がなされている。	А
	財務の 健全性 ※1		将来にわたる維持管理費も含め積立をするとともに、県からの財政的支援がなくとも収支相償を確保するなど、財務状況は健全である。	А
	(2)及び上記イ・ロを 踏まえた総合評価・ 今後の方向性と課題	廃棄物適正処理及び循環型社会の形成に関する事業ともに、関係者との連携を図りながら円滑に進めることができた。財政も健全に推移しており、引き続き維持管理積立金の確保に努めていく。	組織運営、財務状況ともに健全に運営されている。今後も、法令遵守や効率的運営が図られるよう必要な助言等を行っていく。	総合 評価 A

<sup>※1</sup> 上記イ及び口における「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

#### 4 経営状況 (単位:千円)

区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	增減(R2 - R1)		
	資産合	計		12,758,718	13,536,524	13,986,824	450,300
		流動資産		396,190	407,416	496,807	89,391
		固定資産		12,362,528	13,129,108	13,490,017	360,909
貸			うち基本財産	150,568	150,584	150,599	15
	負債合	計		8,353,252	9,139,848	9,537,658	397,810
対		流動負債		200,583	246,432	211,883	△ 34,549
照		固定負債		8,152,669	8,893,416	9,325,775	432,359
表			うち長期借入金	0	0	0	0
	正味財	産合計		4,405,466	4,396,675	4,449,164	52,489
		指定正味財産	<u> </u>	50,052	50,055	50,058	3
		一般正味財産		4,355,414	4,346,620	4,399,106	52,486
	経常収	益		1,558,733	1,513,621	1,276,563	△ 237,058
		うち事業収益		1,521,645	1,478,953	1,239,763	△ 239,190
正	経常費	用		1,559,089	1,513,837	1,209,394	△ 304,443
味				12,980	13,182	10,568	△ 2,614
財	評価損益等調整前当期経常増減額			△ 356	△ 216	67,169	67,385
産増	当期経常増減額			△ 356	△ 216	67,169	67,385
減	経常外収益			2,015	0	0	0
計	経常外費用			2,983	8,577	14,683	6,106
算		当期経常	常外増減額	△ 968	△ 8,577	△ 14,683	△ 6,106
書	当期一	般正味財産増	減額	△ 1,324	△ 8,793	52,486	61,279
	当期指	定正味財産増	減額	3	3	3	0
		当期正味	財産増減額	△ 1,321	△ 8,790	52,489	61,279
	補助金			0	0	0	0
県	委託金	<b>※</b> 2		0	0	0	0
の	負担金			0	0	0	0
財	補助金等合計			0	0	0	0
政	総収入 ※3			1,560,751	1,513,624	1,276,566	△ 237,058
的	総収入に対する補助金等割合			0.0%	0.0%	0.0%	
関与	単年度	貸付額		0	0	0	0
7	年度末	年度末貸付金残高		0	0	0	0
	損失補	償(債務保証)		0	0	0	0

<sup>※2</sup> 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。 (なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。)

#### 5 主な経営指標

0 T.S.III III IX					
評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	34.5%	32.5%	31.8%	-0.7%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	197.5%	165.3%	234.5%	69.2%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資產合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	0.0%	0.0%	5.3%	5.3%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	0.8%	0.9%	0.8%	-0.1%

### 6 組織・役職員の状況

	和3年			1- 11-	年度における と職員の状況		
2	(	2	)	常勤役員			
8	(	1	)	平均年齢 62.5			
	16			平均年収	7.054		
				(TIII)	7.254		

- 12100 12	5 利益権が (人物) (人物) (人物)						
	役職員の人数	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況		
役員	常勤 (うち県OB)	3 (3)	2 ( 2 )	2 ( 2 )	常勤役員		
1又貝	非常勤(うち県OB)	9 (1)	9 (1)	8 (1)	平均年齢 62.5		
	常勤職員 (※4)	19	18	16	平均年収 7.054		
	プロパー職員	15	13	11	(千円) 7,254		
職員	県OB	4	5	5	常勤職員(プロパー)		
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢 49.6		
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収 6.151		
	上記以外の職員(※5)	3	3	4	(千円) 0,131		
障害者雇	用の状況 (※6) 法定雇用	障害者数の算定の基礎となる労	労働者数 – 雇用障	書者数 – 実雇用率	- % 不足数 -		

<sup>※4</sup> 常勤職員:プロパー職員, 県派遣・県OB, その他の派遣職員(県以外の自治体, 民間企業等)を指すもの。

<sup>※3</sup> 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額【正味財産増減計算書】

<sup>※5</sup> 上記以外の職員:任期付職員、契約社員、嘱託、非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等、常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)

<sup>【</sup>除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

### 38 公益財団法人みやぎ林業活性化基金

#### 1 基本情報

	坐作	Ħ t	TIX								
所	在均	ь	仙台市青葉区上杉2-4	代 表 者	理事長 佐藤 正友						
電	Ē	舌	022-217-4307	ファックス	022-22	26-8767	ホームページ	http://www.miyarin.or.jp			
設	<u> 1</u>	չ	平成4年9月14日	改革分類	x革分類 自立支援団体			水産林政部 林業振興課			
出	資等の	,	第 宮城県 (49.9%	) 20	成県森林 () ()連合会	5.0% ) 第	仙台市(	3.6% )		その他 (4	1.5% )
	状況		位 250,000 千円	日 位	25,000	千円 位	18,028	千円	他	207,272	千円
	設立 日明 林小の五重的成化の推行。 日進と因るため、過止日生に関する古元田寺と刊りとという。   山貞寺								千円		
( 5	E款等								)		

#### 2 主な事業内容

	事業名	事美	業費(単位∶千	円)	事業内容				
	尹未右	平成30年度	令和元年度	令和2年度	尹未內台				
事業1	「緑の雇用」技能者育成対策事業	19,344	22,684	24,576	認定事業体を対象に新規就業者の育成のための 研修等の実施				
	全体事業に占める割合	50.5%	46.5%	48.5%					
事業2	就労条件改善対策事業	6,532	7,032	7,033	林業団体の負担する林業労働者の社会保険等の 掛金助成				
	全体事業に占める割合	17.1%	14.4%	13.9%					
事業3	森林マネジメント力強化支援事業		5,720	5,799	林業経営体の経営者層対象を対象にした経営管理に関する研修の実施				
, ,,,,,	全体事業に占める割合		11.7%	11.5%					
その他の事業	普及啓発,担い手育成確保,就業 支援,安全講習等	12,408	13,396	13,230	新規就業者の確保及び育成を図るための研修会 や相談会の実施など				
07 爭未	全体事業に占める割合	32.4%	27.4%	26.1%					
	全体事業費	38,284	48,832	50,638	指定管理者				
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%					

#### 3 評価

### (1) 団体の使命・役割

	現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県か期付9 6団体の役割(県施東との関連等)
	県内の林業事業体の経営基盤は総じて脆弱であり, 事業体独自で労働者	基本財産の効率的運用及び事業の効率的実施により林業労働者の育
	の育成・確保を図ることは極めて困難である。そこで当財団では、林業労働	成・確保、普及啓発等に努め、林業の振興を図る。
	者の新規雇用の確保や就労者への技能講習等を通じて、地域林業の担い	経営者層向けに経営管理に関する研修を実施することにより、林業事
	手の育成に努めている。このことは林業事業体への支援のみならず,ひい	業体の経営改善及び就労環境改善の推進に寄与する。
	ては農山村地域の振興に寄与するものである。	
,		
	(2)(1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)	
	団体による自己評価	県(主務課)の所見
	団体による自己評価 林業新規就業者確保のため求職紹介斡旋, 合同面接会, 山仕事ガイダン	県(主務課)の所見 人材不足が深刻な林業において、担い手の確保及び新規就業者を中
	林業新規就業者確保のため求職紹介斡旋, 合同面接会, 山仕事ガイダン	人材不足が深刻な林業において、担い手の確保及び新規就業者を中心とした人材育成事業を実施する重要な機関であり、着実に事業を推進
	林業新規就業者確保のため求職紹介斡旋, 合同面接会, 山仕事ガイダンス等を実施した。参加者は延べ57名, このうち8名が林業事業体に就業し	人材不足が深刻な林業において、担い手の確保及び新規就業者を中心とした人材育成事業を実施する重要な機関であり、着実に事業を推進

| 一対し栓宮有及び森林施業プランテー向け研修を実施。 林業労働安全対策における事業としては、各種安全講習や技能講習等参加に対する助成のほか、現場での安全研修、伐倒訓練機を用いた伐倒練習等により、作業の効率化と安全防止を図った。

#### (3)団体に対する総合評価(令和2年度)

(S) (E) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S) (S							
項目		団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考 指標			
1	, 組織運営の 健全性 ※1	財団職員は宮城県森林組合連合会からの出向となっており、当財団で定めている規程以外は、出向元の規程により執行している(令和3年度から出向を解消し、独自の就業規則等を制定)。	コンプライアンスに関する規程を策定しており、組織運営について、改善を図りながら健全性の強化を進めている。	А			
⊏	財務の 健全性 ※1	公益法人会計に詳しい公認会計士による定期的な チェックを受け、会計処理は適切に行っている。平成29年 度まで財産増減額がマイナス計上であったが、見直しを 図り、平成30年度以降プラスとなっている。	運営改善のため、平成28年度から事業規模を3年で段階的に縮小し、支出超過を解消した。平成31年度からは林業労働力の確保と育成に必要な事業の実施を、収益に基づく事業計画に即して実施している。	А			
	(2)及び上記イ・ロを 踏まえた総合評価・ 今後の方向性と課題	事業収益は年により変動はあるが、基本財産による運用益は毎年定額で安定して入るために、国及び県等の事業内容に大きな変動が起きない限り問題は生じない。	組織運営及び財務の健全性の向上について取り組んでおり、着実に成果が出ている。人口減少下において、林業労働力の確保と育成のため、県の施策と連携した実行機関として、さらに重要性が高まっていくものと見込れる。				

<sup>※1</sup> 上記イ及び口における「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

#### 4 経営状況 (単位:千円)

4 在各认法(甲世: 〒门)									
区分				平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)		
	資産合			679,560	685,577	624,977	△ 60,600		
		流動資産		17,355	21,870	32,803	10,933		
		固定資産		662,205	663,707	592,174	△ 71,533		
貸			うち基本財産	662,205	663,707	586,724	△ 76,983		
借	負債合	H		2	1,505	310	△ 1,195		
対		流動負債		2	1,505	310	△ 1,195		
照		固定負債		0	0	0	0		
表			うち長期借入金	0	0	0	0		
	正味財	産合計		679,558	684,071	624,666	△ 59,405		
		指定正味財產	董	660,629	662,127	590,349	△ 71,778		
		一般正味財産		18,929	21,944	34,317	12,373		
	経常収	益		41,855	53,490	57,708	4,218		
		うち事業収益		31,705	43,407	44,121	714		
正	経常費	用		41,141	50,478	54,255	3,777		
味		うち管理費		2,857	1,646	3,617	1,971		
財	評価損益等調整前当期経常増減額		714	3,012	3,453	441			
産増	当期経常増減額			773	3,015	3,291	276		
垣減	経常外	収益		0	0	9,082	9,082		
計	経常外	費用		0	0	0	0		
算		当期経	常外増減額	0	0	9,082	9,082		
書	当期一	般正味財産増	減額	773	3,015	12,373	9,358		
	当期指:	定正味財産増	減額	24,576	1,498	△ 71,778	△ 73,276		
		当期正明	<b>財産増減額</b>	25,349	4,513	△ 59,405	△ 63,918		
	補助金			8,206	8,574	9,785	1,211		
県	委託金	<b>%</b> 2		0	5,720	9,759	4,039		
の	負担金			0	0	0	0		
財		補助:	金等合計	8,206	14,294	19,544	5,250		
政		総収	八 ※3	66,431	54,988	62,751	7,763		
的		総収入に対す	- る補助金等割合	12.4%	26.0%	31.1%			
関与	単年度	貸付額		0	0	0	0		
7	年度末2	貸付金残高		0	0	0	0		
	損失補償(債務保証)残高			0	0	0	0		
	大人間  大人間  大人間								

次 委託金・随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。 (なお、非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は、利用料金収入を含めた額を計上している。) ※3 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産増加額[正味財産増減計算書]

### 5 主な経営指標

0 工では日1日1年					
評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	100.0%	99.8%	100.0%	0.2%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	867750.0%	1453.2%	10581.6%	9128.4%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	1.8%	5.6%	5.7%	0.1%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	6.8%	3.1%	6.3%	3.2%

#### (人) 6 組織・役職員の状況

〇 小丘小成・12	、「「「「「「「」」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「「」」、「						
	役職員の人数	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (6月末現在)	令和2年度における 常勤役職員の状況		
役員	常勤 (うち県OB)	1 ( 0 )	1 ( 0 )	1 ( 0 )	常勤役員		
1又貝	非常勤 (うち県OB)	9 (1)	9 (1)	9 (1)	平均年齢 1名のため非公開		
	常勤職員 (※4)	6	6	4	平均年収 1名のため非公開		
	プロパー職員	2	2	0	(千円) 1400元初非公開		
職員	県OB	4	4	4	常勤職員(プロパー)		
	県派遣職員	0	0	0	平均年齢 -		
	その他の派遣職員	0	0	0	平均年収		
	上記以外の職員(※5)	0	0	0	(千円)		
障害者雇用	用の状況 (※6) 法定雇用	障害者数の算定の基礎となる労働	働者数 - 雇用障害	書者数 - 実雇用率	- % 不足数 -		

<sup>※4</sup> 常勤職員:プロパー職員, 県派遣・県OB, その他の派遣職員(県以外の自治体, 民間企業等)を指すもの。

本団体の常勤職員は、宮城県森林組合連合会からの出向である(令和2年度まで)。

<sup>※5</sup> 上記以外の職員:任期付職員,契約社員、嘱託,非常勤職員、臨時職員及びパート・アルバイト等,常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。
※6 6月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載)
【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

### 39 一般社団法人宮城県林業公社

### 1 基本情報

	<del>*************************************</del>	, ,,	^							
所	在 地	b	仙台市青葉区堤通雨宮町4番17号				理事長 勝又 敏彦			
電	<b>1</b> 2	5	022-275-9171	ファックス	022-275-9172	ホームページ	http://ww	w.miyagi	i-rinkou.sakura.	ne.jp/
設	立	<u>.</u>	昭和41年6月23日	改革分類	改善支援団体	県担当課	水点	産林政部	3 森林整備課	
	資等の	領	宮城県 ( 86.9%	) 第 粟	更原市 ( 1.0% ) <sup>第</sup>	大崎市(	1.0% )	<del>ح</del> ح	-の他 (11	1.1% )
状況		位	100,000 千円	日位	1,100 千円 位	1,100	千円	他	12,900	千円
	立目的		造林、育林等森林・林業に関する事業を行い、森林資源の造成、水資源の の保全を推進し、もって農山村の振興と県民の福祉の向上に寄与する。				のかん養並びに自然環境		115,100	千円
K)	(款等)	0						総額	( 100.0%	)

#### 2 主な事業内容

	- 工化学术内存								
	事業名	事業費(単位:千円)		円)	事業内容				
	尹耒石	平均30年度	令和元年度	令和2年度	尹未內谷				
事業1	分収林事業	340,228	322,580	235,353	分収方式による造林事業				
	全体事業に占める割合	84.1%	83.1%	76.4%					
事業2	県有林業務受託事業	59,052	52,740	59,353	県有林の管理受託				
7.7.2	全体事業に占める割合	14.6%	13.6%	19.3%					
事業3	その他の受託事業	5,468	12,980	13,420	山林調査等業務受託				
7,70	全体事業に占める割合	1.4%	3.3%	4.4%					
その他									
の事業	全体事業に占める割合								
	全体事業費	404,748	388,300	308,125	指定管理者				
	全体割合	100.0%	100.0%	100.0%					

#### 3 評価

### (1) 団体の使命・役割

現在の団体としての公益的使命・役割・目標	県が期待する団体の役割(県施策との関連等)
県内唯一の森林整備法人として、森林造成等の森林整備を通して、自然環境の保全や地球環	平成30年3月策定の「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」における取組である「資源の循環
境問題への貢献、農山村の振興への寄与が求められている。また、東日本大震災の復興に向け	利用を通じた森林の整備」及び「多様性に富む健全な森林づくりの推進」の推進主体として、県土
て木材供給等の役割が期待されている。	や自然環境の保全等に重要な役割を担っている。また、平成23年10月策定の「みやぎの森林・
	林業の震災復興プラン」に掲げる「効率的な森林整備の推進による安定的な木材生産の確保」
	及び「林業の活性化に向けた雇用の維持・確保」についても大きな役割を果たすことが期待され
	ている。

### (2) (1)に対する団体の自己評価及び県の所見(令和2年度)

	団体による自己評価	県(主務課)の所見
公社は、県内唯一の森林整備	情法人として, 県土保全等の公益的機能の発揮に努めているほ	公社の主たる事業である分収林事業により、「新みやぎ森林・林業の将来ビジョン」における
か、地球温暖化対策としての森	林整備など社会的要請は大きいと認識している。また、木材の安	取組である「資源の循環利用を通じた森林の整備」及び「多様性に富む健全な森林づくりの推
定供給への役割も期待されてい	いることから効率的な木材生産体制の確立を図ることが必要であ	進」を実行している。分収林事業で収穫された木材は県内の木材加工工場に搬入され,復興用
る。		資材等として活用されている。また,年間通じて事業を発注することにより,雇用の維持・確保に
		大きな役割を果たしている。

### (3)団体に対する総合評価(令和2年度)

	項目	団体による自己評価	県(主務課)の所見	参考 指標
1	組織運営の 健全性 ※1	組織運営の透明性を高めるため、各種規程等の整備に努めるとともに、 ウェブサイトを活用した情報発信を行ってきた。更なる改善を図るとともに 法令遵守について職員の周知を図ることにしている。 公認会計士と経理事務指導契約を結び、決算事務を中心に随時指導を 受けて、経理業務の適正化に努めてきたところであり、引き続き指導継続に よる健全化に努めることとしている。 職員確保は、事業継続の観点からも重要な課題であることから管理費抑 制の視点を含めながら、人材育成・確保に努めていくこととしている。	組織統制に関する規程については概ね整備され内部統制が図られるとと もに、ホームページにより情報発信を行い、財務状況等の情報公開を実施 している。 経理業務については、公認会計士が決算事務等を中心に関与している が、適正な会計処理が行われるよう引き続き指導・助言を行っていく。 今後、分収林事業で主伐計画が増えていくことから、適切に人材の育成・ 確保に努めるように指導・助言を行っていく。	А
	財務の 健全性 **1	や搬出間伐事業の一部中止による事業販売収入が減額となる一方,太陽 光発電施設建設事業実施に伴う補償金収入や前年度事業の補助金の繰 越により当期一般正味財産増減額が増額となった。		В
	踏まえた総合評価・	画的事業実施を図り、更なる経営改善を進める。 第二期分収林経営計画(平成28年度~令和7年度)も5か年が経過するこ	組織運営は概ね適正と判断される。財務の健全性については、今後、公社が所有する森林が徐々に利用期を迎え、主伐が本格化する令和4年頃からは収入の増加が期待できる。一方、令和4年度からは県貸付金の返済が始まるため、償還準備積立金を積み増す必要があり、公社の経営再建を一層進めていく必要がある。	総合評価
Ą	今後の方向性と課題	とから、事後評価も踏まえ再検討することとし令和3年3月に改定した。また 公社再建計画アクションブラン(8ヶ年計画)も最終年度となることから、事 案の効率化を進め経営の安定化及び自立的運営の確立を目指す。さらに、 木材需要に対応した木材生産販売に努め利益向上を図っていく。		В

<sup>※1</sup> 上記イ及び口における「団体による自己評価」・「県(主務課)の所見」及び「参考指標」は、それぞれの項目に係る経営評価指標に基づき記載しているもの。

#### 4 経営状況 (単位:千円)

	T - 1/1/2	区(単位, 干)		平成30年度	令和元年度	令和2年度	増減(R2 - R1)
	資産合		, <u>,</u>	1,667,640	1,634,002	1,736,600	102,598
	<b>只</b> 庄口	流動資産		268,967	262,191	366,707	104,516
		固定資産		1.398.673	1.371.811	1.369.892	△ 1.919
44.		四人只庄	うち基本財産	10,152	0	0	0
貸借	負債合	<u> </u> ≣+	プラを不利圧	1,168,591	1,199,638	1,194,899	△ 4,739
対	ZZ	流動負債		42,087	55,891	34,031	△ 21,860
照		固定負債		1.126.504	1.143.747	1,160,868	17,121
表		E C C C	うち長期借入金	957,567	976.567	994.567	18,000
	正味財	L	73KMII/(II	499,049	434,364	541,700	107,337
	22.3(1)	指定正味財産	<u> </u>	10,152	0	0	0
		一般正味財產		488,897	434,364	541,700	107,337
	経常収			407,401	324,410	312,293	△ 12,117
	12.112	うち事業収益	;	163,872	184,052	174,930	△ 9,122
正	経常費	用		398,810	364,307	299,036	△ 65,271
味	11.13.50	うち管理費		98,460	106,341	102,580	△ 3,761
財	評価損益等調整前当期経常増減額		8,591	△ 39,897	13,257	53,154	
産	当期経常増減額			8,591	△ 62,809	16,944	79,753
増減	経常外	収益		198,043	10,779	99,352	88,573
計	経常外	費用		2,746	2,503	8,960	6,457
算		当期経:	常外増減額	195,297	8,276	90,392	82,116
書	当期一	般正味財産増	減額	203,888	△ 54,533	107,337	161,870
	当期指	定正味財産増	減額	0	△ 10,152	0	10,152
		当期正味	財産増減額	203,888	△ 64,685	107,337	172,022
	補助金			233,089	131,109	125,692	△ 5,417
県	委託金	<b>※</b> 2		60,524	65,720	72,773	7,053
の	負担金			0	0	0	0
財		補助:	金等合計	293,613	196,829	198,465	1,636
政		総収	八 ※3	605,444	325,037	411,645	86,608
的		総収入に対す	- る補助金等割合	48.5%	60.6%	48.2%	
関与	単年度	貸付額		23,000	19,000	18,000	Δ 1,000
<del>' '</del>	年度末	貸付金残高		957,567	976,567	994,567	18,000
	損失補	償(債務保証)	残高	0	0	0	0

<sup>※2</sup> 委託金:随意契約によるものが対象。指定管理者制度に係る管理委託料は、非公募により選定された場合が対象。 (なお, 非公募で指定管理者となった団体で利用料金収入がある場合は, 利用料金収入を含めた額を計上している。)

#### 5 主な経営指標

0 工みに口口は					
評価項目	算式等	平成30年度	令和元年度	令和2年度	增減(R2 - R1)
正味財産比率	正味財産合計÷資産合計(総資産)×100	29.9%	26.6%	31.2%	4.6%
流動比率	流動資産÷流動負債×100	639.1%	469.1%	1077.6%	608.5%
借入金依存度	(長期借入金+短期借入金)÷資産合計(総資産)×100	55.7%	57.4%	59.8%	2.4%
経常利益率	当期経常増減額÷経常収益×100	2.1%	-19.4%	5.4%	24.8%
管理費比率	管理費÷経常収益×100	24.2%	32.8%	32.8%	0.0%

### 6 組織・役職員の共況

6 組織・役職員の状況 (人)																	
役職員の人数					令和元年度 (実績)			令和2年度 (実績)				令和3年度 (6月末現在)			令和2年度における 常勤役職員の状況		
役員	常勤 (うち県OB)		1 (1)		1	( 1 )		)	1 (1)		常勤役員						
汉貝	非常勤 (うち県OB)		県OB)	14	(	0	)	14	(	0	)	1	2 (	0 )	平均年齢	1名のた	め非公開
	常勤職員 (※4)				14			13				14			平均年収	1名のため非公開	
		プロパー職員		10			10				10			(千円)	「石のため非公開		
職員		県OB		4		3				4			常勤職員(プロパー)				
		県派遣職員			0 0 平		平均年齢	47	7.6								
		その他の派遣職員		0		0				0			平均年収 4.70		702		
	上記以外の職員(※5)			2		2			2			(千円)	4,7	4,792			
障害者雇用	障害者雇用の状況 (※6) 法定雇用障害者数の算定の基礎となる							労働者数	ı	Ā	雇用障害	害者数	_	実雇用率	- %	不足数	
V/ 4 245 #L 1946 E	ツム 労耕職品 プログ 職品 目ぶま 目の えの体のぶま職品/目以及の自治体 見明の要集/セセナの																

<sup>※4</sup> 常勤職員:プロパー職員, 県派遣・県OB, その他の派遣職員(県以外の自治体, 民間企業等)を指すもの。

出所:令和2年度第V期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組状況及び経営評価等に関する報告(令 和3年8月 宮城県)

<sup>※3</sup> 総収入=経常収益+経常外収益+当期指定正味財産<u>増加額</u>【正味財産増減計算書】

<sup>※5</sup> 上記以外の職員:任期付職員,契約社員,嘱託,非常勤職員,臨時職員及びパート・アルバイト等,常勤職員に該当しない職員の合計を指すもの。

<sup>※6 6</sup>月1日現在で、公共職業安定所に提出する『障害者雇用状況報告書』の数値を掲載しているもの。(法定雇用率が課せられている団体のみ記載) 【除外率が適用となる団体は、除外率適用後の常用労働者数に基づき記載】

#### 添付資料 7. 改善支援団体の取組状況

団体番号	39	団体名	一般社団法人宮城県林業公社	県主務課	水産林政部 森林整備課		
第V期計画に 県の改革の進		であるが, 引き	○月の特定調停成立を経て第三セクター等改続き最終的な県民負担の更なる圧縮と本県村 け、自立的経営の確立のための更なる経営改	業の振興、森林	の公益的機能の発揮に対する		

#### (1)経営改善の目標

平成25年10月に成立した特定調停にあたり策定した「再建計画(平成25年6月作成)」に基づき、令和3年度までの自立的経営の確立を目指すこととしていることから、経営改善策に係る具体的な取組についての行動計画を定めた「再生計画アクションプラン(平成26年3月作成)」の確実な実行を図る。

#### (2) 改革スケジュール及び取組状況(令和2年度)

(2)		
主 体	改革スケジュール	取組状況
団体	○収入の増大、収益性の向上 ○新たな収入の確保 ○事業コスト、管理コストの縮減 ○先導的な森林経営の展開 ○情報公開の推進	〇分収林経営計画の見直しを行い、間伐を主体とした長伐期施業から45年生で主伐を行う短伐期施業への転換等、収益性の向上を図った。 〇「宮城県市町村森林経営管理サポートセンター」の運営業務を受託し、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度の推進に向け、市町村への技術的な指導助言等を行った。 〇職員の年齢構成の偏りをなくし、将来に渡り持続的な事業実施を行うため、人材育成や新たな人材の確保に努めた。 〇競争入札施行や複数年契約、伐採・造林一貫作業の一括発注方法などを採列し、事業コストの縮減を図るともに、管理コストの縮減に努めた。また、ドローンの導入による調査コストの縮減に努めた。また、ドローンの導入による調査コストの縮減に努めた。また、ドローンの導入による調査コストの縮減に努めた。手業計画・入札情報や決算資料、森林経営管理制度関連の積極的な情報公開に努めた。
県	〇再建計画の着実な実行に向けた指導助言	〇「一般社団法人宮城県林業公社経営改善推進会議」を2回開催し、再建計画アクションブランに基づく経営改善が着実に実施されるよう,計画的・効率的な事業執行による収入の確保、人件費の削減等による管理費の縮減等について、指導・助言を行った。また、公社の分収林経営計画見直しに係る担当者同士の打合せも2回行い、社会貢献や再造林に関する記載を追加するなど、県の施策にも合った計画となるよう調整を図った。

#### (3) 数値目標及び実績

(6) 妖に口伝及び失順										
項目	単位	令和元年度		2年	度	3年度		4年度		
<b>模</b> 口	半位	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
保育管理 (下刈除間伐等)	ha	170	164	180	141	204		210		
路網整備	km	36	26	26	17	52		53		
主伐	ha	61	47	74	41	45		53		
搬出間伐	ha	225	173	171	86	220		220		
収支(収入·支出)	千円	1, 376	<b>▲</b> 19,770	21, 641	126, 377	12, 000		4, 000	•	

#### (4) 公社等外郭団体経営評価委員会の意見

#### 【平成28年2月】

〇次期分収林経営計画に基づく進行管理を十分に行い、最大限の経費節減と収益確保に取り組みながら、令和4年度からの自立的経営の実現を目指すこと。特に、分収割合の見直しについて成果が得られるよう、県と連携して、計画的に進めること。また、林業の魅力をアピールしながら人材の確保に努めるとともに、専門性の高い人材の育成を図ること。【団体】

〇分収林事業は費用と収益の対応が50年以上の長期にわたる事業であり、単年度収支からは実態が見えにくい。経営計画の進行管理 や適時の伐採・販売に対応する必要があることから、森林資産の時価評価を随時把握できる手法の導入を検討し、森林資産の適時・ 適正な把握に努めること。【団体】

〇団体の存続や森林整備事業には多額の税金が投入されていることから、県民が森林の公益的機能やその中で公社が果たす役割について価値観を共有できるような、分かりやすい情報発信を行うこと。また、森林保全の大切さや林業について体験・学習できるような取り組みについても検討すること。【団体】

〇県からの財政的援助が不可欠な団体であることから、経営計画の進行管理を適正に行うとともに、経費節減や収益確保策の検討な ど経営改善に向けた取り組みについても積極的に関与すること。特に、分収割合の見直しについては、団体単独での対応は難しいと 懸念されることから、県としても十分な支援を行うこと。【県】

#### (5) 特記事項

・平成28年3月 第二期分収林経営計画の策定【団体】

出所:令和2年度第V期宮城県公社等外郭団体改革計画の取組状況及び経営評価等に関する報告(令和3年8月宮城県)